

温泉地域研究

第26号

2016年 3月

論文

- 英文資料を活用した雲仙温泉における「避暑地時代」の成立過程に関する考察
 岡山俊直 (1)
- 浮世絵に描かれた有馬の湯女—その装いと仕事の変化について—
 樽井由紀 (13)

研究ノート

- 酸性泉の殺菌力比較と湯治に向けた温泉の検討 松本 馨 (25)
- タイ北部・ランパーン県における温泉観光開発
 浦 達雄・小堀 貴亮・アナウッド チョサップ・
 パンティラー シンタイポップ (31)

温泉裁判例研究

- 温泉採取権（源泉権）の無断使用者に対して温泉事業収益の23%を
 支払うように命じた事例 村田 彰 (39)
- 土地所有者との契約に基づき温泉を掘削、管理・利用している者の源泉権を認め、
 源泉所在土地の転得者に対する妨害排除請求を認めた事例 市川 正司 (47)

シンポジウム

- 箱根温泉郷の現況と今後の課題 (53)

書評

- 山村順次著：『47都道府県・温泉百科』 池永正人 (64)
- 石川理夫著：『温泉の平和と戦争』 飯島裕一 (65)

- 学会記事 (66)

日本温泉地域学会

英文資料を活用した雲仙温泉における「避暑地時代」の 成立過程に関する考察

A Study of Established Processes of "a Summer Resort Era for Foreigners" in Unzen Hot Spring Using English Literature

岡山 俊直*
Toshinao OKAYAMA

キーワード：雲仙温泉 (Unzen hot spring) ・ 雲仙プラン100 (Unzen plan 100) ・
避暑地時代 (summer resort era for foreigners) ・ 英文資料 (English literature)

1 はじめに

長崎県雲仙市小浜町の雲仙温泉は、普賢岳の南西に位置する温泉街である。温泉街は3つの地区(古湯、小地獄、新湯)に分けられるが、その歴史は古く、古湯は1652(承応2)年、小地獄は1731(享保16)年、新湯は1878(明治11)年に開かれている¹⁾。雲仙温泉を含む雲仙国立公園は、1934(昭和9)年に指定された日本で最初の国立公園のうちの一つである(現在の名称は雲仙天草国立公園)が、雲仙温泉一帯は、国立公園指定前の1911(明治44)年に長崎県が県立公園に指定し、独自に公園の施設整備を進めてきた。

その背景には、雲仙温泉が明治時代から西洋人の避暑地としてにぎわっていたという経緯がある。いわゆる雲仙温泉の「避暑地時代」である。地元の観光協会等が中心となって2011(平成23)年に作成した雲仙温泉の活性化プランである『雲仙プラン100』においては、雲仙の“一押し資源”の1つとして、「避暑地時代」という歴史が挙げられている²⁾。

「避暑地時代」を含む雲仙温泉の歴史については、これまでも何度かまとめられているが^{3) 4) 5) 6) 7)}、主に明治期における「避暑地時代」の成立の経緯については、十分に理解されているとは言い難い。一例を挙げるなら、西洋人観光客の増加と密接に関係してい

ると同時に、温泉街の景観変化に大きな影響のある西洋人向けホテルの創業年は、資料によってまちまちなのである(表1)。

雲仙温泉については、大正期には比較的多くのガイドブックや旅行記等が刊行されており^{8) 9) 10) 11) 12) 13) 14)}、また県立公園に指定された明治44年以降は長崎県による公文書等(長崎県立図書館蔵「雲仙公園事務所旧蔵資料」)も残されている。しかしながら、明治期に日本語で記された文献は、旅行ガイドブック^{15) 16)}および個人の執筆による旅行記^{17) 18)}、が確認されるのみである。歴史ある雲仙温泉であるが、「避暑地時代」成立期に日本語で記された一次資料は多くないのである。

一方、当時は多くの西洋人が雲仙温泉を訪問していたため、西洋人向けのガイドブックや、新聞や雑誌等に掲載された西洋人による雲仙温泉の旅行記が残されている。雲仙温泉の「避暑地時代」の成立の詳細を知るには、このような英文資料の研究が不可欠であると思われるが、これまでにはほとんど発掘、研究されていない。

雲仙温泉と西洋人旅行者の関係に関する先行研究としては、西洋人の避暑地としての雲仙温泉の成立を長崎の世界経済編入の一環として論じたもの¹⁹⁾、大正・昭和初期における雲仙温泉を中心とした交通網の整備と観光

*福岡女子大学 (Fukuoka Women's University)

表1 3種の資料における新湯地区の主な
西洋人向けホテルの創業年

年	参考文献3) (1926)	参考文献6)表5 (1984)	参考文献7) (2004)
1890		雲仙 *2	
1894	亀の家 *1		
1896	雲仙 *2		
1897	高来	高来	
1903		有明	
1906	九州 有明		有明
1907	富貴屋	新湯 日ノ出 *3	
1908			新湯
1913			九州
1914			高来
1915		富貴屋	
1917		九州	

- *1 亀の家ホテルは、温泉ホテルの前身とされる
 *2 雲仙ホテルは、創業時は「温泉ホテル」表記であり、戦後になって「雲仙ホテル」表記に変更されたが、本稿では「雲仙ホテル」表記に統一した。
 *3 日ノ出ホテルは、富貴屋ホテルの前身とされる

開発に関するもの²⁰⁾、1930年代の国策による雲仙温泉における国際リゾート開発²¹⁾、昭和の高度経済成長期における雲仙温泉の発展と客層の変化²²⁾、明治期の雲仙温泉におけるロシアによるサナトリウム建設計画の経緯の詳細²³⁾、戦前の日本における外国人避暑地の全貌を明らかにする一環として雲仙温泉を扱っているもの²⁴⁾、明治から昭和初期における雲仙温泉の形成過程に関する基礎的研究²⁵⁾等があるが、主に明治期の雲仙温泉における「避暑地時代」の成立過程に関する詳細な研究は無い。

本研究では、和文資料に加えて、明治期から大正初期にかけての英文資料を活用して、雲仙温泉における「避暑地時代」の成立を、主に西洋人観光客の増加とそれに伴う西洋人向けホテルの創業という観点から明らかにすることを目的とする。

2 本研究において用いた資料について

雲仙温泉の歴史を網羅的にまとめた資料としては、長崎県が雲仙の国立公園指定50周年を記念して1984(昭和59)年に刊行した『雲仙の歴史』⁶⁾が最も新しい。この資料では、本文中に逐一出典を明記せず、巻末に『長崎県温泉誌I(雲仙編)』⁵⁾を引用した旨の注記がある。『長崎県温泉誌I(雲仙編)』⁵⁾は、本文脚注に詳細な出典を挙げているが、「温泉街の変遷」の項は、その大部分が、金井(1893)¹⁷⁾、上野(1914)⁹⁾および長崎県(1932)⁴⁾からの引用である。

これらの内長崎県(1932)⁴⁾には、参考文献が付されていないが、今回の研究により、長崎県(1932)⁴⁾における温泉街の発展に関する記述²⁶⁾は、園(1926)³⁾からの引用であることが判明した。雲仙温泉に本格的な西洋人向けホテルが創業する以前の西洋人の滞在風景や雲仙温泉最初の西洋人向けホテルである下田ホテルの館内の様子等が詳しく書かれているのは、園(1926)³⁾のみであり、長崎県(1932)⁴⁾におけるこれらの記述は、明らかに園(1926)³⁾からの抜粋である。また、「ブラウン」や“米国海軍将校7名”(後述)の記述も、今回調べた資料の中では園(1926)³⁾が初出であった。

以上のことから、現在、雲仙温泉の「避暑地時代」の歴史を語る際の底本となっているのは、金井(1893)¹⁷⁾、上野(1914)⁹⁾、園(1926)³⁾の3点であると判断した。よって、以下の項では、雲仙温泉の「避暑地時代」に関する和文資料としては、これら3点を主に引用する。

英文資料については、Newspaper Archive社のデータベース²⁷⁾に収録のNorth China Herald 紙および長崎歴史文化博物館に収蔵の明治・大正期に長崎で発行されていた英字新聞を、また英文旅行ガイドブックとしては、1884年から1913年まで約30年間、9版に渡って改訂され続けたジョン・マレー社の『A Handbook for Travellers in Japan』

を主に用いた。

3 雲仙温泉における「避暑地時代」の成立

(1) 1877 (明治10)年以前 (古湯時代)

雲仙温泉に西洋人が訪れた最も古い記録は、江戸時代の安政年間(1854～1860)に高島炭鋳の技師ブラウンが古湯の上田屋に宿泊²⁸⁾、また1867(慶応3)年に2人のイギリス人が日本人の案内人と共に雲仙温泉にやってきたが、小浜村の役人に取り押さえられ、長崎奉行所に護送²⁹⁾、さらに1870(明治3)年に米国海軍将校7名が日本人の通訳、ボーイ、コック等を連れて古湯の湯元旅館に宿泊²⁸⁾、などがある。慶応3年のイギリス人については、日本人の案内人の名前や取り押さえた役人の名前なども含めて、詳しい記述が残っているが、安政年間のブラウンと明治3年の米国海軍将校については、複数の資料に記されているものの、その出典は“雲仙古老の物語によると”²⁸⁾とされており、詳細が不明である。

この頃の雲仙温泉の旅館には、椅子、テーブル、ベッドのような西洋人向けの家具は一切無く、畳を数枚積み重ねてベッドとしていたという。また、一切の食料は長崎から持参するという不自由な生活であったが、西洋人は温泉に入ったり、普賢岳への登山を楽しむなどしていたという³⁰⁾。

その後、明治10年頃になると、長崎の宣教師や領事、九州在住の宣教師を始めとした西洋人観光客が増えたことに伴い、古湯の湯元旅館、萬屋、上田屋等の旅館が、建物をペンキで塗ったり、障子をガラス戸にする等、施設を洋風に改築すると同時に洋風の家具を備えるに至ったという³¹⁾。

今回の研究では、この頃の雲仙温泉の様子に関する一次資料が発見できていない。そのため、上記の様子は、大正時代以降に書かれた文献からの引用であるが、この時代の西洋人は日本に在住の宣教師や外交官が多く、古湯の和風旅館に宿泊していたことが推測され

る。

(2) 1878 (明治11)年～明治20年代 (新湯の開設、小地獄全盛時代)

この頃には、宿泊客の増加により、古湯だけでは手狭となったため、明治11年に新湯が開設され、それと同時に古湯にあった上田屋や亀の家等の旅館が新湯に移転した³²⁾。

新湯では、洋人風呂と称する1人用の箱風呂を作り、混浴を避けたため、西洋人の利用が多くなってきたという。同時にこの頃、小地獄においては、緑屋が西洋人向けに建物を洋風に改め、テーブル、椅子、ベッド等が雲仙温泉において初めて備わった。そして、雲仙温泉における最初の西洋人向けホテルである下田ホテルが創業したのもこの頃である。その後、緑屋も設備を改め、緑屋ホテルと改称した³³⁾。

この頃の雲仙温泉の様子を伝える資料として、長崎で発行されていた英字新聞に明治17年に掲載された雲仙温泉を紹介するコラム³⁴⁾がある。このコラムでは、“長崎は、港の魅力に反して街周辺に魅力的な場所が少ない。在住者は、新しく来た人から「どこを見ればいだろうか？」と聞かれてしばしば答えに窮する。そのため、長崎を去る者は、港は魅力的だが、長崎には港以外、他に見るべきものがない、という印象を持つ”と前置きした上で、“しかしながら、長崎に住んでいながら、雲仙を訪問しないのは後悔の元である”と、雲仙の魅力を強調している。

このことは、この頃の長崎の西洋人社会においては、雲仙温泉がまだそれほど有名ではなかったことを示唆する。この頃の雲仙温泉は、古湯が手狭になってきたため新湯を開設して西洋人向けの一人用浴槽を作り、小地獄では西洋人向けの純洋式ホテルが創業する程度に西洋人旅行者が訪問していたが、長崎や上海等に住む西洋人に広く知られていたわけではないということなのだろう。

この新聞記事では温泉について、古湯の公衆浴場は、建物が半分に仕切られており、半

分は地元民で入浴料は1回1銭、半分は旅行者用で1日に何度浸かっても60銭、小地獄の浴場は施設が新湯の物よりも優れていることなどが書かれている。

雲仙温泉最初の西洋人向けホテルである下田ホテルの創業年は、一般に1883(明治16)年とされることが多いが、今回調べた資料中、下田ホテルに言及した最も古い資料では“明治20年頃”⁹⁾とされており、また明治19年と明記している大正期の資料もあった³⁵⁾。また、明治17年の上記新聞記事においては、“小地獄はおよそ20の家から成るが、狭く家々が隣接しているため、滞在に適した場所ではない”³⁴⁾と記されており、下田ホテルの記述は無い。

さらに、同じ明治17年の『A Handbook for Travellers in Japan、第2版』³⁶⁾でも、西洋人向けの宿舎として、萬屋と上田屋が挙げられているが、下田ホテルの記述は無い。これらのことから、下田ホテルは明治17年の時点で十分に稼働していなかった可能性が高い。雲仙温泉における初の西洋人向けホテルである下田ホテルの創業は、現時点では明治20年頃とすべきだろう。

1889(明治22)年8月10日付の明治22年熊本地震を伝える上海の新聞記事³⁷⁾では、“popular resort Unzen”に滞在していた上海在住者は難を逃れた、という記述が見られることから、この時点で雲仙温泉が、既に上海で有名になっていたことが伺える。

なお、この記事は、Newspaper Archive社のデータベース²⁷⁾で検索する限り、避暑地としての雲仙温泉について言及した最古の記事である。同年8月28日には、雲仙温泉を上海在住の西洋人社会に広く知らしめるきっかけとなったといわれる新聞コラム「Unzen and round about it」³⁸⁾がやはり上海の新聞に掲載された³⁹⁾。これによると、近年、上海在住者の間で、夏の暑い時期のサナトリウムとして雲仙温泉の人气が高まっていること、また、雲仙温泉の魅力は、下田ホ

テルの設立で大いに高まったことが述べられている。さらに、雲仙温泉の各地区については以下の記述がある。

(小地獄) 新しい西洋人向けホテルがある。上海からの旅行者のほとんどは、このホテルに泊まる。しかし、残念なことにこのホテルは立地が良くない。このホテルは、源泉より標高の高い場所に位置するため、村の喧騒を見下ろすことになると同時に、西洋人にとって小地獄の公共浴場を使うのは全く無理なので、入浴するにはバケツで温泉をホテルにくみ上げるしかない。

(古湯) 数件の良い旅館があるが、浴場は西洋人にとっては使いづらい。

(新湯) 浴場を取り囲むように4軒の建物があり、うち3つは和風の宿屋だが、1軒は内湯のある清潔できれいな建物であり、西洋人客専用の予約ができる。新湯は、日本風家屋に住むことに満足している西洋人に多く利用されている。浴場があらゆる意味で満足できるのは新湯だけである。上田屋の新しい建物の調度は、西洋人宿泊者向けに特別に詭えられている。

これによると、下田ホテルの創業が雲仙温泉の評価を高めたこと、この時期の上海からの旅行者の多くは下田ホテルに宿泊していたこと、新湯には西洋人向けの本格的なホテルは無いが、西洋人を意識した宿屋と1人用の浴槽があり、浴場は高く評価されていたこと、古湯は西洋人向けではなかったことなどが分かる。

1890(明治23)年には、下田ホテルに宿泊した旅行者の手記が新聞に掲載された⁴⁰⁾。この旅行者は、夜暗くなった後、大雨の中をずぶ濡れになりながら、また途中道に迷いながらも下田ホテルにたどり着いている。下田ホテルに着いてからは、乾いた浴衣を提供されて感謝しつつも、貧弱な服装のために、他の上海からの旅行者とは夕食を共にすることができなかったと述べている。この頃のホテルにおいては、夕食時もある程度の身なりが

必要だったことが分かる。

明治24年には、『A Handbook for Travellers in Japan、第3版』が出版された。これによると、第2版では見られなかった“最近では、中国の外国貿易港に在住の外国人に人気のリゾートとなっている”⁴¹⁾という記述があり、また西洋人向け宿舎としては、第2版で挙げられた萬屋と上田屋に加えて、下田ホテルが初めて掲載された。

また明治24年は、新聞コラム「Unzen and round about it」がパンフレットとして出版された年でもある。このパンフレットの出版を伝える新聞記事⁴²⁾によると、かつては中国在住西洋人が健康を求める場所は煙台(Chefoo)であったが、最近では、旅費の安さと魅力のために九州が広く知られるようになったこと、一度九州を訪れた全ての旅行者が再度九州を訪問したいと強く思うこと、旅行者は1回の旅行で数週間滞在すること、また同趣旨の別の新聞記事⁴³⁾によると、雲仙は上海から近く、時間の限られている人や節約を旨とする人にお勧めであるとも述べている。

これらの記事によると、当時の雲仙温泉は高級なリゾート地というよりもむしろ手軽で安価なリゾート地であったことが分かる。

さらに同じ明治24年は、下田ホテルに宿泊した旅行者の手記が新聞に掲載された⁴⁴⁾。この手記は、台風によって下田ホテルの屋根が飛び、梁が落下するほどの被害が出たことを伝えるものであるが、食材調達のために長崎に行ったボーイが台風のために帰って来ることができず、ソーダ水、牛乳、牛肉などの食材が尽き、あらゆる日々の生活必需品が無くなったことを報告している。この時代、食材等の多くは長崎から運んでいたのである。

明治27年には、『A Handbook for Travellers in Japan、第4版』が出版された。第3版から大きな記述の変化は無いが、“新湯は、3つの宿舎(inns)といくつかの個室のある浴

場(bath houses)から成る”⁴⁵⁾という記述があり、この時点では新湯には、まだ本格的な西洋人向けホテルは無かったことが分かる。

以上のことをまとめると、明治10年代・20年代の雲仙温泉は、古湯が手狭になったことにより明治11年に新湯の開発が行われると同時に、明治20年頃の下田ホテルの創業と明治22年の新聞コラム「Unzen and round about it」によって、上海等の中国における西洋人社会において健康なリゾート地としての雲仙温泉の知名度が急速に上昇した時代であった。上海で発行されていた英字新聞に掲載された雲仙温泉の記事や旅行記も明治20代以降、格段に増える。そして、この時代の西洋人客は、その多くが小地獄の下田ホテルに宿泊していたが、新湯においても西洋人向けの入浴施設を充実させており、日本風の建築や調度を気にしない西洋人は、新湯に宿泊していた。そんな時代だったことが伺える。

(3) 1897(明治30)年前後(新湯の発展第一期)

その後も、雲仙温泉を訪れる西洋人は増え続け、雲仙温泉における西洋人環境は、明治30年前後に大きく変わる。明治30年に雲仙温泉を訪問したキリスト教宣教師による旅行記⁴⁶⁾が雑誌に掲載されている。この旅行記には、“雲仙に来る前、雲仙は上海や香港からの洗練された上品な旅行客であふれていると聞いており、宣教師には居心地の悪い場所だと思っていたが、実際は全くそんなことはなかった”と書かれている。当時の上海や雲仙では、雲仙温泉が上流階級のための高級なリゾート地と思われていたようだ。

この旅行記は当時の雲仙の宿泊施設について詳しく述べているので、少々長くなるが引用する。

“雲仙温泉における宿泊施設は、3つのクラスから選ぶことができる。3つの大きなホテルがあり、料金は1泊3ドルから。この中では雲仙ホテルが全く外国のホテルのようで

あり、間違いなく最上。次に日本家屋で畳の床だが、西洋料理を提供する準洋式ホテルがある。宿泊料は2ドルからだが、団体もしくは長期滞在の場合はより安くなるだろう。上田屋、新湯、湯元、緑屋などが良い。これらのホテルとは別に、寝台とマットレス、テーブル、椅子、洗面台、日除け、磁器を備え、かまどの使用ができる部屋を貸す日本風の本質宿は多くあり、料金は1階の部屋なら1泊40セント、2階なら50セント。”。

この旅行記における“3つの大きなホテル”とは、文中にある雲仙ホテルの他に、小地獄の下田ホテル(前述)、および新湯の高来ホテルであろう。高来ホテルについては、明治30年9月の新聞広告⁴⁷⁾に“7月に創業した”という記述があることから、明治30年7月の創業であることが明らかである。雲仙ホテルについては、1897(明治30)年5月の新聞に“NEW UNZEN HOTEL”という広告⁴⁸⁾が、また同年7月の新聞記事にも“Araki's new hotel”という記述⁴⁹⁾がある一方で、翌明治31年の新聞広告では、NEWを外して“UNZEN HOTEL”と表記している⁵⁰⁾ことから、明治30年に創業した可能性が高い。

準洋式として挙げられているホテルのうち上田屋(新湯)、湯元(古湯)、緑屋(小地獄)は前述の通りである。新湯ホテルの創業年を同時代の一次資料で確認することはできなかったが、明治27年時点で新湯に本格的な西洋人向けホテルが無かった⁴⁵⁾ことを考えると、明治27年から明治30年の間に創業したことが明らかである。なお、新湯ホテルは、明治27年に亀の屋から改称した亀の屋ホテルが、さらに改称したもの³³⁾とされることが多いが、明治42年の広告¹⁵⁾では、新湯ホテルと亀の屋の名称が併記されているので、改称したのではなく、西洋人向けホテルとしての新湯ホテルと、日本人向け旅館としての亀の屋が並存したようだ。

雲仙ホテル(明治30年頃)、高来ホテル(明治30年)、新湯ホテル(明治27年～30年の間)

の3つが、ほぼ同時に創業したのである。

翌明治31年に出版された『A Handbook for Travellers in Japan、第5版』では、西洋人向けホテルとして、新湯の高来ホテルと雲仙ホテルおよび小地獄の緑屋ホテルを挙げている⁵¹⁾。また同年の新聞記事⁵²⁾では、西洋人向けホテルとして高来ホテル、雲仙ホテル、新湯ホテル、下田ホテルを挙げ、これらのホテルの施設と食事はかなり良く、料金も決して高くはないことが述べられている。

その後、1901(明治34)年及び明治36年に出版された『A Handbook for Travellers in Japan、第6版』⁵³⁾及び『同、第7版』⁵⁴⁾によると、西洋人向けホテルは、新湯の高来ホテル、雲仙ホテル、新湯ホテル、小地獄の下田ホテル、緑屋ホテルとなっている。

以上のことをまとめると、明治30年前後には、新湯地区の中心部に3つの西洋人向けホテルがほぼ同時に創業し、雲仙温泉における西洋人環境は、小地獄の2つのホテルに加えて、新湯に拡大した。明治30年前後に新湯が大きく発展した理由は、明治29年に日清戦争が終結し、大陸からの西洋人観光客が増加したためであろう。この頃には、長崎のロシア海軍病院より多数の療養者が雲仙を訪れると同時に、日本在住の西洋人のみならず、上海、香港、ウラジオストック、ハルビン等からの避暑客が増えたという³³⁾。

また、明治34年には、ロシアが雲仙温泉においてロシア海軍病兵その他のロシア人患者用のサナトリウム建設を目的とする官有地の借入の申し入れを日本国外務大臣に行っている²³⁾。“ロシア語が山上の通用語となり、ロシア語万能時代を迎え”⁵⁵⁾たのがこの頃である。一般に、雲仙温泉が西洋人で栄えた時代を雲仙の「避暑地時代」というが、この時期の雲仙温泉には、日本国内および中国大陸に在住の西洋人の避暑地と、ロシア海軍の療養地という2つの側面があったことが伺える。

なお、明治34年には日本人による旅行記

が残されている。これによると、(小浜から雲仙に上る道中の茶屋には)“世のつねの菓子も団子もなくして麦酒の数本、ラムネとともに桶の中に冷やしたる、遊客に洋人の多きを察すべし”⁵⁶⁾や“輓今に至るに及びては、上海香港などより、海を超えてわざわざ来遊し避暑を試むる洋人も少なからず。されば、すべてを洋人向を主とし、白亜にてぬりたくりたる大旅館の前には、蘆間を横に這う蟹文字のペンキ塗看板を見せるなど、初めて来りし人は、一驚を喫すること受合なり”⁵⁷⁾という記述がある。西洋人向けに発展した雲仙温泉の風景は、日本人の目には真新しく映ったことが分かる。

また、明治35年には、日本郵船が長崎から小浜への蒸気船を運航し、上海からの乗客は、長崎で上陸することなく直接小浜に向かった⁵⁸⁾。しかし、この蒸気船の運航は試験的なものだったのか、その後運行されることはなかったようだ。

(4) 1907(明治40)年前後～大正初期(新湯の発展第二期、新湯全盛時代の始まり)

雲仙温泉の新湯地区に3つの西洋人向けホテルが創業してから約10年後に、雲仙温泉における西洋人環境が再び大きく変わる出来事が2つ起こる。下田ホテルの焼失と新湯における3つの新たな西洋人向けホテルの創業である。下田ホテルは、改築中の明治39年7月10日に失火のため焼失し⁹⁾その後、再建はされなかった。それとほぼ同時期に新湯では、九州ホテル、有明ホテル、富貴屋ホテルが創業した。

有明ホテルは、明治40年の新聞広告に“Just Opened”、“Newly Built”という記述⁵⁹⁾があること、また明治45年に出版された書籍の広告には、建物の写真と共に“明治40年の開業”という記述¹⁶⁾があることから、有明ホテルが西洋人向けのホテルとして開業したのは明治40年と考えられる⁶⁰⁾。九州ホテルと富貴屋ホテルの創業年を同時代の一次資料で確認することはできなかったが、明治42年発

行の書籍に両ホテルの広告が掲載されている¹⁵⁾こと、園(1926)³⁾には、九州ホテルが明治39年、富貴屋ホテルが明治40年の創業と記されている⁶¹⁾ことから、これら2つのホテルも明治40年前後に創業したと考えられる。

明治30年頃に続いて、その約10年後にも新湯に3つの新たなホテルがほぼ同時に創業したのである。これは、“日露戦争が始まってロシア人は激減したが、終結する頃は再びロシア人が増加”⁵⁵⁾したためであった。

明治30年前後に創業した新湯中心部に位置する雲仙ホテル、高来ホテル、新湯ホテルに加えて、周辺部に九州ホテル、有明ホテル、富貴屋ホテルが創業し、現在に続く新湯の風景の基礎ができたのが、この時代であった。同時に、雲仙温泉最初の本格的西洋人向けホテルであった小地獄の下田ホテルが焼失し、さらに大正期になると小地獄の緑屋ホテルが新湯に移転し、小地獄から西洋人向けホテルが無くなる。

また、明治30年代半ば以降、西洋人向け旅行ガイドに古湯の宿舎の記述がなくなること、さらに大正期になると古湯の湯元旅館や加勢屋旅館が広告にわざわざ“日本客専門”¹³⁾と明記するようになることなどから、古湯も西洋人環境ではなくなったことが伺える。明治30年代半ば～大正期に、新湯が西洋人向け地区、古湯と小地獄が日本人向け地区となったのである。

(5) その後

明治の前半から西洋人が訪れていた雲仙温泉は、1911(明治44)年4月に日本最初の県立公園に指定された。同年中に公園事務所の設置、その後、娯楽場、ゴルフ場、テニスコート等の公園施設の整備が行われた。また、小浜-雲仙間の自動車道も明治45年に整備された。大正に入ってから、外国人宿泊者数(延数)が15,000～30,000人を超え、年によっては日本人宿泊者数(延数)を超える年もあった⁶²⁾。雲仙温泉における「避暑地時

表2 雲仙温泉における『避暑地時代』の成立過程

年号	主なできごと	「避暑地時代」の中心
明治10年 (1877) 以前	<ul style="list-style-type: none"> ・高島炭鉱の技師ブラウンが古湯の上田屋に宿泊（安政年間） ・2人のイギリス人が取り押さえられ、長崎奉行所に護送（慶応3年） ・米国海軍将校7名が古湯の湯元旅館に宿泊（明治3年） 	古湯
明治11年 (1878)	新湯開発	
明治20年 (1887) 頃	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>小地獄に下田ホテル創業</u> ・上海および長崎在住の西洋人の中で雲仙温泉の知名度が高まる 	小地獄
明治22年 (1889)	新聞コラム「Unzen and Round About It」によって、上海で雲仙温泉が広く知られるようになる	
明治28年 (1895)	日清戦争終結	
明治30年 (1897) 頃	<u>新湯の中心に3つのホテル</u> （新湯ホテル、温泉ホテル、高来ホテル）がほぼ同時に開業	新湯
明治38年 (1905)	日露戦争終結	
明治39年 (1906)	下田ホテル焼失	
明治40年 (1907) 頃	<u>新湯に新たに3つのホテル</u> （有明ホテル、富貴屋ホテル、九州ホテル）がほぼ同時に開業	
大正年間以降	<ul style="list-style-type: none"> ・古地獄の緑屋ホテルが新湯に移転 ・古湯の湯元旅館や加勢屋旅館が「日本客専門」になる 	

代」は、新湯を中心として、1927（昭和2）年の日本八景への選定、昭和9年の日本初の国立公園指定を経て、第二次世界大戦の開戦直前まで続くのである。

4 まとめおよび今後の課題

(1) まとめ

本研究においては、まず、現在の雲仙温泉の歴史を語る際の底本となっている資料が3点^{3) 9) 17)}あることを明らかにした上で、これらに加えて英文の一次資料を発掘することによって、雲仙温泉の「避暑地時代」の成立過程を、主に西洋人客の増加とそれに伴う西洋人向けホテルの創業という観点から詳細した。

本研究により、雲仙温泉における「避暑地

時代」の成立過程は以下の4期に分けられることが明らかになった、1) 明治20年頃までの古湯中心時代、2) 明治20年頃に小地獄に下田ホテルが創業することによる小地獄全盛時代、3) 明治30年頃に3つのホテルが新湯に創業することによる西洋人環境の新湯への拡張、4) 明治39年の小地獄の下田ホテルの焼失と明治40年頃に新たに3つのホテルが新湯に創業することによる新湯全盛時代である（表2）。

(2) 今後の課題：雲仙温泉における「避暑地時代」の文献資料

明治期の歴史が外国語資料で辿れるということ自体が、雲仙温泉の大きな特徴である。

本研究によって、雲仙温泉における「避暑地時代」の成立過程は、かなり明らかになっ

たと思っている。しかしながら、雲仙温泉における西洋人向けホテルの創業に関する疑問点はまだまだある。

例を挙げるなら、1902（明治35）年に出版されたパンフレットには、新湯に「The Tokatsu Hotel」、「The Fukuya Hotel」、「The Nagatoya Hotel」の各ホテル名が見られる⁶³⁾が、現在のところ他に情報がなく、詳細が分からない。さらに、「大正ホテル」⁶⁴⁾も同様である。

今回参照した英文資料は、上海で発行されていたNorth China Herald 紙と長崎歴史文化博物館に収蔵の長崎で発行されていた英字新聞のみである。しかしながら、明治期に上海等の長崎とつながりの深かった都市で発行されていた英字新聞は他にも多くある。本研究で発掘した英字新聞は、ごく一部なのである。他にも明治期の雲仙温泉に関する大量の情報が、英字新聞の中に埋もれているはずである。

さらに、明治期の雲仙温泉では、ロシア語が通用語とされるほどロシア人で栄えた時代があった。英文資料と同様、ロシア語資料の中にも明治期の雲仙に関する情報が存在すると考えるべきだろう。今後は、さらに幅広い文献の発掘が必要であろう。

また、今回の研究において、雲仙温泉の風景に関する英文の記述でその内容が不明な文章が少なからずあった。例を挙げるなら、明治17年の新聞記事に、“雲仙には学校がある。諫早から来る先生が、およそ20人の村の子供に、ほんのわずかな英語と共に国語の基礎を教えている”³⁴⁾という記述があった。ほんのわずかとは言え、この時代に英語を教えていたのは、いかにも西洋人で栄えた雲仙らしいと言えるが、雲仙温泉に学校ができたのは、明治20年に小浜村簡易富津小学校分教室ができたのが最初とされている⁶⁵⁾。雲仙温泉に正式な学校ができる3年前に既に何らかの学校があったことが伺えるが、これに関する日本語の文献は今のところ発見できてい

ない。また、小浜ではなく諫早からわざわざ先生がやって来るというのも不可思議な気がする。

また、“Kompiradakiの麓の牧場は、素晴らしいミルクを提供してくれる”⁵²⁾という記述も見られたが、現在の雲仙温泉近辺に金比羅岳や金毘羅岳に類する地名は無い。さらに、別所という地名をBeskaと表記したり、“別所はBeskaとも言う”という記述が複数見られた。Beskaとは何なのか、現時点で全く不明である。

今後は、英文資料に記された雲仙温泉の風景に関する記述を精査することが、「避暑地時代」の雲仙温泉の歴史を発掘することにつながるのではないだろうか。

(3) 今後の課題：雲仙温泉における「避暑地時代」の“活用”

雲仙温泉のホテルにおいては、100年以上前から西洋人に評価される西洋料理を提供し、英語やロシア語で対応していた。国際貿易港長崎が近くにあったためとはいえ、当時の雲仙温泉は、極めて先進的な場所であったことが伺える。

1914年（大正3年）に鉄道院から発行された『東亜案内日本編』によると、当時のホテルは、東京に6つ、横浜に7つ、神戸に8つ、長崎に5つ、雲仙には有明ホテル、雲仙ホテル、高来ホテル、新湯ホテル、富貴屋ホテル、九州ホテル、大正ホテルの7つが記載されている⁶⁶⁾。長崎の5つのホテルは、既に全て廃業している。また、東京・横浜で残っているのは帝国ホテル、神戸で残っているのはオリエンタルホテルだけである。

対して、雲仙温泉においては、新湯ホテル、九州ホテル、有明ホテル、富貴屋ホテルが、現在でも同じ場所で営業を続けている。高来ホテルは、場所と屋号を変えて、いわき旅館として健在である。創業100年を超えるホテルが、一ヶ所にこれだけ残っている場所は、温泉地に限らず日本中探しても他に無い。雲仙温泉は、「創業100年超のホテルが集まる

日本唯一の街」なのである。これ自体が、雲仙温泉の大きな財産である。このことは、観光のために大いにアピールすべきだろう。

しかしながら、現在の雲仙温泉においては、現地に行っても100年以上前の「避暑地時代」を感じられるものが少ない。雲仙お山の情報館別館、新湯の駐車場管理小屋、自然公園財団雲仙支部や雲仙メモリアルホール等の建物は、コロニアル様式で統一されているが、今となっては、これらの建物が「避暑地時代」の建築様式を模していることに気付かない人も多いだろう。

また、近年の雲仙温泉においては、中国人旅行者の姿も多く見かけるが、100年以上前に中国から大勢の西洋人が避暑と療養のために雲仙温泉を訪れていたことを彼らは知っているだろうか。

まずは、雲仙温泉観光協会や雲仙お山の情報館などがウェブサイトを使って雲仙温泉の「避暑地時代」について詳しい情報を発信してはどうだろうか。また、写真をふんだんに使って「避暑地時代」に関する視覚に訴えるパンフレットを作るのも良いだろう。本稿では触れていないが、明治期の写真が残っているのも雲仙温泉の大きな特徴である。現在の雲仙お山の情報館および別館では、古い写真等を見ることができ、これらのスペースを利用してより積極的に「避暑地時代」を説明するのも良いだろう。雲仙温泉の「避暑地時代」を強くアピールすることは、国内のみならず中国を含めたアジア各国からの旅行客増に貢献するのではないかと考える。

付記

本稿を作成するにあたり、雲仙お山の情報館(Unzen Visitor Center)からは、有用なアドバイスを頂いた。この場を借りて感謝の意を表する次第である。なお、拙稿は日本温泉地域学会第25回研究発表大会(2015年5月18日、於雲仙温泉)の発表内容を加筆修正したものである。

注・参考文献

- 1) 長崎県(1984):『雲仙の歴史』長崎県、18頁。
- 2) 加藤雅寛(2012):「国立公園を活用した地域づくり『雲仙プラン100』」国立公園、第704号、7～10頁。
- 3) 園孝治郎(1926):『雲仙岳と島原半島』雲仙社。
- 4) 長崎県(1932):『雲仙岳大観』長崎県。
- 5) 長崎県衛生公害研究所(1982):『長崎県温泉誌I』長崎県衛生公害研究所。
- 6) 長崎県(1984):『雲仙の歴史』長崎県。
- 7) 浅賀俊策(2004):「国立公園指定70周年を迎えた雲仙」国立公園、第621号、24～27頁。
- 8) 津田繁治編(1919):『長崎県温泉公園案内:附・島原大変略記』津田繁治。
- 9) 上野喜太郎(1917):『島原温泉案内記』(稿本)(長崎歴史文化博物館蔵)。
- 10) 杉村廣太郎(1924):『雲仙嶽を繞りて』温泉公園発展会。
- 11) 関善太郎(1926):『雲仙小浜風光記:附・嶋原半島案内』草野謹一書店。
- 12) 園孝治郎(1926):『世界之楽園 雲仙岳』雲仙社。
- 13) 長崎県雲仙研究会(1926):『雲仙岳の研究』長崎県雲仙研究会。
- 14) 田村剛(1926):『登山の話』文化生活研究社。
- 15) 中川観秀(1909):『温泉小浜案内記:登山記念』長崎新聞社。
- 16) 関善太郎(1912):『嶋原半島風光記:附・小浜温泉案内』大黒屋。本書は、発行は大正元年だが、印刷が明治45年7月29日となっているため、明治期の文献に含めた。
- 17) 金井俊行(1893):『温泉案内記』金井俊行。
- 18) 久保得二(1901):『紀行文集檜木笠』博文館、9～32頁。
- 19) 根橋正一(2004):「長崎の「世界経済」編入と国際観光化:長崎・雲仙リゾートの成立」流通経済大学社会学部論叢、第15号1巻、39～53頁。
- 20) 原康記(2004):「大正・昭和初期長崎県における観光開発と交通網の形成:雲仙の事例」経済学研究、第70号4/5巻、73～95頁。
- 21) 砂本文彦(2006):「1930年代国際観光政策による雲仙の国際リゾート地開発」日本建築学会計画系論文集、第599号、149～156頁。

- 22) 佐藤大祐 (2006) : 「高度経済成長期の雲仙における外国人集客圏と客層の変化」観光学論集、第1号、23～37頁。
- 23) 宮崎千穂 (2008) : 「外国軍隊と港湾都市－明治30年代前半における雲仙のロシア艦隊サナトリウム建設計画を中心に－」スラヴ研究、第55号、219～248頁。
- 24) 上田卓爾 (2009) : 「第二次世界大戦以前の日本のリゾート(外人避暑地)について」名古屋外国語大学現代国際学部紀要、第5号、89～127頁。
- 25) 池永正人 (2012) : 「近代における雲仙リゾートの形成とシービューホテル」温泉地域研究、第19号、31～36頁。
- 26) 前掲4)、67～68頁。
- 27) Newspaper Archive社
(<http://newspaperarchive.com/>)
2015年10月16日確認。
- 28) 前掲3)、62頁。
- 29) 小浜町史談編集委員会 (1978) : 『小浜町史談』小浜町、179頁。
- 30) 前掲3)、63頁。
- 31) 前掲3)、64頁。
- 32) 前掲3)、65頁。
- 33) 前掲3)、66頁。
- 34) 「Unzen and Obama」、The Rising Sun and Nagasaki Express 1884年8月2日号。
- 35) 前掲13)、14頁。
- 36) Ernest Mason Satow and A. G. S. Hawes (1884) : 『A Handbook for Travellers in Central & Northern Japan, 2nd ed.』John Murray、527頁。
- 37) タイトル無しの記事、North China Herald 1889年8月10日号。
- 38) 「Unzen and round about it」、North China Herald 1889年8月28日号。
- 39) 岡山俊直 (2014) : 「1889年(明治22年)に雲仙を紹介した上海の英字新聞に関する報告－雲仙温泉における「避暑地時代」の魅力を探る－」人と環境、第46巻、27～33頁。
- 40) 「A NIGHT ON A JAPANESE MOOR」、North China Herald 1890年10月10日号。
- 41) Basil Hall Chamberlain and W. B. Mason (1891) : 『A Handbook for Travellers in Japan, 3rd ed.』John Murray、386頁。
- 42) タイトル無しの記事、The Rising Sun and Nagasaki Express 1891年9月30日号。
- 43) タイトル無しの記事、North China Herald 1891年8月18日号。
- 44) 「THE TYPHOON AT UNZEN」、North China Herald 1891年9月25日号。
- 45) Basil Hall Chamberlain and W. B. Mason (1894) : 『A Handbook for Travellers in Japan, 4th ed.』John Murray、420頁。
- 46) A. G. J. (1898) : 「Unzen, Japan, as a summer resort for missionaries」、『China Recorder and Missionary Journal』第29巻1号、331～334頁。この記事の出版は1898年だが、記事冒頭に著者が雲仙温泉を訪問したのは、前年の1897年との記述がある。
- 47) 広告、The Nagasaki Press 1897年9月16日号。
- 48) 広告、The Rising Sun and Nagasaki Express 1897年5月19日号。
- 49) タイトル無しの記事、North China Herald 1897年7月9日号。なおArakiというのは、創業者の苗字。
- 50) 広告、The Nagasaki Press 1898年6月2日号。
- 51) Basil Hall Chamberlain and W. B. Mason (1899) : 『A Handbook for Travellers in Japan, 5th ed.』John Murray、461頁。
- 52) 「UNZEN」、North China Herald 1898年10月10日号。
- 53) Basil Hall Chamberlain and W. B. Mason (1901) : 『A Handbook for Travellers in Japan, 6th ed.』John Murray、463頁。
- 54) Basil Hall Chamberlain and W. B. Mason (1903) : 『A Handbook for Travellers in Japan, 7th ed.』John Murray、460頁。
- 55) 前掲6)、19頁。
- 56) 前掲18)、13頁。
- 57) 前掲18)、16～17頁。
- 58) D. H. (1903) : 『Unzen and Round About it, 4th ed.』North China Herald、4頁。
- 59) 広告、The Nagasaki Press 1907年7月2日号。
- 60) 前掲3)、園(1926)では、有明ホテルの創業を明治39年としている。西洋人向けの洋風の建物が完成したのが明治40年で、それ以前に有明ホテル自体が創業していた可能性はある。
- 61) 前掲3)、67頁。

- 62) 前掲4)、88～96頁。
- 63) 前掲58)、8頁。
- 64) 運輸省鉄道総局業務局観光課(1946)：『日本ホテル略史』運輸省鉄道総局業務局観光課、116頁。
- 65) 前掲29)、313頁。
- 66) 前掲64)、114頁。

浮世絵に描かれた有馬の湯女—その装いと仕事の変化について— Yuna of Arima Onsen Drawn in Ukiyo-e —The Research about Changing their Costume and the Contents of their Jobs—

樽井 由紀*
Yuki TARUI

キーワード：有馬温泉 (Arima onsen) ・湯女 (yuna) ・浮世絵 (ukiyo-e)

1 はじめに

江戸時代には浮世絵に温泉地の様子が描かれ、土産物として販売された。一枚の浮世絵には数多くの情報が盛り込まれ、見るものの興味をそそるような演出がなされた。当時から最も有名な温泉地であった有馬温泉でも、絵図や案内冊子とともに、湯女を描いた浮世絵が売り出されている。その過程で、「有馬湯でもつ湯は湯女でもつ」という評判が形成され、宣伝された点が、他の温泉地と大きく異なっている。

そこで本稿では、有馬の湯女を描いた岡本昌房と画登軒春芝 (がとけんしゅんし) の浮世絵をとりあげ、有馬の湯女の装いとその背景、特に温泉で働く女性としての湯女の仕事の整理を通じて、湯女の図からどのようなメッセージが読み取れるのか考えたい。

湯女は一般的には温泉や湯屋で働く女性で、実態は遊女に近いと理解されることが多い。しかし有馬温泉の湯女は他の温泉や湯屋の湯女と異なり、温泉の浴場と浴客の管理に重要な役割を担っていた。これを明らかにしてきた先行研究をたどってみよう。

有馬の湯女については、小澤清躬が『有馬温泉史話』の中で「有馬の湯女」という章を設け、名所図会、地誌、紀行文から湯女の歴史と風俗について記している¹⁾。

風早恂編『有馬温泉史料』(上・下巻)には有馬温泉について記された古代からの文献史

料が整理されている²⁾。江戸時代の二十坊と小宿、湯女については小野田一幸の「地誌・紀行文にみる江戸時代の有馬」³⁾がある。古川顕は『温泉学入門：有馬からのアプローチ』の中で、有馬温泉の湯女はアイドルであると指摘している⁴⁾。

湯女図については佐藤康宏の研究があげられる。『絵は語る 11 湯女図—視線のドラマ』で、佐藤は17世紀前半に描かれた作者不明の風俗画に残る女性の姿から湯女風呂の歴史をたどっているが、佐藤の研究は湯屋の湯女についてのものである⁵⁾。また、湯女の装いについての研究は皆無に等しいが、資料は散見される⁶⁾。

これらの過去の研究と資料を元に、有馬温泉の湯女の装いと仕事を整理し、岡本昌房と画登軒春芝の作品が語ろうとしたことについて検証を試みたい。

2 湯女の仕事と装い

(1) 棒を持った湯女

足利時代に湯屋の流行と共に湯女は登場した、と言われて⁷⁾。有馬温泉の湯女は、豊臣秀吉から扶持米が与えられたと伝えられ、単なる下女ではなかったと考えられる。黒川道祐『有馬地志』(寛文4年[1664])によれば、有馬温泉に一の湯と二の湯それぞれに十坊ずつ、合計二十坊の宿が付き、「一家各二婢ヲ用フ」とある⁸⁾。それが寛文12年

*奈良女子大学 (Nara Women's University)

(1672)の『有馬私雨』には「大湯女二十人小湯女二十人」と記され、大湯女と小湯女の区別のあったことがわかる⁹⁾。

『滑稽有馬紀行』(文政10年〔1825〕)には、「大湯女一名かか湯女、年四十歳斗より五十四才まで、かか湯女と呼ぶ。小湯女一名娘湯女。亦名おふじ、お光の類。其宿の前々

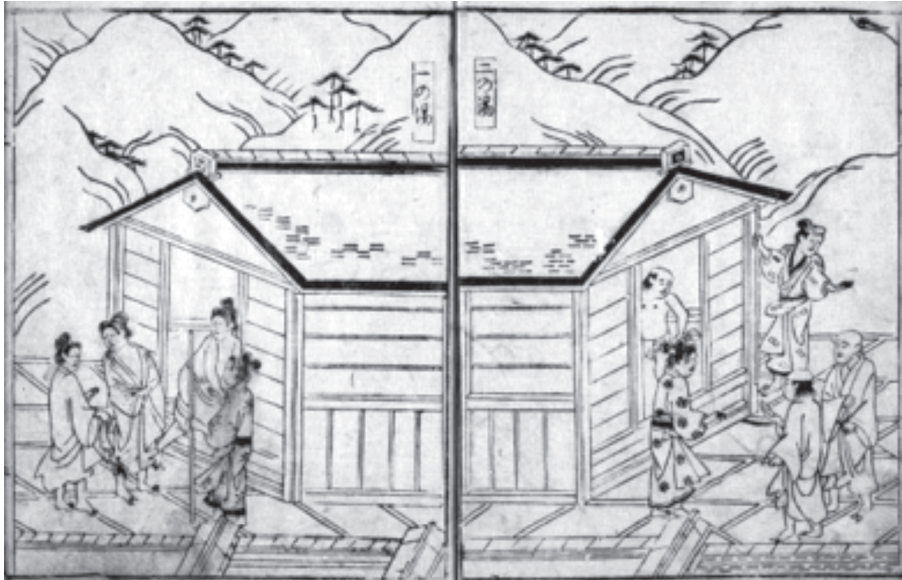


図1 『迎湯有馬名所鑑』1683
(出典：『有馬地誌集』)



図2 『有馬山温泉小鑑』1685
(出典：国立国会図書館デジタルコレクション)

より通名を受つぐ。年十二三才より廿二三才まで¹⁰⁾とある。大湯女は「何坊のかか」と呼ばれ、小湯女は坊ごとに決まった名前があり、それぞれの坊に属する宿屋の客の管理を分担していた。

有馬温泉は、その知名度と人気にもかかわらず、泉源湯壺共同浴場を二つに仕切った一の湯と二の湯に入浴の場が限られていたため、入浴には時間の制限と順番が厳しく守られた。『有馬私雨』(1672)では「大湯女二十人小湯女二十人湯口に立ちかはり、夜昼となく入浴の下知をなし次第をわかつ」「遅くあがる者あれば大湯女小湯女手毎に棒をもて湯口の戸をたたき、あがれあがれとののしれば、みなみな足を空にして湯壺より逃出るもいと興ある事なり」とある¹¹⁾。

17世紀から18世紀にかけての有馬の地誌類などには、共同浴場を描いた挿絵に、長い棒を持った湯女が登場している(図1～3)¹²⁾。この棒は、大淀三千風『有馬温泉記』(元禄2年〔1689〕)では「桐杖」とされており¹³⁾、武器のような棍棒ではなく、音を立てるのが目

的の軽い杖だったと考えられる。

こうした湯女も、非番の時には一転して宴席でこやかに接客にあたり、歌など披露した¹⁴⁾。『有馬私雨』を増補した『迎湯有馬名所鑑』(延宝6年〔1678〕)には、坊ごとの湯女の名前を織り込んだ狂歌が残されており、小湯女が化粧をしてお歯黒をつけていたことがわかる¹⁵⁾。

これらの点は、すでに先行研究で明らかになっていることも多いが、湯女の仕事は、浴客を湯からあがらせることや、宴席の接待だけではなかった。

(2) 湯女の高声

湯女は客に入湯の時間を知らせ、浴場に連れて行ったが、客を呼び集める際に各坊で浴客の国名を呼び、入浴の順番を決めていた。これについては井上布門『有馬之日記』(元文4年〔1739〕)に、「いせの駿河のと呼立る中に」「湯女が二階三階に声をかけて国々を呼ぶ」「又めぐり来る幕に、大坂のと呼ばれて行ぬ」などと、国名を呼んで入浴の時間を知らせたことが記されている¹⁶⁾。



図3 『百人女品定』1723
(出典：国立国会図書館デジタルコレクション)

湯女が客の入浴の時間の管理をしており、その時に大きな声で呼んでいたことはよく知られているが、その際に湯治客の出身国の名前を呼び、人数や順番を調整していたことは新たな知見に属する。日本国中から湯治客を集めた、有馬温泉の面目を示すものであろう。

もっとも、呼ばれた浴客からすれば、湯女の大声は名物とはいえ、うるさいものでもあった。『迎湯有馬名所鑑』には次のような狂歌が見られる。

休所に休むとしばしねころぶを
 たけだけしくも呼び入るる湯女 定盛
 筒井づついつつや出る湯入をば
 おひにけらしな足痛むとて 則武
 あけぬるも入るる物とはしりなから
 独うらめしき湯女の高ごゑ 利秋
 遠近のたちもならぬ病人を
 おもはくなしに呼小ゆな哉 同
 朝夕にきけば有馬のゆなどもが
 隙こそなけれ客をよぶこゑ 長舎

このような湯女の働きは、「夜昼となく入浴の下知を」なす、浴場管理に不可欠であった。

(3) 入浴の区分と時間配分

入浴には留湯（幕湯）、狭嫌、入込（追込）という3種類の入り方があった。『迎湯有馬名所鑑』には「留湯とてそれぞれの幕を引かせ、こと人をいれず。其次は“せばきらひ”とて、思ふどち狭からぬほどに入。それより下つかたは追込みといひて、賤のをしづの女、ことやうの片輪者までも、蟻のごとくにあつまり入る。」と説明されている。『迎湯有馬名所鑑』に載せる狂歌のうち最も古い作品の一つに、「此たびはしやくも取あへず有馬山 留湯のかずはゆなまにまに 遠江守一政」とある¹⁷⁾。「留湯」、すなわち浴場を貸し切りにする采配は、すでに古くから湯女の仕事になっていた。3種類の入浴の区分については、「幕湯は大名金持の為に引、狭嫌ひ入込は其次々の湯入なり」（孟遠「有馬之賦並引」、宝永7年〔1710〕）、井上布門『有馬之日記』（元文4〔1739〕）にも、「幕」を待たずに

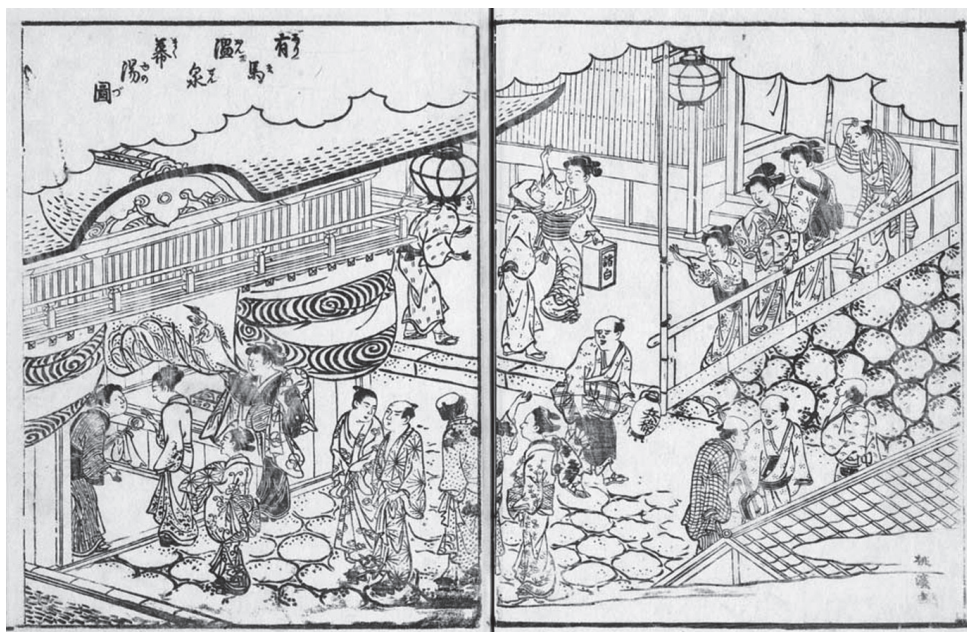


図4 「有馬温泉幕湯図」
 （出典：『撰津名所図会』）

早朝の入込に入ったことが記されている¹⁸⁾。

地誌類の記述をたどると、18世紀半ばまでに、湯女が棒で湯口の戸をたたき記述がなくなっている。「幕に入れば病人の幕より上る有さま、湯下駄はき漸々にあゆむ。浴衣を壺折に立出るは、能の橋掛りを思ひやりて、病人の鏡の間なり花の幕」(坂上二酉『有馬湯治』、宝暦7年〔1757〕)¹⁹⁾などの記述があり、幕湯が、大名などの特別なものから、坊ごとに時間を分けるものに変化していることがわかる。時間配分は夜明けから順に「入込」(追込)、「狭嫌」、坊ごとの「幕湯」に分けられ、料金も異なっていた²⁰⁾。これは、あらかじめ設定された入浴時間と料金を浴客が選択する仕組みである。

湯女の仕事もこれに応じて変化し、客の国の名を大声で呼ぶことがなくなったようである。「二婢共に入浴の旅客に随従して、入湯の時刻をしらせ、浴衣を肩にかけて案内し、衣類を預りなどして侍女の如くす」(『摂津名所図会』)と記されるように、湯女の仕事は浴客のつきそいに変わっていったことがわか

る²¹⁾。特に客の浴衣を肩にかけるのは、有馬の湯女に固有の姿となった。図4「有馬温泉幕湯の図」には、肩に浴衣をかけて湯客を案内する湯女の姿がみえる。

では、宴席に侍る接客の仕事はどうだろうか。次節では、湯女の仕事の変化を踏まえて、浮世絵に描かれた有馬湯女の図を見てみよう。

3 湯女のアイドル化

(1) 岡本昌房の湯女の装いと接客

18世紀も後半になると、湯女による宴席の接客にも変化が生じている。夜、二階、三階での客の部屋で酒の相手をしたり、三味線や歌、踊りの方に重きが置かれるようになり、入浴管理の仕事に支障が生じることもあったらしい。「奥の坊文書」の「当所御役人中へ差出候 下書」(天明7年〔1787〕)には、湯女が寝坊して早朝の入浴案内がおろそかになり、客に迷惑がかかっているとの記載がある^{22) 23)}。




『摂津名所図会』(1798)には「美顔を選ん



図5 「有馬の座敷」
(出典：『摂津名所図会』)

表1 岡本昌房「湯女風俗絵」連作の現存図版一覧

	図	坊名	名前	岡本昌房の讃	図版出典
1		御所ノ坊	まき	<p>榊まきの とりあげ 髪の うずだかふ 冠 (かぶり)下(し)た かと見ゆる 御所の坊</p>	<p>東方書院編『浮世絵大成』第3巻(1931)第5図、カラー</p>
2		尼ヶ崎坊	ゆり	<p>色まさる すがたか たちは 姫ゆりの は なにかん路の あま が崎坊</p>	<p>萩美術館蔵チコチンコレクション U02630 カラー</p>
3		上大坊	くり	<p>恋のたね うへ大坊 の君はくり 三とせ はまてど めてしら しける</p>	<p>有馬温泉史料下 p331</p>
4		兵衛	みや	<p>ひゃうへには ちら ずしほれぬ 花のみ や いづくのたれか 来て手折らん</p>	<p>藤懸静也『浮世絵の研究』雄山閣 1943 下 422図「雪主斎昌房筆 梅花美人(帝室博物館蔵)」</p>

5		大黒屋	たけ	大こくやのはしらはたけが 幾千とせかわらぬ家と 寿きをのぶ	The British Museum 1938, 0312, 0.3、 カラー
6		水船	つじ	つじうらは 扱(さて)こちよし水船の君ならぬれる おりやしほらん	The British Museum 1908, 0616, 0.156、 カラー
7		茅之坊	きい	ひめごぜの手わざは何や かやの坊 針手もきいて 気だてよい君	東方書院編『浮世絵大成』第3巻(1931)第218図

で紅粉を施し、容色を荘る」と小湯女についての説明があり、「あるひは酒宴に出でて歌を諷ふ。これを有馬節といふ。鄙びたる調子うち上げて諷ふさま、古雅にして殊勝に覚え侍る」とある。三宅嘯山『有馬紀行たたび越』(安永8年〔1779〕)²⁴⁾では、「湯女なる者の風俗は、思しに違て花やかならず、未笄をさる年比なるも、みな齒そめ、帯前に結て姥めかせるは、昔よりのならはしなりとぞ」と、湯女の特徴的な装いとして、お歯黒と前帯を

あげている。

図5には前帯をした大湯女と小湯女が客の相手をしている様子が描かれている。小湯女は髪を鳥田に結び、大湯女の方は頭の上に巻いたような形にしていた。帯はふつうのものを両端が垂れるような形に前に結び、大湯女は正面よりも少し横に偏して結んだという²⁵⁾。

湯女は身分が低く、差別された階層の出自ではなく、有馬出身の少々美しい選ばれた少

女達である。湯女をやめた後は元の名前に戻って別の商売をしながら有馬で暮らしたという²⁶⁾。

このように18世紀の後半ごろから、湯女の仕事は、浴場・浴客の管理から接客中心に変化していた。この時期に有馬土産として売り出されたのが、湯女を美人画として描いた岡本昌房の浮世絵である²⁷⁾。

(2) 土産物としての岡本昌房の湯女図

岡本昌房は大阪の人(生没年未詳)、北尾雪坑斎辰宣の門弟で「雪圭齋」を名乗った²⁸⁾。天明末から寛政期(1780年代後半から1790年代)の作品と考えられる²⁹⁾。

「湯女風俗絵」連作は、現在7作品が知られており、うち3作品が国内外の美術館に収蔵されている(表1)。図6は萩美術館に収蔵されている尼ヶ崎坊ゆりの図である。7点のうち3点は白黒図版しか知られていない。各作



図6 「尼ヶ崎坊ゆり」

(出典：萩美術館チコチンコレクション)

品に共通して「雪圭齋昌房画讃」「湯女風俗絵売所 有馬小山屋源八」と記され、明らかに有馬温泉で土産物として売られた絵である³⁰⁾。上方浮世絵で好まれた細版合羽摺で色数も少なく、比較的安価だったと思われる³¹⁾。

描かれるのは、有馬の宿坊に属する湯女が樹木や花の下にたたずむ姿で、帯を前に結び、島田髷に派手なかんざしを挿しているが、眉を落としていない。有馬湯女に独特な所作ともいえる、肩にかけた浴衣は描かれていない。これは意図的に省略されたのか、あるいは制作時期においてまだこのような所作が行われていなかったのか、判断材料がない。

7点の作品は、「御所ノ坊まき」「尼ヶ崎坊ゆり」「上大坊くり」「兵衛みや」「大黒屋たけ」「水船つじ」「茅之坊きい」の湯女名とともに、昌房の狂歌の「讃」が添えられる。

これを整理したのが表1である。表1には確認できた画像を並べ、坊名と小湯女名、昌房の「讃」、図版の出典を記した。20坊に小湯女が一人ずつ置かれたから、もっと多数の作品が描かれたのかもしれない。

岡本昌房は茅之坊のきいへの讃で「ひめごぜの手わざは何やかやの坊 針手もきいて 気だてよい君」(表1-7)と、小湯女をひめごぜ(若い女性)と呼び、若々しい魅力とともに頼もしい働き手として賞めている。

昼間は甲斐甲斐しくお客の湯の世話をし、夜は宴席で有馬節を唱って踊る小湯女は湯治客の人気者で、ファンも多かったと推測できる。岡本昌房の連作浮世絵は小湯女を、有馬温泉のアイドルとして強調した作品だと考えられる³²⁾。

4 湯女イメージの逆輸入

(1) 国貞の浮世名異女図会

18世紀の後半から、江戸では極彩色の大判浮世絵が流行する。美人画で有名な歌川国貞(初代)が、五渡亭国貞を名乗っていた頃

の作品「浮世名異女図会」（文政年間の1820-1825?）の中に、「摂州有馬湯女」が含まれている（図7）。「浮世名異女図会」は揃いもので、国立国会図書館のデジタルコレクションで16枚が確認できる。江戸、京都、伊勢、摂津、三河など各地の女性とその土地の里謡、端唄が書き込まれ、左上の扇子仕立てになっているこま絵にはその土地の有名な風景をはめ込んでいる。はっきりした制作年はわからないが、五渡亭の落款が見えることから、文政の初期と考えられている³³⁾。

「摂州有馬湯女」は、眉を落として高い髷を結び、笹紅をさして肩に浴衣をかけた女性の全身図で、明らかに遊女風に描かれている³⁴⁾。左上のこま絵には有馬温泉の湯の入口が描かれ、「湯治場」の文字がある。有馬温泉の共同湯である一の湯、二の湯には各旅館が好みの染暖簾を湯の入口にかけて貸切にする「定暮湯」と、紺地に文字を白く染め抜いた暖簾をかけて他の旅館の湯治客も一緒に入

浴する「合暮」というシステムがあったが³⁵⁾、この絵は紺地に白い模様暖簾がかかっていることから、「合暮」になっていることがわかる。

こま絵の下には、有馬節の文句が書き込まれている。有馬の湯女は、江戸や京都においても早くから知られていたが、その扱いは明らかに温泉女郎風であり、この作品に書かれる有馬節も「艶歌」風の一節である³⁶⁾。

こうした有馬湯女のイメージは、国貞が創作したものではない。すでに18世紀の初めには、『吉原徒然草』に登場するように、有馬湯女は江戸でも一種の温泉芸者として知られていた³⁷⁾。有馬の湯女は京都でもよく知られており、祇園の芸妓が扮装をこらしてパレードを行う「練り物」にも安永3年（1774）に「有馬湯女」が登場する³⁸⁾。有馬の湯女は決して色を売らないのだが、その実態とは無関係に、遊女としてのイメージが喧伝されており、国貞の湯女図はそのイメージを補強す



図7 国貞「摂州有馬湯女」文政4年（1821）頃
（出典：文化デジタルライブラリー）



図8 画登軒春芝「摂州有馬湯女」
（出典：『有馬の名宝—蘇生と遊興の文化—』）

る美人画となっている。

(2) 画登軒春芝画「摂州有馬湯女」図

大阪の絵師である画登軒春芝の「摂州有馬湯女」(図8)は、この国貞の作品を文政年間後半(概ね1820年代)に模倣した作品である³⁹⁾。上方絵の特色である濃厚な色づかい、はっきりした眼の表現とともに、派手な帯と襦袢が目立つほか、履き物が高い下駄になっている。国貞の作品では草履を履いているのだが、有馬の湯女は浴客の案内の際に必ず下駄を履いていたから、国貞の間違いを修正している。さらに背景として桜と紅葉を描き、有馬の名所である有明桜(紅葉でも有名)を加えている。この点では、花の咲く樹を背景とする昌房の「湯女風俗絵」を踏襲している。

湯女が肩にかけた紺地の浴衣は、竹と鶴が白抜きに染められている。湯女の着物には梅の花が見えるから、めでたい鶴と松竹梅の竹と梅がそろふことになる。では、松はどこに隠されているのであろうか。それは「松になりたや有馬の松に」と有馬節にある「松」が、お客を「待つ」にかけた洒落になっているとも考えられよう³⁹⁾。

このような画登軒春芝の作品は、江戸の浮世絵など出版物で形成され、固定化された有馬湯女のいかにも遊女風のイメージを、上方に逆輸入して観光ポスター化したものといえる。

5 まとめ

本稿では、有馬温泉に残る地誌、紀行文から有馬温泉で独自の役割を担った湯女の仕事の変遷を背景として、岡本昌房と画登軒春芝の美人画を読み解くことを試みた。

17世紀後半、湯女は浴客の入湯時間の管理を主な仕事としていた。遅くあがるものには棒で湯口の戸をたたき、あがれあがれと大きな声を上げていた。湯女が浴客を浴場に案内する際には各坊で浴客の国名を呼び、入浴の順番を決めていた。湯女の大声は滞在客からうるさがられるほどだったようである。有

馬の湯女は、温泉管理のたくましい働き手であった。

入浴の区分には「幕湯(定幕湯、留湯)」、「狭嫌」、「入込(追込)」という三種類の入り方が知られている。早朝の入込から、料金の高い幕湯まで、客の選択によって入浴の方法が決められるようになっていった結果、湯女の仕事は大声で客を整理することから、客の浴衣を肩にかけて客に付き添う形に変化していった。

また、18世紀後半には湯の管理よりも宴会で接待をすることに仕事の中心が移った。昌房の「湯女風俗絵」が描かれたのはこの頃である。「湯女風俗絵」では、小湯女は花の咲く樹木を背景に描かれ、典型的な美人画になっている。前帯をしているが眉は落とさず、下駄を履いた、若妻風の美しさを強調し、讚として添えられた狂歌もその魅力を褒め称えている。湯女、なかでも小湯女は有馬温泉のアイドルとなった。

その後、19世紀になって、五渡亭国貞が「浮世名異女図会」のひとつとして「摂州有馬湯女」を描いている。国貞が描いた有馬の湯女は、浴衣を肩にかけるとご当地風だが、お歯黒に笹紅をさして眉を落とした、遊女風の描き方になっている。これを模倣した大阪の絵師画登軒春芝の「摂州有馬湯女」もそのイメージを引き継いでいる。江戸など大都市で喧伝された有馬湯女の遊女風のイメージが上方に逆輸入され、有明桜を背景に観光ポスター化されたと考えられる。

これまで温泉地の湯女の仕事の内容に注目した研究は不十分であったが本論の試みにより、江戸時代の上方と江戸の違いを踏まえつつ、地誌や温泉案内、浮世絵といった出版物に描かれた湯女の装いと化粧の変遷から、温泉地で働く湯女の仕事の変化を明らかにすることができた。温泉地の湯女については未だ不明な点が多い。今後は他の温泉地の湯女についても調べる必要があると考える。

注・参考文献

- 1) 小澤清躬(1938)：『有馬温泉史話』五典書院。
 - 2) 風早恂編(1988)：『有馬温泉史料』下巻、名著出版。
 - 3) 小野田一幸(1998)：「地誌・紀行文にみる江戸時代の有馬」『有馬の名宝－蘇生と遊興の文化－』神戸市立博物館。
 - 4) 古川顕(2014)：『温泉学入門：有馬からのアプローチ』関西学院大学出版会。
 - 5) 佐藤康宏(1993)：『絵は語る11 湯女図－視線のドラマ』平凡社。
 - 6) 江戸時代の女性の装いとそれが意味するものについては、ポーラ化粧品研究所のDVD BOOK(2013)『ポーラ文化研究所コレクション 浮世絵にみる江戸美人のよそおい』から学ぶことができる。
 - 7) 前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』72頁参照。2頁に「足利時代の「陰涼軒日録」とあることからこの足利時代は室町時代をさすと考えられる。
 - 8) 黒川道祐『有馬地志』(寛文4年〔1664〕)は別名『摂州有馬地志』、『湯山地志』。横山重監修・森川昭解説(1975)『有馬地誌集』古板地誌編21所収、勉誠社。
 - 9) 平子政長著・生白堂行風増補『有馬私雨』(寛文12年〔1672〕)。別名『絵入有馬名所記』、『有馬名所記』ともいう。前掲8)、横山重監修・森川昭解説『有馬地誌集』所収、47～49頁。前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』80頁にも記載有り。
 - 10) 板坂耀子編(1987)：『江戸温泉紀行』東洋文庫472(平凡社)、4頁。
 - 11) 近松門左衛門の浄瑠璃『百合若大臣野守鏡』(宝永七年〔1710〕)にも、有馬の湯女が「あがれあがれ」と声をかけていたことが書かれている。「池の坊」や「萱の坊」といった実在の坊名も登場する。近松全集刊行会(1987)『近松全集 第七巻』岩波書店、371頁。
 - 12) 図2の棒を持った湯女の絵は著者未詳『有馬山温泉小鑑』菊屋五郎兵衛刊、貞享2年(1685)に描かれている。『有馬温泉小鑑』は別名『稲野笹有馬小鑑』といい、『有馬小鑑』(延宝3年〔1675〕)の増補版である。図3は西川祐信の享保8年(1723)『百人女郎品定』、国立国会図書館デジタルコレクションからのものである。藤懸静也は『増訂 浮世絵』(1946)雄山閣、72-74頁に祐信を解説して
- いる。それによると祐信は、18世紀に京都で活躍し、当世風俗描写を主体としていたそれまでの浮世絵に、古典の知識を作中に引用してこれを当世風に表すなど、抑揚の効いた理知的な美を追求し、次代の浮世絵師たちに大きな影響を与えた浮世絵師であった。
- 13) 前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』、238頁。
 - 14) 『有馬私雨』。前掲9)参照。
 - 15) 生白堂行風『迎湯有馬名所鑑』5巻、大坂・伊勢屋山右衛門板、延宝6年(1678)。『有馬大鑑迎湯抄』とも呼ばれる。前掲8)、横山重監修・森川昭解説『有馬地誌集』所収。前掲2)、風早恂編『有馬温泉史料』下、30頁参照。なお、『新板有馬名所鑑』は『迎湯有馬名所鑑』のはじめ2冊を1冊にしたもので、活字版が国書刊行会編『近世文芸叢書第二』(原著1910、復刊1976)、p418-429に収載される。坊ごとの湯女の名前が入った狂歌は前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』、90-92頁参照。
 - 16) 前掲2)、風早恂編『有馬温泉史料』下、282～290頁。井上布門(五流齋布門)『有馬之日記』国立国会図書館所蔵紀行シリーズ 保存版2、フジミ書房、2009(CD復刻シリーズ)。お客を出身国の名で呼んでいたことは、近松門左衛門の浄瑠璃『百合若大臣野守鏡』の中の「桑名の衆」、「松前衆」、「たんごたんばのお客」という表現からもわかる。大磯義雄(1998)：「鬼貴『有馬日書』について」『燕村・一茶その周辺』八木書店、394頁にも、貞享元年(1684)の『有馬日書』に「有馬富士湯女のよび声を 甲斐なふ駿河なふ」と、湯女が浴客を出身国の名で呼ぶ句が残っている。
 - 17) 『迎湯有馬名所鑑』については、前掲15)参照。時間区分には時代によって違いがあり、秋里籬島『摂津名所図会』(1798)には「幕湯・幕間・狭嫌・追込等の名あり。」と4つに区分されている。秋里籬島『摂津名所図会』巻9(寛政10年〔1798〕)。大日本名所図会刊行会編(1919)：『大日本名所図会第1輯第6編 摂津名所図会』517頁所収より。
 - 18) 孟遠『荷葉之紀行』、宝永7年(1710)所収「有馬之賦 並引」。前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』240頁参照。孟遠の有馬紀行については、石川柊(2007)：『旅ハ風雅の花：旅

- 客・五老井許六』朱鳥社に解説されている。『有馬之日記』については前掲15)参照。
- 19) 板坂耀子のブログに収録された「近世紀行文紹介 その六(温泉紀行の部)」より引用。もとは福岡教育大学のホームページに収録されていたもの。
<http://blogs.yahoo.co.jp/yukiusagitei/63111688.html> 最終閲覧日2015年7月15日
- 20) 前掲10)、板坂耀子編『江戸温泉紀行』所収、『滑稽有馬紀行』25頁には、幕湯(銀1枚)、合幕(一人銀2匁)の値段が記されている。
- 21) 『撰津名所図会』巻9については前掲17)参照。
- 22) 前掲2)、風早恂編『有馬温泉史料』下、374-5頁。
- 23) 小野田一幸(1998):「地誌・紀行文にみる江戸時代の有馬」『有馬の名宝-蘇生と遊興の文化-』神戸市立博物館、129頁。
- 24) 前掲2)、風早恂編『有馬温泉史料』下、347頁。
- 25) 前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』87頁。
- 26) 前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』88頁参照。また、前掲10)板坂耀子編『江戸温泉紀行』308頁には『有馬入湯記』(作者・成立年不明)に有馬の湯女が去年と別の女性に代わっていたので、前の湯女 of の消息を尋ねると、湯女の通名ではない別名で別の商売をしていることがわかったと記されているとある。
- 27) 内田彩は、宝天文化(宝暦・明和・安永・天明の4つの時代の文化)時代が錦絵の登場、歌舞伎、相撲の流行など江戸時代の転機とも言われる時代だとし、温泉地側が滞在者向けの絵図や医師による温泉案内などを作成して有馬温泉の名を広めるために活発に行動していた、と指摘している。内田彩(2011):『近世後期における温泉地への旅と滞在生活に関する研究』立教大学博士学位論文、37頁より。
- 28) 前掲12)、藤懸静也『増訂 浮世絵』198頁。
- 29) 榎本雄斎(1970):「裏表紙解説 岡本昌房画『尼ヶ崎坊ゆり』」浮世絵芸術24号、11頁。
- 30) 上方浮世絵のながれについては、松平進(2000):『上方浮世絵の世界』和泉書院、73-89頁を参考にした。
- 31) 合羽刷りについては前掲29)、松平進『上方浮世絵の世界』、193-205頁に詳しい。内田啓一は、昌房が合羽摺にこだわったことを指摘している。内田啓一(2007):『江戸の出版事情』青幻舎 27頁より。
- 32) 古川顕は前掲4)、『温泉学入門:有馬からのアプローチ』88頁で小湯女を「唄って踊れるアイドル」と評している。
- 33) 前掲12)、藤懸静也『増訂 浮世絵』、258頁。
- 34) 中野栄三(1981):『遊女の生活』雄山閣、59頁には、「売色芸者の取り締まりがしばしば行われたので、文化年間に至ると芸者の間には落とし眉にして歯を染めたものが出現した。これは人妻風俗だったので、芸者が独身でなく売春はしないことを暗示したものであった。」とある。有馬の小湯女がお歯黒をして眉を落とす化粧をするのも「売春をしない」ことを暗示していると考えられる。
- 35) 前掲10)、板坂耀子『江戸温泉紀行』25頁。
- 36) 有馬節にはいくつかのパターンがある。小野恭靖(1998):「有馬節と版本『ありまぶし』」第46巻第2号、参照。前掲1)、小澤清躬『有馬温泉史話』145-160頁参照。
- 37) 上野洋三校注(2003):『吉原徒然草』岩波文庫、92頁、287頁。
- 38) 福原敏男・八反裕太郎(2013):『祇園祭・花街ねりものの歴史』臨川書房(臨川選書28)、152頁。
- 39) 画登軒については前掲12)、藤懸静也『増訂 浮世絵』202頁参照。
- 40) 前掲34)参照。
- 【図版出典一覧】**
- 図1 横山重監修・森川昭解説(1975):『有馬地誌集』古板地誌編21 勉誠社、486頁。
- 図2 国立国会図書館デジタルコレクション『有馬山温泉小鑑』、10コマ。
- 図3 国立国会図書館デジタルコレクション『百人女郎品定2巻』、57コマ。
- 図4 秋里籬島(寛政10年[1798]):『撰津名所図会』巻9。大日本名所図会刊行会編『大日本名所図会第1輯第6編 撰津名所図会下巻』、1919年、516-517頁。
- 図5 同上、秋里籬島『撰津名所図会』巻9、484-485頁。
- 図6 萩美術館蔵チコチンコレクション。
- 図7 文化デジタルライブラリー「浮世名異女図会」シリーズ。
- 図8 神戸市立博物館(1998):『有馬の名宝-蘇生と遊興の文化-』86図、68頁。

酸性泉の殺菌力比較と湯治に適した温泉についての検討

Comparative Study of Disinfectant Power of Acidic Hot Springs and Suitable Conditions for Hot Spring Cure

松本 馨*
Kaoru MATSUMOTO

キーワード：酸性泉 (acidic hot spring) ・週末湯治 (hot spring weekend cure) ・
アトピー性皮膚炎 (atopic dermatitis) ・殺菌力 (disinfectant power)

1 はじめに

(1) 背景

高度先進医療が発達する中、その流れに逆行するように古くからの伝統医療が見直され始めている。温泉療法はそのうちの一つであり、近代医療での改善が困難な症状に対して代替・相補医療 (Alternative and Complementary Medicines) としての役割が期待されている。近年は、温泉療法に関する口コミ情報がネット掲示板やブログ、SNSなどで広まっており、期待の大きさが伺える状況である。

筆者は個人的な実体験から、特定の酸性泉が自分自身のアトピー性皮膚炎 (Atopic Dermatitis : AD) の症状改善に効果があることに気づき、2010年1月から山形県・蔵王温泉へ定期的に通って湯治療養を続けている。月1～2回程度の短期滞在型週末湯治を繰り返すことで、ステロイド外用剤の使用を主体にしたこれまでの近代医療よりもQOL (Quality of Life) が高く副作用の少ない、持続的な効果を得ることが出来ている¹⁾。

(2) 温泉による皮膚疾患の治療

温泉を用いた皮膚疾患の治療は、経験に基づいた民間療法の1つである。AD患者が酸性泉で湯治を行うと、皮膚表面に生息する黄色ブドウ球菌などへの殺菌・生育抑制作用が働き、温泉水が持つ皮膚の保護・保湿作用と合わさることによって、症状が改善すると考

えられている。また、最近では原油の混ざった温泉で効果があるとの口コミ情報が増えており、北海道・豊富温泉では実際に長期湯治療養を行って症状が改善された例が多数報告され、重篤なAD患者の聖地になっている²⁾。

(3) 実体験と通説、研究

原油混じりの温泉に関する研究はまだ多くないが、酸性泉に関する研究は古くから行われている。特にドイツ人医師エルヴィン・フォン・ベルツ博士による群馬県・草津温泉の研究はよく知られ、梅毒やハンセン病に対して温泉療法が行われてきた。しかし昨今は、研究拠点の1つである群馬大学医学部付属病院草津分院が2002年3月に閉鎖され³⁾、「草津時間湯」のような湯治場⁴⁾での利用は継続しているが、研究活動は縮小している。

ADが発生する原因には様々な説があり、まだ根本的な治療方法は見つかっていない。しかし、慶應義塾大学医学部皮膚科学教室と米国 National Institutes of Health の研究グループによって、ADが黄色ブドウ球菌などの異常細菌叢によって引き起こされること⁵⁾が示され、かねてからいわれていた黄色ブドウ球菌とADとの関連が明らかになりつつある。

つまり、筆者自身の実体験と、湯治場における通説、及び医学的な研究成果の3つの関連が見えてきているのである。酸性泉による湯治によってAD患者の皮膚症状を改善でき

*大学職員 (academic staff) ・温泉入浴指導員 (hot spring bathing instructor)

る可能性と、その根拠が明らかになり始めているのである。

2 温泉水による殺菌力の比較

温泉水の殺菌力に関しては、いくつかの機関で研究が行われている。

(1) 蔵王温泉

山形県・蔵王温泉では、東北大学医学部付属病院鳴子分院及び同大学温泉医学研究実験所による調査が行われている⁶⁾。その中で「蔵王温泉水の殺菌力に関する二三の実験」として、大腸菌、ブドウ球菌、連鎖球菌についての実験が行われている。

表1によれば、蔵王温泉水を希釈してpH3.4にまで酸を弱めても、4時間経てば全ての菌が死滅する強さを示している。

表2によれば、pH3.6の東多賀ノ湯であれば、12時間かければ全ての菌が死滅することが分かる。また、pH5.6の水道水、pH6.0の下山鉱泉で細菌の減少傾向が見られ、弱酸性でも長時間かければ殺菌力があることが分かる。一方で、ほぼ中性(pH6.8)の分院の湯や、弱アルカリ性(pH8.2)の鰻湯では変化がなく、殺菌力は期待できないことが分かる。

(2) 北海道の温泉

北海道内の温泉については、北海道立衛生研究所によって殺菌力の研究が行われている^{7,8)}。図1によればpH3.0以下の温泉水は細菌数が全て1(対数表示)になっている。このことからpH3.0以下であれば確実な殺菌力を有していることが分かる。

一方で、pH3.0以上の温泉(中性～アルカリ性泉)でも、一部で殺菌力を有する温泉があることが図1から読み取れる。つまりpH3.0以上の温泉では、pH値とは無関係の理由で殺菌力が維持されていることが推定できる。

文献⁷⁾によると、pH6.6～7.6の中頓別町、音威子府村、遠別町がそれに該当し、これらの温泉水はメタホウ酸の含有量が630～1360mg/kgと高いことが特徴だという。同

様の殺菌力がある豊富町と稚内市の温泉水も、メタホウ酸が440、415mg/kgと高い含有量であるという。

ホウ酸は温和な消毒剤として創傷、うがい、洗眼に用いられてきた歴史があり、温泉水による黄色ブドウ球菌の殺菌にも、その濃度が関与していることが推定できる。

また、図2からはpH値の低い温泉水ほど殺菌に要する時間が短く、即効性があることを読み取ることができる。pH3.0以下の温泉水では、5時間経過した段階で細菌数が1(対数表示)から1/10000程度に減少している。これは、pH3.0以下の酸性泉であれば1～2泊の短期間の湯治でも、殺菌をするには十分である根拠の1つになると考えられる。

一方、中性～アルカリ性泉で殺菌力が認められる温泉水では、殺菌に要する時間が酸性泉よりも長くなっている。このことから、中

表1 蔵王温泉水の殺菌力

蔵王温泉	原液	2倍	5倍	10倍	50倍
pH	1.3	1.5	1.8	2.2	3.4
大腸菌 30分	0	/	/	/	/
葡萄状球菌30分	0	/	/	/	/
連鎖状球菌30分	0	/	/	/	/
三種菌混合60分	0	0	0	0	+++
4時間	0	0	0	0	0

(注) 文献⁶⁾の表36より。

表2 泉質の異なる温泉水での殺菌力比較

	蔵王温泉	玉川温泉	東多賀ノ湯	下山鉱泉	分院の湯	鰻湯	水道水
pH	1.3	1.2	3.6	6.0	6.8	8.2	5.6
大腸菌	30分 0	0	3000	++++	++++	++++	+++
	4時間 /	/	0	160	++++	++++	4
	12時間 /	/	0	1500	++++	++++	0
ブドウ球菌	30分 0	0	2	++++	++++	++++	6
	4時間 /	/	0	1500	++++	++++	0
	12時間 /	/	0	80	++++	++++	0
連鎖球菌	30分 0	0	20	++++	++++	++++	+++
	4時間 /	/	0	80	++++	++++	0
泉質	含硫化水素酸性明ばん泉	含硫化水素酸性明ばん泉	酸性硫黄泉	単純硫化水素泉	食塩含有芒硝泉	食塩含有アルカリ性硫黄泉	

(注) 文献⁶⁾の表37より。

性～アルカリ性泉については、酸性泉よりも長期間の湯治が必要になることが推定できる。

(3) 草津温泉

草津温泉では群馬大学医学部草津分院にて、成人型ADを草津温泉水で治療する研究が行われ、100症例の結果が報告され、科学的に効果があることが実証されている^{9～11)}。

この研究によると、単なる酸性の水では殺菌力が十分でないこと、pH2.0の草津温泉水に水酸化ナトリウムを添加してpH3.0に調整したら殺菌力が増強されたことが分かっている。また、草津温泉水が殺菌力を維持す

るにはマンガンイオン、ヨウ素イオンがそれぞれ1.4mg/kg温泉水、0.3mg/kg温泉水が必要になるという。

実際に浴槽で42度の草津温泉水に10分間入浴した人の皮膚表面pH値を測定すると、健常対象者ではpH4.9が4.5に低下し、まもなく元の値に戻るといふ。一方、AD患者ではpH4.6が3.0に低下し、3時間以上pH3.0～4.0の状態であったという。

このことから、pH2.0前後の温泉水に入るとAD患者の皮膚表面pH値が3.0前後になり、殺菌力が最大化される状態が数時間は続くことが分かるという。

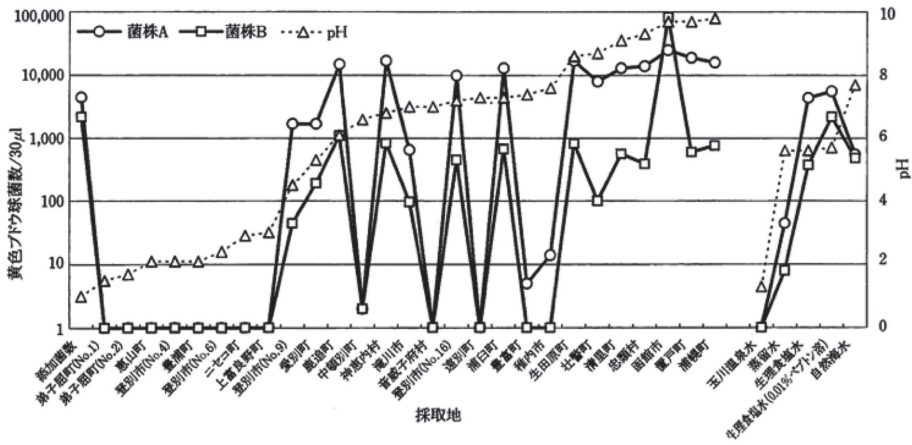


図1 各種温泉水(22日間冷蔵保存)の黄色ブドウ球菌の消長に及ぼす影響
(注)文献⁷⁾の図3より。

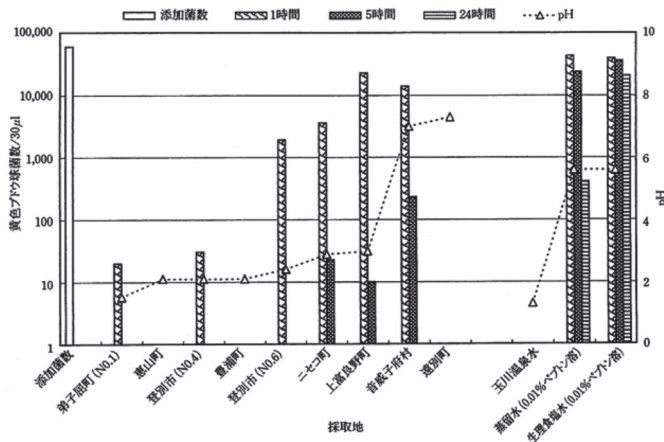


図2 各種温泉水中における黄色ブドウ球菌数の経時的変化
(注)文献⁷⁾の図4より。

3 湯治に向けた温泉地の検討

(1) 効果的な殺菌力を有する温泉地の条件
ここまでで述べた温泉水の殺菌力についてまとめると、次のようになる。

- pH3.0以下の酸性泉は確実な殺菌力を有する
- pH3.0よりも高い(中性～アルカリ性)温泉水でも一部、殺菌力を有するものがある
- その多くは、ホウ酸濃度が高い温泉水である
- pH値の低い温泉水ほど殺菌に要する時間が短く、即効性がある
- 単なる酸性の水では殺菌力が十分ではない
- 殺菌力を維持するにはマンガニオンとヨウ素イオンが必要である(草津温泉)
- pH2.0より3.0の方が殺菌力が強いケースがある(草津温泉水に水酸化ナトリウムを添加)
- pH2.0の温泉水にAD患者がつかると、皮膚表面pH値がpH3.0に下がり、効果が最大化される(草津温泉)

これらをもとに、効果的な湯治の条件を検討し、次の2通りを定めた。

① pH2.0前後の酸性泉に短期間入浴

筆者が現在も行っている湯治方法である。経験上、pH2.3以下が強い効果を感じる温泉であるが、実際に皮膚表面に接したときのpH値は未測定で、どのような条件で殺菌力が発揮されているかは確認できていない。

酸性泉は高刺激であるため、肌に傷があるAD患者は強い痛みを感じて、耐えられない可能性がある。そこで、その痛み到我慢でき、それでいて効果も出るバランスの良い状態の酸性泉を探す必要がある。

また、温泉分析書の多くは泉源で分析を行った結果を示しており、浴槽に流れている実際の湯とは異なっている。それに加えて、加水・循環・塩素剤投入によって泉質が大きく変わっている可能性もある。

酸性泉であれば塩素剤の投入はされず、循環するにも特殊な設備が必要になるため、あ

まり行われていない。ただし、温度を下げるために加水していることがあるので、実用上、問題ない程度の加水なのかは、確認する必要がある¹²⁾。

なお、浴槽で採水した温泉分析書を掲示している施設が蔵王温泉内であったため、泉源・集湯槽での測定値と比較した。図3のNo.1～5は採水位置が浴槽注湯口または浴槽であり、No.6～17は泉源または集湯槽である。

浴槽では成分総計が1887～3587mg/kg、泉源・集湯槽では2510～4356mg/kgになり、浴槽は平均で約27%少ない結果になった。

浴槽であっても高い値のNo.5は泉源の集中する高湯通りにある宿で、敷地内に泉源があるため浴槽への引湯距離が短く、高い値が出ていると考えられる。

浴槽では、泉源・集湯槽の値よりも何割か目減りしていることを考慮する必要がある。また、泉源に近い宿であれば、温泉分析書の値に近い濃厚な温泉に当たる可能性が高いといえる。

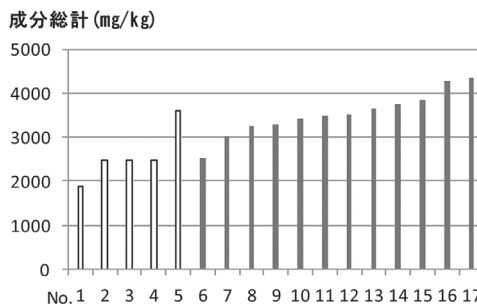


図3 蔵王温泉各施設での成分総計測定値：
浴槽(No.1～5)と泉源・集湯槽(No.6～17)
(注)筆者作成。

② メタホウ酸濃度の高い中性～アルカリ性泉に長期間入浴

豊富温泉をはじめとする、酸性泉ではないがADに効く温泉地が該当する。ただし、まだ殺菌力を維持するための条件が絞り込めて

いないため、温泉毎に殺菌力の評価を行う必要がある。

また、中性～アルカリ性泉には、加水、循環、塩素剤投入を行っている施設が多くある。特に塩素剤投入は皮膚症状を悪化させる要因であるため、利用に際して注意が必要である。

以上の条件を加味して温泉地を選ぶのは容易ではない。しかし、酸性泉と違って低刺激で肌に優しい温泉が多いことは、湯治をするうえで大きなメリットである。

(2) 湯治に向けた温泉地リスト

筆者は主に蔵王と草津で週末湯治を行っているが、不定期で様々な酸性泉を巡り、宿泊して各温泉の成分と効果を検証し、酸性泉リストを作成している¹³⁾。

最新版の酸性泉リスト (pH3.0以下) を表3に示す。初期版では主にインターネット上の情報を参照してリストを作成したが、その後は現地を訪れた際に温泉分析書を参照し、pH測定器 (MJ-7200型、SATOTECH製) を用いて、浴槽でのpH値を測定している。

表3 酸性泉リスト (pH3.0以下)

道県名	温泉地名(pH 値)
北海道	川湯(1.6～1.8)、カムイワッカ湯の滝(1.65, 野湯)、硫黄山(2.2, 野湯)、大雪高原(2.7)、十勝岳(2.5 : 2.5*)、登別(2.2, 一部源泉)、ニセコ五色(2.6 : 2.3*)、吹上(2.6)、恵山(2.1)
青森	酸ヶ湯(1.70～2.03 : 1.42*～1.60*)、八甲田(2.36, 2.44)、嶽(2.05)、下風呂・大湯(2.4 : 2.4*)、恐山(1.89～2.34 : 2.11*～3.04*)
秋田	玉川・新玉川(1.13 : 1.15*)、川原毛湯滝(1.4, 野湯)、乳頭温泉郷・大釜(2.5)・妙の湯(2.5)、蒸ノ湯(2.5 : 2.5*～3.3*)、須川(2.2)、泥湯(2.48, 一部源泉)
岩手	須川高原(2.2)、松川(2.7)
宮城	鳴子温泉郷・滝の湯(2.8)

山形	蔵王(1.45～2.1 : 1.7*～2.0*)、姥湯(2.5)
福島	沼尻・中ノ沢(1.8)、高湯(2.7)、岳(2.4)、微温湯(2.9)、鷲倉(2.6, 2.7)
栃木	那須湯本(2.5)、奥塩原新湯(2.6～2.8 : 2.5*～2.9*)
群馬	草津(1.6～2.3 : 1.7*～2.7*)、香草(1.1～1.6, 野湯)、万座(2.2～2.5)
新潟	蓮華(2.1～2.8, 一部源泉)
神奈川	強羅(2.0～2.5, 一部源泉)
山梨	赤石(2.2)
長野	毒沢(2.53～2.60 : 2.69*～2.70*)、奥蓼科・蓼科三室(2.8 : 3.0*)・渋御殿湯(2.7, 2.8)、本沢(2.3, 一部源泉)
富山	らいちょう(2.11)、雷鳥沢(2.6)
大分	明礬(1.7～2.7 : 2.3*, 2.8*)、柴石長泉寺(2.9)、塚原(2.1)、星生(2.1)
長崎	雲仙(2.2 : 2.0*)
熊本	阿蘇地獄(2.5～2.9)
鹿児島	霧島(2.9, 一部源泉)、栗野岳(2.2～2.8)、硫黄島・東(1.2, 野湯)、口永良部島・寝待(3.0, 野湯)、諏訪之瀬島・作地(2.6, 野湯)

(注) 筆者作成。括弧内左側は揭示値、右側 * 印付きは筆者による測定結果。

(3) その他の要因の検討

ここまで、湯治に向けた温泉の条件として殺菌力の強さについて検討してきたが、その他にも検討すべき要因が残されている。

湯の刺激の強さについてはpH値以外に、酸性泉の主成分 (硫酸/塩酸) の比率が関係するといわれている。そして、硫化水素H₂Sや硫黄Sが濃い温泉は肌を保護し、殺菌力を持続させている可能性も指摘されている。その反面、肌を乾燥させる効果も強いことから、悪化要因になるともいわれている。

それに加えて、油分 (有機物) が混ざった温泉は肌をつるつるにして、保湿効果をもたらすとも考えられている。これらについて検討が必要である。また、一般に温泉成分の種

類が豊富であるならば、より濃厚な温泉の方が、効果が強く出ると考えられるので、濃度についても検討が必要である。

加水によって濃度が薄まることを考えると、より濃い温泉が望ましいのはいうまでもない。しかし単純に濃いといっても、一部の強塩泉のように成分の大半が塩分でしかないケースもある。そこで濃度については、成分の種類が豊富であることを前提にした上で検討しなければならない。

幸いにも、酸性泉のほとんどは温泉成分の種類は豊富であることが多く、あまり問題にならない。しかし、中性～アルカリ性泉の利用を検討する場合には、注意が必要である。

4 おわりに

本稿ではAD（アトピー性皮膚炎）に有効な対症療法である酸性泉の湯治で、その有効性の根拠と考えられる殺菌力を比較し、どの程度、酸が強い必要があるかを検討した。また、長期利用ならば効果が出ると考えられる中性～弱アルカリ性泉の殺菌力についても検討した。

pH3.0以下の酸性泉は強力な殺菌力を持っている。また、中性～弱アルカリ性泉であっても条件が合って、長期湯治が可能ならば、殺菌力を期待できるケースがある。

酸性泉の存在する地域は限られるため、日本全国の何処でも利用可能という訳ではない。しかし、中性～アルカリ性泉が活用可能であれば利用者の選択肢が広がり、低刺激でもあるため重度のAD患者に有用である。

ADの症状改善のために湯治をする者が増え、併せて温泉地の活性化に貢献できれば幸いである。

注・参考文献

- 1) 松本馨 (2015) : 「強酸性泉を用いた湯治によるアトピー性皮膚炎の治療とその課題」温泉地域研究、第24号、13～20頁。
- 2) 門脇啓二 (2014) : 『ルポ アトピー患者が

つどう温泉』三五館、229頁。

- 3) 久保田一雄 (2002) : 「群馬大学医学部附属病院草津分院は閉院しました」日温気物医誌、第65巻、4号、225～227頁。
- 4) NPO法人草津湯治の会 (2014) : 『湯ノ言 時間湯の伝統と現在II』銀河書籍、506頁。
- 5) T.Kobayashi, M.Glatz, K.Horiuchi, H.Kawasaki, H.Akiyama, D.H.Kaplan, H.H.Kong, M.Amagai, and K.Nagao (2015) : 「Dysbiosis and Staphylococcus aureus Colonization Drives Inflammation in Atopic Dermatitis」, Immunity 42, pp.756-766.
- 6) 杉山尚、川島敏、小笠原達、佐藤尚、遠藤信夫、岡崎洋一郎、安部政雄 (1956) : 「東北地方温泉地に於ける湯治概況調査成績 II 蔵王温泉に於ける湯治概況竝に二、三の医学的調査」日本温泉気候学会雑誌、第20巻、2号、32～50頁。
- 7) 内野栄治、砂川紘之、佐藤洋子、都築俊文 (1999) : 「健康維持・増進を目的とした道内温泉の有効利用に関する基礎的研究 (第5報) 黄色ブドウ球菌の消長に及ぼす道内温泉水の影響」北海道立衛生研究所報、第49集、1～9頁。
- 8) 内野栄治、青柳直樹、市橋大山 (2012) : 「温泉を利用した健康づくり - 北海道からの報告 - 」温泉科学、62号、66～84頁。
- 9) 久保田一雄、町田泉、田村耕成、倉林均、白倉卓夫 (1997) : 「アトピー性皮膚炎に対する草津温泉療法の効果」リハビリテーション医学、34号、40～45頁。
- 10) 久保田一雄、倉林均、田村耕成、田村遵一 (1999) : 「成人型アトピー性皮膚炎に対する草津温泉療法 - 100症例の治療経験 - 」日温気物医誌、第62巻、2号、71～79頁。
- 11) 久保田一雄 (2006) : 『補完・代替医療 温泉療法』金芳堂、92頁。
- 12) 温泉法の一部改正 (平成17年5月24日) により、浴槽において、加水、加温、循環している場合は掲示することになっているが、どの程度加水したかについての表示義務はない。
- 13) 松本馨 (2015) : 「強酸性泉による湯治療養と酸性泉リスト作成」日本温泉地域学会研究発表大会、第25回、雲仙温泉、7～8頁。

タイ北部・ランパーン県における温泉観光開発

Tourism Development with Hot Spring Facilities at Lampang Prefecture, Northern Thailand

浦 達雄* 小堀 貴亮** アナウッド・チョサップ***
 パンティラー・シントイポップ****
 Tatsuo URA Takaaki KOBORI
 Anawut CHOOSUP Pantira SIGTAIPOB

キーワード：タイ (Thailand) ・ランパーン県 (Lampang prefecture) ・
 開発 (development) ・温泉観光 (spa tourism) ・経営動向 (business trends)

1 はじめに

(1) 研究の背景

タイには200カ所を超える温泉地が成立している。その主な分布状況はタイ北部・バンコク周辺・タイ南部(マレー半島)で、特にチェンマイを周辺としたタイ北部に過半数が集積している(図1)。

本研究では、タイ北部、特にランパーン県における温泉施設を調査対象として取り上げた(図2)。ランパーン県はチェンマイ県の東に展開し、県庁都市のランパーンはチェンマイの南東約100キロに位置する。

ところで、本研究は「タイにおける温泉観光開発」をテーマとした一連の研究の一部を構成するものである。これまでの研究では次の地域を事例として実態報告を行った。つまり、サンカンペーン(浦・小堀他、2012)・チェンマイ周辺(浦・小堀他、2013)・チェンライ県(浦・小堀他、2014)・メーホンソン県(浦・小堀他、2015)である。

これまでタイ北部の温泉施設に対する4回に及ぶ温泉調査において、温泉の立地区分では国立公園立地型と農村立地型、経営者のタイプでは公共系と民間系に分類出来ることが判明している。

一連の研究姿勢はまず現地調査(野外観察)

を行うことである。現地調査によって温泉施設の経営状況や観光客の実態把握に努めた。従って今回の報告はその一部分を構成するも

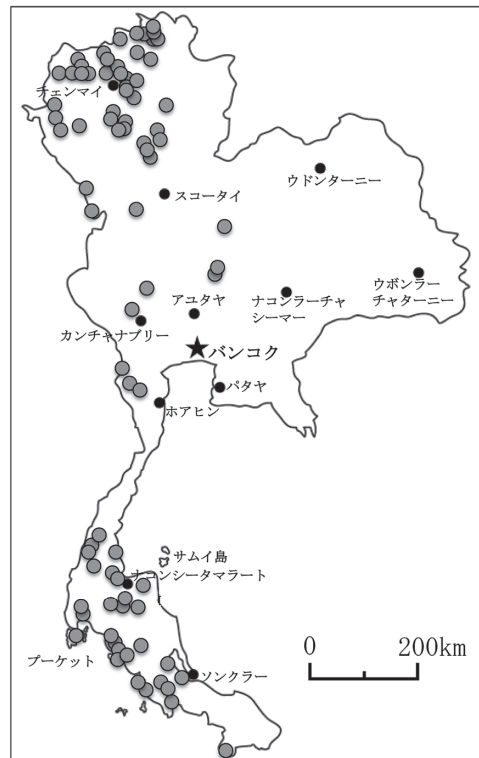


図1 タイにおける温泉地の分布
 (注) 高橋(2008)を改図して小堀貴亮作成。

*大阪観光大学 (Osaka University of Tourism) **共栄大学 (Kyoei University)
 ラチャプリユック大学 (Ratchapruerk University) *パンティラー旅行社 (Pantira Travel Agency)

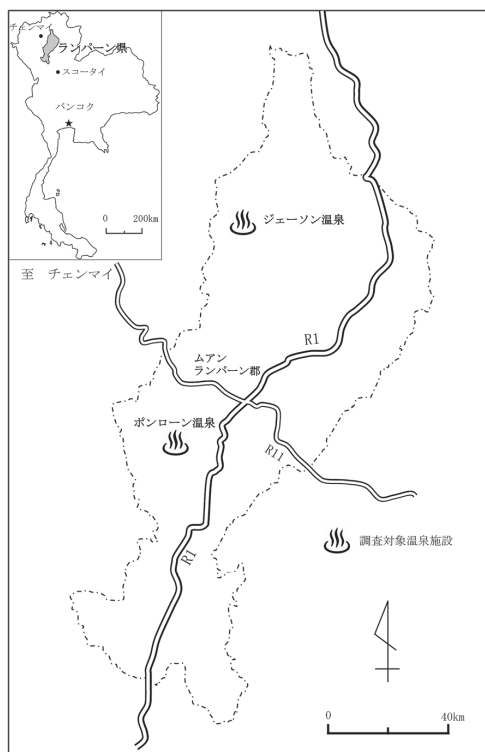


図2 ランパーン県の調査対象温泉施設
(注)北タイランド チェンマイ (ROAD WAY)により小堀貴亮作成。

ので、将来的にはタイにおける温泉観光開発の実態や方向性を明確にする考えである。

(2) 従来の研究成果

日本における温泉地域研究(含む観光地理学)の分野では、タイにおける温泉観光開発に関する論文はその数が限定される。その代表的な論文は浦達雄・小堀貴亮などによる一連の成果である。その調査手法は現地での野外調査、経営者(またはマネージャー)・観光客に対する聞き取り調査が主体となる。

テーマは温泉観光開発で、以下の地域で調査を行った研究成果がある。サンカンペン(浦・小堀他、2012)・チェンマイ周辺(浦・小堀他、2013)・チェンライ県(浦・小堀他、2014)・メーホンソン県(浦・小堀他、2015)である。

普及書・機関誌としては、前者には高橋(2008)、後者には松下(2001)・浦他(2011)・

徳本(2014)などの著作がある。旅行記としては、浦(2011、2012、2013、2014、2015)などの成果がある。なお、タイ北部の温泉の分布状況を明確にした図面として、地質調査所(1987)がある。

(3) 研究の目的と方法

研究の目的はタイ北部のランパーン県における温泉施設を事例として観光開発の実態を把握することである。調査の方法は文献調査・野外観察・聞き取り調査などである。

文献調査は観光地図の読図・報告書や旅行記の解説、野外観察は現地調査・ラフマップの作成、聞き取り調査は経営者・マネージャー・観光客・関係者などである。

なお、聞き取り調査は経営者の不在もあって、不明な部分もあった。そのため、経営数値は概要の把握に務めた。

2 ランパーン県における温泉の概要

高橋(2008)によれば、ランパーン県には7カ所の温泉がリストアップされている。今回は調査時間の関係もあって、南北に立地する代表的な温泉施設を取り上げた。

南部ではポンローン温泉、北部ではジェーソン温泉である(図2)(表1)。立地環境では前者は農村立地、後者は国立公園立地、開発主体ではともに公共系、経営主体では前者は民間系、後者は公共系となる。なお、ランパーン県は焼き物と馬車(白馬)の県として知られる。

3 ポンローン温泉(Pong Luang hot spring)

(1) 開発の概要

ポンローン温泉はランパーン県コカー郡に位置し、主要都市であるコカーの南西郊に位置している。

温泉は田園地帯から湧出し、温泉池がある(源泉は80℃程度)(写真1)。ウシなど動物が温泉を含んだ土(塩分を含む)を食べており、約50年前から温泉湧出が確認されていた。

表1 ランパーン県における温泉施設の概要

温泉名	ボンローン温泉	ジェーン温泉
立地	農村	国立公園
開業	1987年	1988年
開発者	ボンローン村	国
経営者	村の夫妻(3年目)	国。村人は売店・マッサージ・温泉施設などの管理
動機	観光振興・雇用確保	観光振興・雇用確保
投資額	30万B(全体で1,100万B)	不明
敷地面積	1ライ	3ライ(国立公園は48ライ)
温泉湧出	50年程前に確認。土をウシなどが食べていていた	元は水田で、親の代から温泉湧出
温泉	80℃程度 硫黄系	9井戸。62℃～82℃ 硫黄系
個室浴場	10室	21室(右岸)、その内1つは大浴場 18室(左岸)
付帯施設	足湯・露天風呂・池(ボート)・源泉池・売店 コテージ(5棟) マッサージ室(別の村人が経営)	源泉公園(78℃・80℃・82℃の池) キャンプ場(100張) コテージ(13棟)・レストラン・マッサージ室 ビジターセンター・足湯など
料金	入場無料 温泉入浴80B(部屋当たり)	公園入場:外国人200B・タイ人40B・車30B 60歳以上は無料。温泉入浴50B(人)
利用客	タイ人中心(県内容) 日本人は少々	タイ人90%、外国人10% 外国人は欧米・日・韓・マレーシア・シンガポールなど
シーズン	オン: 冬季・4月。祭礼・旧正月などが忙しい 4月の祭礼の時は1,000人/日 オフ: 雨季(20人、40人、100人程度/日)	オン: 冬季(12月～2月)・4月 オフ: 雨季(6月～11月)
スタッフ	夫婦2人。忙しい時は村人が加勢	事務所4人・マッサージ4人・温泉当番(右岸)4人・同(左岸)2人など
その他	50万B/年を村へ上納 23ライの土地を販売中(1ライは50万B)	ムーンバーン村に立地
(注1)聞き取り調査(2015年8月19日)により作成。		
(注2)1ライは1,600㎡。		
(注3)1Bは3.5円程度(2015年8月18日現在)。		

温泉施設は1987年に完成した。開発主体は聞き取り調査によるとボンローン村で、投資額は30万B(1B=3.5円)で、公園全体だと1,100万Bとなる。温泉施設の敷地面積は1ライ(1ライ=1,600㎡)である。

(2) 温泉・宿泊施設関係

主な付帯施設は温泉施設・池(ボート)・売店・食堂・マッサージ室・コテージなどからなり、温泉施設は個室浴場10室(写真2)(写真3)・露天風呂(写真4)(週末営業・水着着用)・足湯などがある。

温泉入浴は80B/部屋で、時間は20分までとなる。聞き取り調査中、2組が入浴中で、カップルと中年婦人2人組だった。

マッサージは別の村人が経営し、キャンプ場は存在していない。未確認だが、付近の野

外公園でキャンプ用の土地が用意されている。コテージも整備されたが、現在は使用されていない。

(3) 経営数値

現在のスタッフは村人の夫婦2人で、忙しい時は村人が加勢する。経営暦は3年となる。年商は不詳だが、村へ10万B/年の上納が義務付けられている。

オンシーズンは冬季(12月～2月)・4月となる。4月の祭事では1,000人/日の利用客があり、ボクシングの試合などイベントを開催して、もてなしを行っている。

オフシーズンは雨季(6月～11月)で、入り込みは20人・40人・100人程度となる。

利用客の内訳はタイ人が主体(県内容)で、外国人は少ない。調査中、イギリス人夫妻に



写真1 ポンローン温泉の源泉池



写真2 ポンローン温泉の個室浴場(外観)



写真3 ポンローン温泉の個室浴場(内部)



写真4 ポンローン温泉の露天風呂



写真5 ジェーソン国立公園のビジターセンター

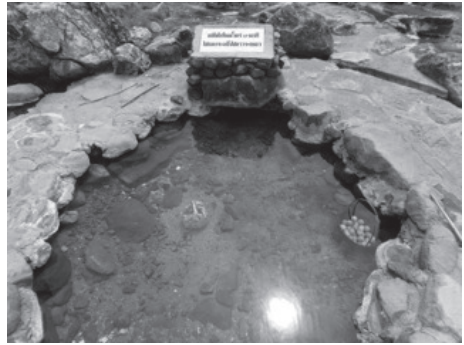


写真6 ジェーソン温泉の源泉公園



写真7 ジェーソン温泉の個室浴場(外観)



写真8 ジェーソン温泉の個室浴場(内部)

出会ったが、彼らは半年間チェンマイでロングステイをしており、観光で立ち寄っていた。

温泉は見学だけで、入浴はしないと言う。

(4) その他

近くに空いた土地が23ライあり、現在、50万B／ライで販売中となる。温泉卵の販売も行われていた。物販は雑貨が主体で、飲食も出来る。土産品としてTシャツ(140B)が売られていた。

4 ジェーソン温泉(Chae Son hot spring)

(1) 開発の概要

ジェーソン温泉はムアンパーン郡のジェーソン国立公園に位置する。温泉施設の開業は1988年で、国立公園と同時に整備された。温泉は親の代から湧出が確認されており、動物が土(塩分を含む)を食べていた。元は水田地帯であった。温泉施設の開発の動機は観光振興と雇用創出であり、現在ではランパーン県を代表する温泉施設に成長している。敷地面積は3ライとなる。

(2) 温泉・宿泊施設関係

主な付帯施設はビジターセンター(事務所)(写真5)・源泉公園(写真6)・温泉施設・コテージ・レストラン・売店・マッサージ室・キャンプ場などとなる。宿泊施設はコテージ(13棟)・キャンプ場(100張)で、いずれも冬季の利用が多い。

ビジターセンターはスタッフが常時2名体制で常駐しており、国立公園や温泉施設などの案内を行っている。国立公園に位置するビジターセンターとは言え、場所によっては、スタッフ不在のところもあり、ここは機能していると言える。

玄関先には国立公園の利用客に関する統計数値を掲示しており、タイ北部の国立公園では初めてみかけたことになる。

源泉公園は源泉があちこちで湧出しており、遊歩道を通ることで75℃・80℃・82℃

の源泉池の見学が出来る。温泉卵の池もあって、温泉卵を楽しむ利用客もいた。

温泉施設は個室浴場(写真7)(写真8)・露天風呂で、個室浴場は右岸21室(その内1室はプール)・左岸18室となる。入浴料金は50B／人となる。浴槽の温度は38℃から40℃に設定している。

個室浴場内部の備品は衣服をかけるフックだけで、バスマットなどは存在しない。手桶はあるが、洗面器がないので、日本人としては利用しづらいと思われる。しかし、温泉は原則そのつど入れており、文字通り源泉かけ流しとなっている。

今回の調査では左岸の個室浴場で筆者を含めて4人が1人で入浴中だった。いずれも男性となる。

なお、国立公園の入場料金は外国人200B・タイ人40B・車30B・60歳以上無料となる。

(3) 経営数値

現在のスタッフは事務所4人・温泉施設(左岸2人・右岸4人)・マッサージ4人で、事務所以外は村人がつめている。

利用客はタイ人90%・外国人10%で、外国人は欧米・日・韓・マレーシア・シンガポールなどが目立つ。

調査中に団体とすれ違った。彼らは別の国立公園の研修生で、園内の写真撮影を行っていた。

表2はジェーソン国立公園の利用客の年別・月別推移を示したものである。タイの統計は10月から翌年9月までの統計となる。この表を概観すると、2013年10月から2014年9月までは147,883人を数える。月別では12月・1月・4月・5月が1万人を超え、オンシーズンをなしている。これに対して6月から9月までは5,000人前後に留まり、オフシーズンと言える。

表3はジェーソン国立公園の売上高の年別・月別推移を示したものである。この表によると、年商は8,940,548Bとなる。12月・

表2 ジェーン国立公園における利用客の年別・月別推移

年月	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
10	18,504	13,390	4,050	9,617	7,316	6,995	7,123	5,701	4,288	7,914	6,679	13,524
11	8,081	8,873	6,547	11,969	5,747	7,165	6,275	5,131	8,658	8,274	6,416	9,059
12	18,464	18,775	24,476	26,611	24,196	20,046	18,695	16,492	17,606	25,272	27,318	29,416
1	22,541	16,612	22,969	18,470	13,777	21,569	17,709	17,117	18,947	14,593	17,167	30,081
2	8,459	7,511	11,469	5,979	7,111	6,978	8,114	9,627	7,370	10,520	9,693	12,017
3	10,575	8,113	11,660	8,559	8,143	5,610	7,689	6,598	8,268	9,875	11,857	14,219
4	44,059	34,724	48,926	31,250	32,511	28,616	26,038	24,017	35,153	40,635	37,398	42,890
5	8,453	8,913	9,076	4,570	4,181	6,437	7,960	5,805	5,865	9,431	11,415	16,683
6	3,565	4,124	3,652	3,325	2,049	1,760	3,515	2,408	2,719	4,630	3,830	7,544
7	4,291	7,350	4,931	4,957	3,284	3,715	4,583	4,198	3,932	5,935	5,263	7,602
8	3,948	6,571	4,350	4,632	3,171	3,741	2,322	2,614	6,543	3,170	5,401	
9	3,886	2,248	3,601	4,982	2,079	2,958	1,492	2,148	2,504	3,611	5,446	
合計	154,826	137,204	155,707	134,921	113,565	115,590	111,515	101,856	121,853	143,860	147,883	183,035

(注)ビジターセンターの資料による。

表3 ジェーン国立公園における売上高の年別・月別推移

年月	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
10	646,080	538,870	215,675	418,145	470,595	516,405	391,820	368,500	317,180	545,745	429,650	885,710
11	376,120	349,920	306,905	538,205	375,010	492,960	496,185	406,475	831,250	549,030	534,240	636,310
12	854,730	1,066,355	861,920	1,518,500	1,418,445	1,524,615	1,288,515	1,159,030	1,381,695	1,648,195	1,598,970	1,670,585
1	879,090	817,460	831,890	1,049,660	818,340	1,547,968	1,212,768	1,284,655	1,384,454	1,270,014	1,115,598	1,654,130
2	357,180	369,960	373,055	324,970	503,085	481,265	515,960	740,233	503,890	692,085	633,330	830,340
3	436,720	609,000	318,060	434,045	511,795	289,410	472,780	465,600	599,250	651,905	697,640	834,360
4	1,266,460	1,248,140	1,027,255	1,212,875	1,392,900	1,207,690	1,646,180	1,378,180	1,831,360	1,631,030	1,936,100	2,144,900
5	365,440	406,580	291,035	176,840	374,600	401,715	380,900	410,540	359,640	537,690	712,100	935,440
6	157,010	172,750	131,420	153,310	134,910	125,680	243,510	169,950	207,100	266,650	253,630	438,760
7	194,930	244,740	210,770	253,670	255,230	222,890	345,190	277,150	295,370	229,930	355,100	439,820
8	186,990	174,650	136,190	202,790	222,990	171,870	115,820	226,530	408,080	221,490	327,110	
9	180,784	119,440	118,330	184,730	180,140	164,250	141,850	146,620	134,350	208,710	347,080	
合計	5,901,534	6,117,865	4,822,505	6,467,740	6,658,040	7,146,718	7,251,478	7,033,463	8,253,619	8,452,474	8,940,548	10,470,355

(注)ビジターセンターの資料による。

1月・4月が100万Bを超え、これに対して、6月から9月までが30万B前後に留まっている。

(4) その他

広大な温泉公園の中で各施設が点在しており、大自然を満喫出来よう。改善点はアクセスで、タイ北部の中心都市であるチャンマイからは70キロと近いが、大半が山道となる。しかも、車での訪問が主体であり、車の無い観光客の利用は厳しいと思われる。

5 むすび

以上、タイ北部・ランパーン県において代表的な2軒の温泉施設を事例として、その開

発の実態と経営状況の概要を把握した。その結果、次の点が明確になった。

- ① 温泉施設の立地はいずれも自然環境に優れている。農村立地型・国立公園立地型に分けられる。
- ② 温泉はいずれも自噴しており、源泉池から湧出している。
- ③ 温泉は硫黄系で、高温で湧出量は多い。
- ④ 当初、動物が土(塩分)を食べており、温泉の存在を村人は認知していた。
- ⑤ 温泉施設の開発は観光振興と村人の雇用確保となる。
- ⑥ 宿泊施設はキャンプ場とコテージとなる。
- ⑦ 温泉施設は個室浴場が充実しており、こ

ここでは裸入浴が可能となる。浴槽はバスタブ型ではなく、数人が入れる広めのタイプである。

- ⑧ 開発主体は国または村で公共系と言えるが、ポンローン温泉の経営は村人が行っている。
- ⑨ ジェーソン温泉ではおおよその経営数値を把握したが、経営は概ね順調と思われる。
- ⑩ シーズンは冬季(12月と1月)がオンシーズンで、雨季(6月～10月)がオフシーズンとなる。ただし、今回の調査では4月の旧正月にかなりの入り込みがあることが判明した。
- ⑪ 交通機関だが、いずれも車の利用となる。一般の観光客の場合、アクセスが不便で今後改善すべきであろう。
- ⑫ 研究の課題は、事例研究の積み重ねが進み、集大成の時期が来たと思われる。今後は統計数値の把握など、補足的な調査を継続することで、本研究の体系的な整理に入りたい。

付記

本研究は大阪観光大学とタイ・ラチャブリュック大学との「研究及び教育上必要とする分野での交流に関する覚書」による共同研究(テーマは「タイにおける温泉観光開発」)の研究成果の一部である。

なお、現地調査は2015年8月19日に実施した。記載した源泉等の泉温データは温泉施設に掲示されたものである。写真は浦達雄の撮影となる。作図は小堀貴亮が行った。

ジェーソン温泉については2014年8月20日にも調査を実施しており、今回は2回目の訪問となった。

タイの温泉は露天風呂の場合、水着着用で、日本流の裸入湯の習慣はない。個室浴場もバスタブが大半で、1人入湯が一般的である。

北タイの温泉は非火山性と言われる。マグ

マの上に位置する花崗岩が熱を持ち、さらに、その上にある水の層があたためられて、温泉となる仕組みである。

謝辞

各温泉施設における聞き取り調査の際、関係者やスタッフの皆さんから大変親切に対応をして頂きました。特にジェーソン温泉のビジターセンターでは貴重な資料を提供して頂きました。ここに記して謝意を表します。

参考文献(発行順)

- 地質調査所(1987)「タイ北部における温泉地の分布」同所、1枚。
- 松下正弘(2001)「タイの温泉(ナムローン)」温泉(日本温泉協会)・第69巻4号(通巻749号)(2001年4・5月合併号)、26～29頁。
- 高橋由紀夫(2008)『秘湯天国タイだもーん』ゑび文社、190頁。
- 浦達雄(2009)「湯遍路旅日記ーアジア・太平洋編ー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第14号、12～23頁。
- 浦達雄他(2011)「タイ・カンチャナブリーの温泉」温泉(日本温泉協会)・第79巻1号、3～5頁。
- 浦達雄(2011)「UR Aの湯遍路旅日記2010ー台湾・中国・タイに行くー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第16号、11～23頁。
- 浦達雄・小堀貴亮他(2012)「タイ・サンカンペン温泉における温泉観光開発」温泉地域研究・第18号、25～30頁。
- 浦達雄(2012)「UR Aの湯遍路旅日記2011ー中国・タイに行くー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第17号、11～25頁。
- 浦達雄・小堀貴亮他(2013)「タイ・チェンマイ周辺における温泉観光開発」温泉地域研究・第20号、137～142頁。
- 浦達雄(2013)「UR Aの湯遍路旅日記2012ー北京・山西省・チェンマイに行くー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第18号、18～31頁。

- 徳本穰 (2014) 「タイ王国北部温泉紀行」温泉第82巻2号、32～33頁。
- 浦達雄・小堀貴亮他 (2014) 「タイ北部・チェンライ県における温泉観光開発」温泉地域研究・第22号、29～34頁。
- 浦達雄 (2014) 「U R Aの湯遍路旅日記2013 - 中国・タイ編 -」観光&ツーリズム (大阪観光大学観光学研究所・所報)・第19号、11～21頁。
- 浦達雄・小堀貴亮他 (2015) 「タイ北部・メーホンソン県における温泉観光開発」温泉地域研究・第24号、21～28頁。
- 浦達雄 (2015) 「U R Aの湯遍路旅日記2014 - 中国・タイ編 -」観光&ツーリズム (大阪観光大学観光学研究所・所報)・第20号、投稿中。11～25頁。

温泉裁判例研究①

温泉採取権(源泉権)の無断使用者に対して温泉事業収益の 23%を支払うように命じた事例

A Case which 23% of the Hot Spring Water Supplying Business Profit Shall
be Paid as a Use Fee by the User without “Hot Spring Picking Concession”
— Right to Draw Water from the Source of Hot Spring —

村田 彰*
Akira MURATA

キーワード：別府温泉 (Beppu hot spring) ・温泉採取権 (hot spring picking concession) ・
給湯事業 (hot water supply business)

判決日・出典：大阪地方裁判所平成17年3月29日・判例タイムズ1200号229頁

対象事件・事件名：大阪地裁平15(ワ)第9982号・不当利得金返還請求事件、平15(ワ)第
12781号・債務不存在確認等反訴請求事件、平16(ワ)第6090号・温泉採
取権確認請求承継参加事件

裁判結果・上訴等：一部認容・控訴

【事件の概要】 温泉採取権(源泉権)を無断使用して温泉事業を営んでいる者に対して温泉採取
権者(源泉権者)が不当利得返還請求をした事案において、温泉給湯事業全体の
現在価値に占める温泉採取権の現在価値の割合を23%と算定し、本件事業収益
の23%に相当する金額を支払うように命じた事例

1 事実

Aは、別府市内で温泉給湯事業を営む宗教法人の設立を企図して宗教法人Y寺(被告・反訴原告。代表役員はA)を設立し(昭和53年9月16日)、Bから2億4千万円の融資を受けてY寺敷地建物および本件各「温泉採取権」を取得した(同年11月)。そこで、Y^(A)は、Y寺敷地建物(本件「鉱泉地」を含む)にBのために根抵当権を設定し(昭和53年11月)、さらに、C、X₁(原告・反訴被告)およびD会社(代表取締役はE)からも融資を受けて、Y寺敷地の一部にC X₁ Dのために(根)抵当権を設定した(同55年10月3日、同月30日、同56年4月7日)。

しかし、Yが全く弁済しないので、本件各

温泉採取権はEの求めに応じて代物弁済され、その結果、温泉台帳上、温泉採取権目録記載1の本件温泉採取権(「本件温泉採取権1」とする)は、Y→D会社(同56年4月7日)→X₁(同月22日)へと名義変更され、さらに、X₁からX₃(原告承継参加人。X₁の子)(平成16年1月9日)に名義変更され、また、温泉採取権目録記載2の本件温泉採取権(「温泉採取権2」とする)は、Y→Cに名義変更(昭和56年4月7日)された後、X₂(Cの子)に単独相続(平成15年8月13日)された。なお、Y寺敷地建物は、Bの不動産競売の申立てにより競売開始決定がされ(昭和59年6月17日)、売却によりB自らこれを取得(平成12年12月12日)した。

*流通経済大学 (Ryutsu Keizai University)

ところで、Yは、遅くとも平成5年8月1日までに本件各温泉採取権を無断使用して本件温泉給湯事業を開始し、給湯料、権利金、名義変更料、負担金その他の名目で金員を受領していた。また、本件温泉が高温の噴気泉で、源泉口から湧出する湯量が僅かであることから、Yは、朝見川の取水槽から約1.4km離れたY寺敷地に設置した受水槽まで導水管で送水し、その水に源泉口から得た高温の噴気を当てて温泉を造成し、Y寺敷地から約3km離れた本件温泉受給者の施設近くまで給湯管を引き、これに本件温泉受給者が費用負担する支線（本件温泉受給者への引込管）を接続させて本件温泉受給者に温泉を供給していた。そのためには、大量の水（その前提としての水利権）の他に、導水管、受水槽、給湯管等の給湯設備、同設備を設置するための土地使用权が必要であり、裁判所は本件給湯設備（水利権を含む）の所有者をYと認定している。

平成11年頃、Yが本件各温泉採取権を無断使用して本件温泉給湯事業を営んでいることを知ったX₁は、X₁Cを代表して本件各温泉採取権使用料の支払いをAに求めたところ、Aは、同12年10月26日から同14年10月1日までに合計120万円をX₃に支払ったにすぎない（Yは本件各温泉採取権を時効取得したとして時効を援用したようである）。

そこで、X₁X₂は、Yが本件給湯事業の開始日（同5年8月1日）から本件口頭弁論終結日（同17年1月21日）までに得た収益の一部を不当利得しているとして、Yに対してその返還を求め（なお、Cの不当利得返還請求権はX₂に単独相続され、また、X₁から本件温泉採取権1を譲り受けたことにより得た同16年1月9日から本件口頭弁論終結日までのX₃の不当利得返還請求権はX₁に譲渡され、Yに対する不当利得返還請求権はX₁X₂間で等分する合意がX₁X₂X₃間でなされている〔同17年1月17日〕）、X₂は、Yとの間において本件温泉採取権2を有することの確認を

求めた（本訴事件 同15年9月25日）。

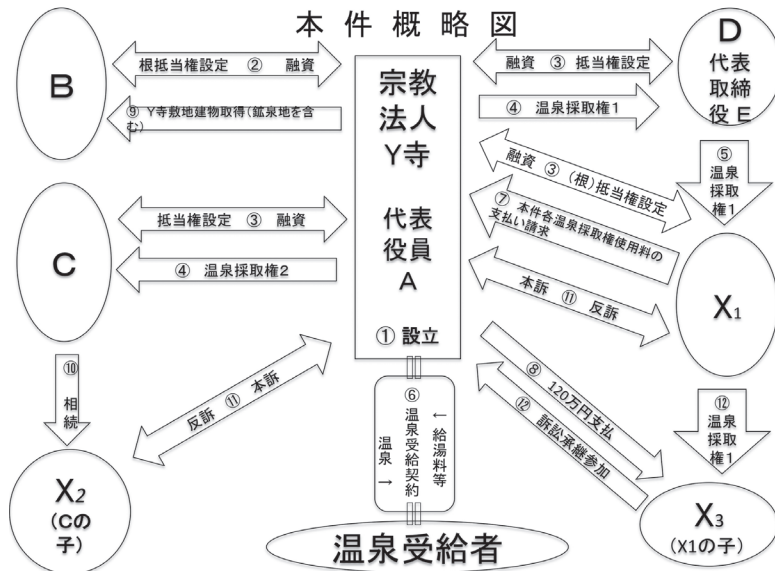
これに対して、Yは、X₁X₂との間において自己に債務が存在しないことと、本件各温泉採取権を有することの確認をそれぞれ求めた（反訴事件）。また、X₃は、本件訴訟継続中にX₁から本件温泉採取権1を譲り受けたとして、Yとの間でその確認を求めた（承継参加事件）。

2 判旨

裁判所は、本訴事件について、Yの不当利得を認めた上で、YがX₁X₂に支払うべき額の算定方法について、「本件各温泉採取権の本件給湯事業に対する貢献度という意味での本件各温泉採取権の本件事業収益に占める割合を本件事業収益に乗じる方法によって求めるのが相当」であり、その貢献度は「本件事業全体の純資産価額に占める本件各温泉採取権の純資産価額の割合を算定することによって求めるべき」だとし、その純資産価額は「平成5年当時の現在価値と同16年当時のそれとの平均値をもってその現在価値とするのを相当」とした。

また、本件鉱泉地所有権（本件各温泉採取権を含む）の現在価値は固定資産方式による価格と相続税方式による価格との平均値をとり、本件給湯設備の現在価値は、水利権価格、導水管、受水槽等、給湯管の現在価値の合計によって求めたが、いずれも同5年当時の現在価値と同16年当時（またはそれに近い年）の現在価値との平均値をとって算定した。

その結果、本件事業収益全体の現在価値に占める本件鉱泉地所有権および本件給湯設備の現在価値の配分割合をそれぞれ26%、74%と算定し、本件鉱泉地所有権のみの現在価値は、「永代使用权が存在する墓地の底地の比率に類似する」として本件各温泉採取権をも含めた現在価値の10%とし、その残りの割合が本件事業収益に占める本件各温泉採取権の割合（26%×0.9=23%）とし、X₁らに本件事業収益の23%を支払う旨をYに判示し



本件の主要な事実経過

No.	時期	事実
①	昭和 53 年 9 月 16 日	A は温泉事業目的で宗教法人 Y 寺（代表役員は A）設立
②	同 53 年 11 月	Y（A）は、B から融資を受け、Y 寺敷地建物（本件鉱泉地を含む）と「温泉採取権」取得し、その後、B のために Y の敷地建物上に根抵当権設定（昭和 53 年 11 月 17 日、同 54 年 12 月 24 日）
③	同 55 年 10 月～	A は C、X 1、D 社（代表取締役 E）からも融資を受け、Y 敷地上の一部に（根）抵当権設定（昭和 55 年 10 月 3 日、同月 30 日、昭和 56 年 4 月 7 日）
④	同 56 年 4 月 7 日	温泉採取権 1・2 は代物弁済され、温泉台帳上、温泉採取権 1 は Y→D、温泉採取権 2 は Y→C、にそれぞれ名義変更
⑤	同 56 年 4 月 22 日	温泉採取権 1 は、温泉台帳上、D→X 1 に名義変更
⑥	平成 5 年 8 月 1 日～	Y は、温泉事業を開始し、給湯料、権利金、名義変更料、負担金等の名目で金員を受領
⑦	平成 11 年頃	X 1 は、X 1 と C を代表して本件各温泉採取権使用料の支払いを請求
⑧	同 12 年 10 月 26 日～	A は合計 120 万円を X 3（X 1 の子）に支払う（～同 14 年 10 月 1 日）
⑨	同 12 年 12 月 12 日	Y 寺敷地建物（本件鉱泉地を含む）は、B の不動産競売の申立てにより競売開始決定がされ（昭和 59 年 7 月 17 日）、売却により B 自らこれを取得
⑩	同 15 年 8 月 13 日	温泉採取権 2 は、温泉台帳上、C から X 2 に単独相続。Y に対する C の不当利得返還請求権も X 2 に単独相続
⑪	同 15 年 9 月 25 日	X 1 X 2 は Y を相手に本訴請求。その後、Y は X 1 X 2 を相手に反訴請求
⑫	同 16 年 1 月 9 日	温泉採取権 1 は、温泉台帳上、X 1 から X 3（X 1 の子）に名義変更。その後、X 3 は本件訴訟に承継参加
⑬	同 17 年 1 月 17 日	Y に対する X 3 の不当利得返還請求権を X 3 が X 1 に譲渡し本件温泉事業に対する本件各温泉採取権の貢献度を等分し、Y に対する不当利得返還請求権の額も X 1 X 2 間で等分とする合意が X 1 X 2 X 3 間で成立
⑭	同 17 年 1 月 21 日	弁論終結

た。

また、裁判所は、X₂が本件温泉採取権2（本訴事件）を、X₃が本件温泉採取権1（承継参加事件）を、Yとの間において有すると確認し（なお、Yが本件各温泉採取権を時効取得したとの主張は、Yが平成12年10月26日から本件各温泉採取権の使用料を支払っているため、債務の承認により時効が中断したか、10年の取得時効が認められるとしても時効利益を喪失した、として退けられた）、Yの債務不存在の確認の訴えを却下し、その余のYの請求をすべて棄却した（反訴事件）。

3 本裁判の事例研究

(1) 大分県における温泉台帳の役割

本件では、温泉採取権が譲渡され、「温泉台帳」（なお、温泉台帳には温泉組合と都道府県とが作成するものがあるが、ここでは後者のみを対象とする）上にその旨の名義変更がなされている。そこで、本件の温泉が大分県別府市内にあることから、大分県温泉法施行条例（平成11年12月24日大分県条例第43号）を見ると、同条例5条は、温泉採取権者（温泉源から温泉を採取する権利を有する者）が譲渡等により変更した場合には、その「日から二十日以内にその旨を知事に届け出なければならない」、と定めている¹⁾。

また、大分地判昭和36年9月15日（下民集12巻9号2309頁）は、「大分県別府市地方においては、温泉法施行手続（昭和24年11月1日大分県訓令第12号）第8条所定の温泉台帳に温泉権利者として登載をうけることによって、恰も物権につき登記をうけるのに類似した事実上の公示作用を営んでいることは当裁判所に顕著である」、と説示している。

このように、大分県では私法上の権利である「源泉権」を公示する役割を「温泉台帳」にもたせようとしているが、温泉台帳が「一般に開示されていない」ことを理由に「公示手段になることはありえない²⁾」、と主張する見解があることから、この問題は別の機会に

論ずることとし、以下では、温泉採取権1はY→D会社（昭和56年4月7日）→X₁（同年4月22日）→X₃（平成16年1月9日）へと有効に譲渡され、温泉採取権2はY→C（昭和56年4月7日）に有効に譲渡された後にX₂に単独相続（平成15年8月13日）された、ということ的前提にして本件の裁判例を検討することにする。

(2) 「温泉利用システム」からみた温泉事業

本件の裁判所は、「本件給湯事業を営むには、本件各温泉採取権、本件鉱泉地を含むY寺敷地所有権（又は使用权）、本件給湯設備が必要である」、と説示している。しかし、今日、温泉を利用して事業を営むには、源泉口から源泉を継続的に地表に湧出させ、湧出させた温泉を温泉利用者（例、温泉旅館）まで供給し、利用した温泉を排湯する、という一連のプロセスが一般に必要なように思われる。すなわち、

① 「源泉湧出システム」と「引水システム」

まず、源泉を継続的に地表に湧出させるには、「源泉権」（源泉に対する包括的な支配権であり、本件では「温泉採取権」と呼ばれている）、「源泉地盤所有権（または利用権）」（本件では「鉱泉地所有権（または使用权）」と呼ばれている）および「源泉湧出設備」が継続的に確保され、しかも、これらが密接不可分の関係になければならない。

しかも、今日では、掘削のための施設の位置、構造および設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準（温泉法施行規則1条の2）に適合することが温泉掘削許可の一要件であり（温泉法4条1項2号）、また、いったん許可を得ても、都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削者に対して可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことまたは掘削の停止を命ずることができ

(同法9条の2)、さらに、温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取のための施設の位置、構造および設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準(同施行規則6条の3)に適合することが温泉採取許可の一要件となっている³⁾(温泉法14条の2第2項1号。施行は平成20年10月20日)。

そこで、「源泉権」、「源泉地盤所有権(または利用権)」および「源泉湧出設備」の密接不可分な関係(および、今日では、可燃性天然ガスによる災害の防止措置を含めて)を「源泉湧出システム」と呼ぶことにする。さらに、源泉口から湧出する湯量が僅かな噴気泉の場合、川から引いた水に源泉地から噴出する高温の噴気を当てて温泉を造成しなければならないが、本件の場合にも、朝見川の取水槽から約1.4km離れたY寺敷地に設置した受水槽まで導水管で送水している。そのために、「大量の水(その前提としての水利権)、導水管、受水槽の設備」およびこれらの「設備を設置するための土地使用権」が必要である。そこで、このシステムを「引水システム」と呼ぶことにする。

②「温泉供給システム」

つぎに、源泉地から離れた目的地(例、温泉旅館)まで温泉を供給するために引湯管を敷設することがよくあり、本件でも、Y寺敷地から約3km離れた本件温泉受給者の施設近くまで引湯管を引き、これに本件温泉受給者が費用負担する支線(本件温泉受給者への引込管)を接続させて温泉を供給している。

ここでは、温泉利用者との間で温泉供給契約(本件では、「温泉受給契約」)を締結し、引湯管(本件では、「給湯管」および「引込管」)を所有または管理する権利(引湯管所有権[または管理権])および他人の土地に引湯管を敷設する権利(引湯管敷設地利用権)が継続的かつ密接不可分に確保されなければならない。そこで、こうした密接不可分な関係を「温

泉供給システム」と呼ぶことにする。

③「排湯システム」

さらに、温泉を排湯するための方策を考える必要がある。

例えば、不要となった温泉を川に放流するのに他人の土地に排湯管を引かなければならないとすると、排湯管を所有または管理する権利(排湯管所有権[管理権])および他人の土地に排湯管を敷設する権利(排湯管敷設地利用権)が継続的にしかも密接不可分に確保されなければならない。

しかも、今日では、特定施設を設置する事業場から公共用水域に排温泉旅館から排水する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合するように義務づけられている⁴⁾(水質汚濁防止法12条1項)。そこで、このような一連の措置を講じることを「排湯システム」と呼ぶことにする。

なお、近時、利用した温泉を直ちに排湯せずに排湯熱を冷暖房・床暖房・浴槽昇温等のために再利用するシステム(排湯熱再利用システム)が考案されているが、不要となった温泉は最終的に放流されなければならないが、しかも、前述のとおり、今日では環境保護にも取り組まなければならないので、「排湯システム」は、依然として不可欠であるだけでなく、今後は一層重要な役割を担うことになるように思われる。

本件の温泉を利用する場合においても、これらのシステムが相互に密接不可分に関係していなければ温泉を利用することができないから、これらのシステムは全体としての「温泉利用システム」の部分形成する「サブシステム」として捉えることができ、また、これらのサブシステムが相互に密接不可分に関係して「温泉利用システム」という全体システムを形成していると捉えることができる⁵⁾。

④ 検討

ところで、本判決は、本件給湯事業全体の現在価値を求め、それに占める本件各温泉採取権の現在価値の割合を算出し、その割合を

本件温泉事業収益に乗じることによって本件不当利得返還請求権の額を算定している。

そこで、「システム」の視点から本件給湯事業全体を見直してみると、まず、「排湯システム」には排湯管等の排湯設備が不可欠であるが、その所有者（または管理者）は明らかとされていない。本件温泉事業とは別に各温泉受給者の費用と責任で排湯しているなら、本件の裁判所はこのことを判決理由中に示してもよかったように思われる。

つぎに、「源泉湧出システム」を構成する「温泉採取権」「鉱泉地所有権」「源泉湧出設備」（高温の噴気を源泉口から採取するための設備）のうち、本件鉱泉地所有権はBに、本件温泉採取権はX₁X₂にそれぞれ帰属する、と裁判所において認定されているが、本件源泉湧出設備の内容および所有者は明らかにされていない。

そこで、このことを明らかにしたならば、本件事業が単なる温泉給湯事業でなくして少なくとも温泉（噴気）を湧出させることをも含んでいる、ということもまた明らかとなるから、源泉湧出に必要な設備の内容や評価のあり方についてさらに詳しく説示したであろうし（たとえば、「噴気泉に関する給湯設備」の修繕について、一般の温泉に比べて補修の必要性、頻度が低い」としか説示せず、また、一般の温泉とはどのようなものかについての説示もない）、ましては本判決のように温泉湧出設備を「噴気泉に関する給湯設備」と呼んで給湯設備と一括して扱うようなことはしなかったであろう、と思われるのである。

(3) 「温泉採取権」について

つぎに、本判決において「温泉採取権」という用語を用いることの当否を検討する。

① 「温泉法」にいう「温泉」と私法上の「温泉」

本件の裁判所は、温泉採取権を「温泉を掘削し、湧出する温泉を利用することができる権利」と解している。また、本件温泉が大分県別府市内で湧出することから、大分県の温泉条例を見ると、前掲大分県温泉法施行条例

5条は、「温泉採取権者」を「温泉源から温泉を採取する権利を有する者」、と定めている。したがって、温泉採取権にいう「温泉」とは、温泉法（昭和23年7月10日法律第125号）2条にいう「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの」であり、別表により、温泉源から採取されるときに温度が摂氏25度以上か、一定以上の含有量を有する特定物質を含むもの、を指しているように思われる。

ただし、温泉法は、「公共の福祉の増進」という観点から、「温泉の保護」、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」および「温泉の利用の適正」（同法1条）を図るという行政的規制を目的とする法律である、ということに留意すべきである。

そこで、川島博士は、私法の視点から温泉を検討し、「たとえば、かりに温泉法別表の定める温度（25℃以上）または成分を有しない天然水であっても、社会がこれに『温泉』としての特殊の利用価値——したがってまた、交換価値——を認めてこれを利用・管理・取引する場合には、私法の平面では一般の天然水（たとえば、ただの井戸水や川の水）に対するのとは異なる特殊の権利関係をこれについて認めるべきであろう⁶⁾」、また、「温泉法にいわゆる『温泉』は、……地上に『ゆう出する』ものに限られているが、たとえ地上に湧出していなくても人の支配に属するものは、権利の客体として保護されるに値する（あるいは、必要がある）ことがあり得るのであるから、私法の観点からは、『地上湧出』ということを経済の概念に含めるべきではないであろう⁷⁾」、と主張する。そうして、温泉の私法上の概念としては、「その温度または成分のゆえに社会がこれに『温泉』としての特殊の利用価値——したがって、交換価値——を認めるところの天然水（人が温度ま

たは成分を人工的に加えたのでない状態における水⁸⁾」を意味する、と解している。

② 温泉に対する私法上の権利

ところで、温泉法は、温泉に対する私法上の権利に関する直接の規定を置いていない。

このことについて、温泉法案を審議した第2回国会参議院厚生委員会(昭和23年6月28日開催)の席上、三木行治・政府委員は、「物権としての温泉権というような問題につきましては、この法律案におきましても最初触れたかつたのでございますが、併しながら幾多の慣習その他の問題、地方的な事情もございまして、今直ちに温泉権なる特別の物権を設定することはどうであらうかということでございますので、法務廳の意見もございまして、次回改正のときに取決めて行きたい⁹⁾」、と答弁している。しかし、温泉法はこれまで13次もの改正を経たが、かかる規定を温泉法に定めたことは一度もなく¹⁰⁾、また、温泉に対する私法上の権利を規律する温泉私法も未だ制定をみていない。

そこで、別府温泉に関する民事判決例を見ると、大分地判昭和31年8月9日(下民集7巻8号2151頁)は、「大分県別府市地方においては湧出温泉につき増掘浚渫ないしは引湯等の利用をなし得る直接排他的な支配権が温泉権又は鉱泉権と称せられそしてこの権利はその鉱泉地と離れて独立して権利の対象となり、したがって売買等取引の目的物となる地方慣習法の存することは当裁判所に顕著な事実である」と判示し、前掲大分地判昭和36年9月15日もまた前掲大分地判昭和31年8月9日とほとんど同一の文言を用いて判示している。

③ 検討

川島博士は、前掲大分地判昭和31年8月9日に言及し、温泉(源泉)権が「客体の利用に必要な一切の行為をなし得ることを認める趣旨¹¹⁾」を示したものである、とし、その根拠として、「財産的価値を有する客体に対してはまず第一次的に包括的な全面的支配権(そ

の原型・典型は有体物に対する私的所有物権である)が成立するものとし、他の一切の権利関係はその包括的権利の主体の同意によってそれから派生する第二次的のものとする、という近代の私有財産制度のもとにおいては(そのわくの中では)、源泉に対する権利も、まず第一次的に、源泉に対するあらゆる権能を含む包括的全面的な支配権(『所有権』に類似する権利)として承認される¹²⁾」、ということを挙げる。

ただし、「温泉権という用語が多義であるために、これを整理する¹³⁾」ため、私法上の「温泉」を前述のように解した上で、「未だ土地から分離されていないが、何時でも人がこれを土地から分離して支配しうる状態に在る¹⁴⁾」温泉を「源泉」とし、「源泉」に対する権利を「源泉権」ないし「源泉所有権」と名付け¹⁵⁾、前述のとおり、「源泉権」ないし「源泉所有権」を「源泉に対するあらゆる権能を含む包括全面的な支配権」であると解している。

そうすると、大分県別府地方で「源泉権」を「温泉採取権」と呼ぶ慣習があればともかく、そうでないなら(なお、前掲大分地判昭和31年8月9日および前掲大分地判昭和36年9月15日によれば、当時は「温泉権」または「鉱泉権」と称せられていたとのことである)、本判決において「源泉」に対する包括的な支配権を「温泉採取権」と呼ぶよりは、「源泉権」または「源泉所有権」と呼ぶ方が事柄の性質をうまく捉えているように思われる。

しかも、今日では、前述のとおり、温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は温泉法14条の2より原則として温泉採取の許可を受けなければならなかったが、環境省が同条について、「温泉の採取の許可は、温泉権や採取権といった権利を発生させるものではなくして、「申請者をして適切に『温泉の採取を業として行う』ことを得しめる処分にすぎない¹⁶⁾」、と解説していることを踏まえると、今後は「温泉採取権」という言葉を用いるには一層の注意を要するように思わ

れる。

その他にも、「鉱泉地所有権」という用語が本判決で用いられているので、このことの当否についても検討する必要があるが、別の機会に譲ることとする。

注・参考文献

- 1) 温泉台帳および大分県の温泉台帳の役割については、小澤秀明『温泉法——地下水法特論』415-416頁（白揚社、2013年）を参照されたい。なお、厚生省通達による「温泉台帳の様式」（昭和24年12月22日）および「温泉台帳の整備」（昭和31年11月14日）は、北條浩『温泉の法社会学』127頁以下（御茶の水書房、2000年）に転載されている。
- 2) 小澤・前掲注1）418頁。
- 3) 制定当初の温泉法1条は、「温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することをもって目的とする」、と定めていたが、平成19年6月19日に東京都渋谷区お温泉施設で発生した可燃性天然ガスの爆発事故を契機として温泉法の一部が改正（平成19年11月30日法律第121号）され、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」が温泉法の目的に追加されたことによる。これに関する国会審議については、北條浩＝村田彰編『温泉法の立法・改正審議資料と研究』第一部271頁以下（お茶の水書房、2009年）を参照されたい。
- 4) 確かに水質汚濁防止法施行令等の改正により、厨房施設・選択施設・入浴施設のいずれか一つを設置している旅館は昭和49年12月1日から排水規制の適用を受けるようになったが、「排水基準を定める省令」により、例えば「砒素およびその化合物」は、昭和49年12月1日に現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、「当分の間、適用しない」とされ（別表第一備考2）、また、平成13年7月1日に「ほう素及びその化合物」および「ふっ素及びその化合物」等の3物質が有害物質として追加され、暫定排水基準が設定されて以来3年毎に見直しがされたが、これらについては引き続き緩やかな暫定排水基準が設定されている。
- 5) 「システム」論については村田彰「契約の成

否・結合と多角的法律関係」椿寿夫編『多角的法律関係の研究』127頁以下（日本評論社、2012年）、特に温泉供給システムについては、同「温泉供給契約」別冊NBL142号111頁以下（2013年）、を参照されたい。

- 6) 川島武宜『温泉権』21頁（岩波書店、1994年）〔初出は、川島武宜編『注釈民法（7）』（有斐閣、1968年）〕。
- 7) 川島・前掲注6）21頁。
- 8) 川島・前掲注6）21頁。
- 9) 北條＝村田編・前掲注3）第一部24-25頁。
- 10) なお、温泉法に温泉の権利関係を直接に規定する条文がないからといって、温泉法が温泉の私的な権利関係と無関係ということにはならない。温泉法が「温泉の保護」を目的としたのは濫掘・濫取を防止するためであり、このことは、同時に温泉（ただし、温泉法にいう温泉に限られる）に対する支配という私的権利を保護することをも意味するからである。詳しくは、北條＝村田編・前掲注3）第二部38頁以下を参照されたい。
- 11) 川島・前掲注6）34頁。
- 12) 川島・前掲注6）33-34頁。
- 13) 渡辺洋三「川島武宜の温泉権論について」北條浩＝村田彰編・渡辺洋三『温泉権論』149頁（御茶の水書房、2012年）〔初出は、川島・前掲注6）『温泉権』〕。
- 14) 川島・前掲注6）22頁。
- 15) 川島・前掲注6）197頁〔初出は、「温泉権変動の対抗要件とその明認方法」川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三編『続温泉権の研究——温泉供給の法律問題』（勁草書房、1980年）〕。
- 16) 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室編『逐条解説 温泉法』83頁（2015年）。

温泉裁判例研究②

土地所有者との契約に基づき温泉を掘削、管理・利用している者の源泉権を認め、源泉所在土地の転得者に対する妨害排除請求を認めた事例

A Case which the Court Ruled that a Person Drilling for Hot Spring, Managing and Utilizing it Based on an Agreement with a Land Owner Had Acquired the Right to it and May Excise the Right to Eliminate Obstruction against a Third Party

市川 正司*
Masashi ICHIKAWA

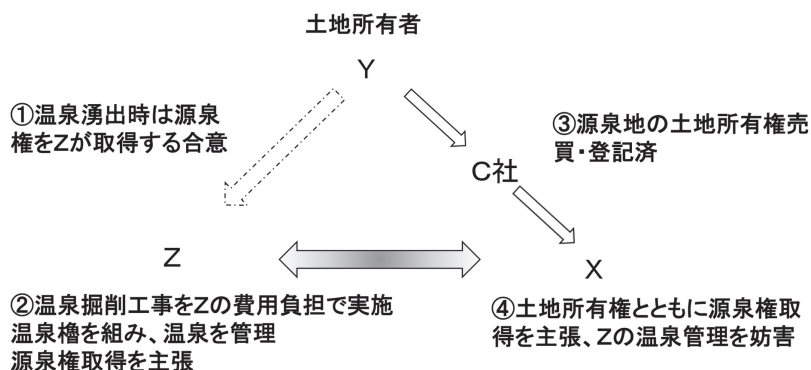
キーワード：白浜温泉 (Shirahama hot spring) ・物権 (real right) ・
源泉権 (right to hot spring) ・明認方法 (means of explicit acknowledgement)

判決日等・出典：東京地方裁判所昭和45年12月19日下級裁判所民事裁判例集21巻11・12号15
頁、判例時報636号60頁

事件名：温泉専用権名義変更請求事件、温泉専用権名義書換等請求参加事件

裁判結果・上訴等：棄却・控訴

【事件の概要】 源泉地盤を含む土地の所有権を譲り受けて所有権移転登記も経た者が、元所有者等に対して、源泉権も譲り受けたことを主張して温泉台帳の名義変更等を請求したのに対し、温泉掘削に成功したときは温泉の権利を掘削者が取得する等の元所有者との合意に基づいて温泉を掘削し、掘削成功後は源泉上の施設を設置し管理していた者が訴訟参加し、自らが源泉権を有していることを主張した事案において、温泉掘削者が物権たる源泉権を原始的に取得したこと、源泉権についての第三者への対抗要件である明認方法も備えていること、温泉採取等のための土地の使用に対する妨害排除請求を土地の転得者に対してなしうることを認めた事例。



*弁護士 (Lawyer)

1 事実

和歌山県白浜温泉にある本件土地の所有者Yは、1955（昭和30）年1月頃、Zに温泉の掘削を依頼したが、Yは資金不足であったため、ZとYは、掘削開始にあたり、掘削はZの費用で実施すること、温泉の掘削が成功したときには源泉権をZが取得すること、温泉湧出によりZが利益を得ることとなったときはZがYに謝礼をすること、ZがYに土地を相場で買い受ける旨の申込みをしたときは、Yはこれを売り渡すこと等を合意した。Zは、昭和30年1月頃、本件土地上に作業所建物、ポンプ室（倉庫）を建てて掘削を開始し、昭和33年に掘削に成功した。Zは、昭和40年2月には温泉湧出口の上に鉄骨製温泉槽を建設して「〇〇工業2号〇〇一郎」とZの名前を書いた看板を温泉槽に取り付け、昭和44年3月にはZ名義で作業所建物、ポンプ室の所有権保存登記を行うなどしながら、源泉の管理・利用を継続して行っている。

本件土地の所有者Yは、昭和38年12月下旬、本件土地を訴外会社Cに売却し、同日付で、訴外会社CからXに本件土地は転売され、中間省略の合意に基づいてYからXに所有権移転登記がなされた（ないしは、訴外会社C社の代表者を代理人としてYからXが直接所有権を取得し、YからXへの所有権移転登記を経た）。

Xは、土地所有権とともに本件土地から湧出する温泉に関する本件源泉権を譲り受けたと主張し、Yに対して和歌山県知事の作成した温泉台帳の名義変更手続を行うよう求めた。

この訴訟に訴訟参加したZは、Xに対しては、Zが本件源泉権を有することを確認すること、Zによる温泉管理・利用を妨害しないことなどを請求し、Y及びXに対しては、本件土地に対する地上権ないし賃借権を有することの確認を請求するなどした。

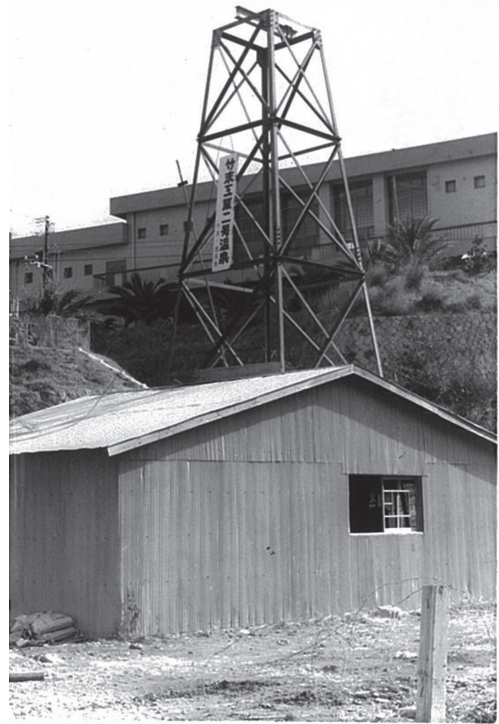


写真 明認方法として、源泉槽とポンプ室・作業所建物が建てられている

2 判旨

源泉権にかかわる主要な論点と判示事項は以下のとおりである。

(1) 裁判所は、源泉掘削者Zと土地所有者Yの間の掘削工事契約締結に付随して、温泉湧出時にはZが源泉権を取得する旨の合意があったこと、この合意に基づいてZが掘削工事を行ったうえで温泉が湧出したことなどを認定したうえで、Zが本件源泉権を原始的に取得したとした。

(2) とすれば、本件土地所有者であったYは本件源泉権を保有したことはなく、XがYから本件源泉権を譲り受けて取得するということはない、したがって、XのYに対する温泉台帳の名義書換請求は認められないとした。

(3) 次に、ZのXらに対する確認請求の主張を検討し、その前提として、源泉権の法的性格について、「源泉権（温泉権、温泉専用権、

湯口権とも称される)は一種の慣習法上の物権と認めることができる」として源泉権が物権であることを確認した。

但し、物権といえども、「権利の取得や変動についても対抗要件たる公示方法がとられて始めて取引関係にある第三者に対抗しうべきことはいうまでもない」として、対抗要件を具備しているか否かを検討している。

裁判所は、源泉権の公示(明認方法)について、「源泉権者が温泉の採取、利用、管理のための施設によって現実に源泉を継続して管理・支配しているという客観的事実が存在する場合」であるとした。本件では、Zは、本件土地上に作業所建物、ポンプ室(倉庫)を建てて掘削を開始し、掘削に成功した後もこの建物を所有管理して、本件温泉の管理をするとともに、温泉湧出口の上に温泉槽を建設して自らの名前を書いた看板を温泉槽に取り付け、作業所建物、ポンプ室の所有権保存登記を行うなどしたことを認定した。裁判所は、看板の設置や建物の保存登記の行われる以前から、Zが「作業所や槽によって本件温泉を管理していることは同地域において容易に判明」し、「これら建物が本件源泉権に従たる相当な施設物であって、外界から容易に認識することのできる客観的存在」であるから、「明認方法と認めるにたる標識といふべきである」とした。

(4)次に、ZのXに対する妨害排除請求の前提として、Zが本件土地上に上記施設を設置して土地を使用する権限の有無を検討し、YとZとの間に賃貸借契約や地上権設定契約は認められないとした。

しかし、源泉権が物権である以上は、一般に源泉権に基づいて第三者に対する妨害排除請求が認められるとし、本件Xに対する源泉権に基づく妨害排除請求の成否を検討した。

そこで、源泉権の効力の及ぶ範囲を検討し、「源泉権の効力として、土地所有者に対する関係では引きつづき温泉の採取、利用、管理のために必要とする本件土地の使用権限

を有する」とし、その範囲は、『民法の相隣関係に関する規定に準じて、「源泉権者の為に必要にしてかつ土地所有者のために損害最も少なき範囲」に限る』として、その範囲の土地上で、ZのXに対する妨害排除請求を認めた。

なお、ZからYに対する、温泉台帳の名義変更届を求める請求については、もともとZが源泉権を原始的に取得したものであり、Yは和歌山県温泉法施行細則の定める「温泉を譲渡したとき」にあたらぬことを理由に請求を棄却した。

3 評釈

(1) 源泉権の法的性格

本件で問題となる温泉は、昭和28年に掘削許可を得て、昭和35年ころまでに個人の所有地上に掘削工事を終了したものであるから、ここで問題となる源泉の権利は、村落共同体の管理支配の下で湧出する温泉は村落共同体の構成員に帰属するという、民法制定以前から存在する伝統的な考え方に由来するいわゆる旧慣上の温泉権とは異なり、個人が資本を投下して土地を掘削して取得した温泉に対する権利として、明治期に確立した近代法の下で成立した近代的温泉権である。

本判決は、近代的温泉権である本事案においても「いわゆる源泉権は一種の慣習法上の物権と認めることができる」として、源泉権を、源泉地盤の土地所有権とは別個の、慣習法上の物権であると認めている。源泉権の物権性についてこれ以上の説明はなされていないが、渡辺洋三教授が「近代的温泉権についても、物的支配権としての取引上の慣行はすでに全国的規模で確立していること、また物支配権という物権のメルクマールも、事物の性質からみて備わっていることを見れば、所有権に相当する物権である¹⁾」としていること、同旨の川島武宜博士の説明²⁾と同様の論旨とみることができる。

(2) 源泉権の取得

本判決は、土地所有者との間で掘削契約に付随する合意として、掘削はZの費用で実施すること、温泉の掘削が成功したときにはZが「源泉権を取得し、その他温泉に関する一切の権利を参加人（Z）に譲渡」する、「官庁関係の名義変更」をZが求めた場合には、Yはこれに応じる等の合意が存在したこと、現にZが掘削を行って温泉が湧出するに至ったことにより、Zが源泉権を原始的に取得したものと認定している。

本判決は、掘削工事許可や終了届、温泉利用許可申請を行っているのがYであるからといって、Yが一旦本件源泉権を取得してこれをZが譲り受けると解さなければならない理由はないとしている。

たしかに、温泉法上の諸手続は、直接には、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する災害を防止し、温泉の利用の適正を図ることなどの行政目的のもので、源泉権の帰属主体を規律したり公示することが目的ではなく、現にそのような機能があるとも言えないから、個人の財産権として土地地盤所有権からは切り離されて生じる源泉権の取得について、土地所有者と源泉権取得者の合意内容を基礎に判断したことは適切であろう。Yが一旦源泉権を取得したうえで、Zが直ちにこれを譲り受ける旨の当事者間の合意があったという認定をすることもありうるが、事案分析で本判例を取り上げた田高寛貴教授もまた、県知事の許可があくまで行政上の行為であるとするならば前者、設権行為であるとするならば後者と解されるとして、前者が妥当であろうとしている³⁾。

なお、本判決では、Zに債権的権利ではなく物権としての源泉権の取得を認めた理由については特に触れられていないが、以下のような事情は、物権として認めるに足りる事情として挙げることができるのではないか。

即ち、源泉権を物権として独立の権利、取引の対象として認める実質的な経済的理由と

なっているのは、掘削に多額の投下資本を要すること、源泉自体が高額の商品価値を有することであるとされるが⁴⁾、本件でも掘削費用の負担者をZと合意して、現にZが掘削費用を負担したことは重要な判断要素になるのではないか。また、温泉利用時の利益が生じたときの「謝礼」以外にはZがYに何らかの継続的な対価の支払を行うことが想定されていないこと、温泉湧出時からZが源泉（湯口）を管理、利用していることなどから、Zが源泉に対する直接的な支配を確立しているとみられることなどの事情があげられる。

(3) 対抗要件…明認方法

次に、本判決では、Zが源泉権の対抗要件としての明認方法を備えているかを検討している。

源泉権の明認方法について、大審院昭和15年9月18日判決（民集19巻19号1611頁）は、源泉権が源泉地の所有権と独立して処分される地方慣習が存在することと、源泉権が一種の物権的権利であることを認めたとうえで、民法177条を類推し、源泉の取得を第三者に対応するためには「権利の変動を明認せしむるに足るべき特殊の公示方法」を講じることを求めている。

しかし、同判決は、明認方法として、温泉組合ないしは地方官庁の登録、又は立て札その他の標識等を例示するのみで、確定的な判示をしていない。この点、川島武宜博士は、明認方法を、「権利者が源泉における温泉の採取、利用、管理のための施設によって…現実に温泉権を継続して管理、支配しているという事実」のあることとしており⁵⁾、本判決が、「一般に源泉権者が温泉の採取、利用、管理のための施設によって現実に源泉を継続して管理・支配しているという客観的事実が存在する場合、それによって、その権利が公示されているものと解し、第三者にも対抗できるものというべきである」としたことは、川島説と同様の立場をとったものであると考えられる。

これは判例上も、現在の支配的な立場とい
って良いのではないか⁶⁾。土地や源泉権に関
する取引に入る者としては、「現場へ行って、
たしかに温泉権者が温泉という『物』を現実
に継続して支配(使用・収益・処分)してい
るという事実を、自分の目で調べ、よくたし
かめ」⁷⁾ることが重要である。この意味で、
「源泉権者が温泉の採取、利用、管理のため
の施設によって現実に源泉を継続して管理・
支配しているという客観的事実が存在する」
ことで明認方法として足りるとし、係争中の
段階で自らの名前を書いた看板を温泉槽に取り
付け、作業所建物、ポンプ室の所有権保存
登記を行うなどの名義の表示を行っているこ
とよりも、それ以前に作業所や槽によって本
件温泉を管理していることが、地域において
容易に判明していた点を重視して、既に明認
方法を備えていたとした判示は首肯できる。

なお、清水恵介教授は、最高裁平成10年
2月13日判決(民集52巻1号65頁)が、通
行地役権を登記なくして承役地譲受人に主張
しうるかについて、「承役地が要役地の所有者
によって継続的に通路として使用されてい
ることがその位置、形状、構造等の物理的状
況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人
そのことを認識していたか又は認識すること
が可能であったときは」、承役地譲受人は民
法177条の第三者にあたらなかったことにつ
いて、むしろ、上記の状況があることを通
行地役権の明認方法として捉え、地役権設定
登記とは別異の第三者対抗要件となることを
示唆する判例として位置づけることも可能で
はないかとしている。とすれば、「施設による
明認方法は、源泉権、温泉利用権の領域で
は、むしろ川島説の論理から離れた最高裁判
例法理の延長線上に位置づけられ」うるとし
ており⁸⁾、明認方法の新たな位置付けとして
注目される。

また、そもそも本件で対抗要件たる明認方
法の要否が問題となるかについて、川島博士
は、本件ではZが原始的に源泉権を取得し、

Yは源泉権については当初より無権利である
とする本件判決の認定からすれば、本来、本
件では対抗要件は問題とならないことになる
はずであると指摘しており、むしろ本件源泉
権をZが原始取得したとする認定に問題があ
るとしている⁹⁾。

この点、土地所有者と異なる者が源泉権を
原始的に取得するような場合、土地所有者の
何らかの意思表示が前提となることが多いと
思われ、この意思表示によって土地所有権の
内容から源泉権の権能がいわば切り離されて
源泉権が独立した権利となり、これを掘削者
等が取得する側面もあるのではないかと考
えられている。

とすれば、源泉権者と土地所有権の譲受人
は、所有地に何らかの制限物権が設定された
場合の、制限物権を持つ者と所有地の譲受人
との関係に類似し、本件判決のように土地の
所有権を譲り受けた者が全くの無権利者と解
するのではなく、端的に対抗関係にあると解
する余地もあるとも考え得るのではないかと考
える。あるいは、対抗要件の具備がどのような場合
に必要となるか、二重譲渡の関係に限定せず
にその利益状況に応じて判断するという考え
方から本件判決の論理を説明することは考え
られないであろうか。

(4) 源泉権と源泉土地地盤の使用権

土地所有者でない者が当該土地の源泉権
を持つ場合、源泉権に基づいて温泉を採取
し、利用するためには、源泉の所在する土地
上に温泉施設を保有し、これら施設に立ち入
ることなどが可能でなければならない。源泉
権の所有によっても当然には源泉土地地盤の
使用権は認められないとする判例があるが¹⁰⁾
、これに対して本件判決は、源泉権の効力
として、端的に土地地盤の土地使用権を認め
たものであり、土地使用が可能範囲として
民法の相隣関係に関する規定に準じて、「源
泉権者の為に必要にしてかつ土地所有者のた
めに損害最も少なき範囲」に限るとした。

渡辺教授も、源泉地までの通行権につ
いて、相隣関係における袋地通行権(民法210

条以下)を類推して通行権が認められることを示唆している¹¹⁾。同教授は、源泉土地地盤の使用権について、土地の売買、共有、借地権の設定を論じており¹²⁾、上記論点については否定に解していると評価するものもあるが、このような検討は、源泉地盤の利用をより安定的かつ十全なものとするための実践的な解決策として、どのように権利関係の調整を行っているかを論じたに過ぎないとも考えられる。

本件のように温泉掘削成功時には温泉を利用することができることを前提として源泉掘削費用を負担した者にとって、温泉土地地盤の使用権が抽象的なものにとどまれば、その投下資本の回収は困難であり、温泉掘削時の合意の趣旨にも反することになりかねない。

源泉権の原始的取得ないし譲渡の際の土地所有者と源泉権取得者の合意の解釈としても、反対の意思表示のない限り、源泉権を持つ者の源泉土地地盤の使用権の設定ないし譲渡が含まれていると解釈し、本判決のように、源泉権そのものの効力として地盤土地の使用権があると考えられるのではないか¹³⁾。

但し、その場合には、本判決が指摘するように土地の利用は必要最低限のものに限られるであろうから、温泉の十分な活用は困難な場合がありうるし、また、土地使用に伴う得失を土地所有者との間でどのように調整するかという問題が残ることもあり得る。

(5) 名義変更請求について

本判決がZからYへの温泉台帳上の名義変更請求を棄却したことについては、妥当性に疑問がなくもないが、温泉台帳を行政目的で作成されたものであって、私法上の権利の公示の機能を持っていないことを前提としたとき、名義変更請求を私法上どのように根拠付けるかは容易には説明できないのではないか。

筆者が調査したところでは、本件はXが控訴したが、源泉権をZが有するとの一審判決

をベースに、土地所有権はZが取得し、温泉台帳上の登録も、Zに移転する方向での裁判上の和解が成立したとのことである。

注

- 1) 北條浩・村田彰編・渡辺洋三(2012):『温泉権論』御茶の水書房、128～129頁。初出は同(1990):『温泉取引の基礎知識』『温泉』58巻9号、日本温泉協会。
- 2) 川島武宜(1994):『温泉権』岩波書店、31頁。初出は、川島武宜編(1968):『注釈民法(7)』有斐閣、618頁。
- 3) 田高寛貴(2005):『慣習法上の物権－温泉権をめぐる取引』『法学セミナー』2005年6月号、クロススタディー物権法第3回、92頁以下。
- 4) 前掲2)、川島『温泉権』31頁。前掲2)、川島編『注釈民法(7)』618頁。
- 5) 前掲2)、川島『温泉権』41頁。前掲2)、川島編『注釈民法(7)』642頁。
- 6) 山形地裁昭和43年11月25日判決(下民集19巻11・12号731頁以下)、仙台高裁昭和63年4月25日判決(判例時報1285号59頁以下)。
- 7) 前掲1)、渡辺『温泉権論』131頁。初出は『温泉権保障立法の提言』『温泉』64巻4・5合併号、日本温泉協会、1996年。
- 8) 清水恵介(2014):『温泉利用権の明認方法をめぐる序論的考察－配湯権裁判を契機として－』、村田彰先生還暦記念論文集編集委員会編『現代法と法システム』酒井書店。
- 9) 前掲2)、川島『温泉権』219頁以下。初出は『温泉権変動の対抗要件とその明認方法』、川島武宜ほか編(1980):『続温泉権の研究』387頁以下、勁草書房。
- 10) 前掲5)、仙台高裁昭和63年4月25日判決。
- 11) 前掲1)、渡辺『温泉権論』97頁以下。初出は『温泉権と立法』(その二)、日本温泉協会誌8号、日本温泉協会、1965年。
- 12) 前掲2)、川島『注釈民法(7)』626頁以下(当該箇所執筆者は渡辺洋三)。
- 13) 前掲3)、94頁も本判決の論理を肯定するものと解される。

シンポジウム

箱根温泉郷の現況と今後の課題

- 司会 : 辻内和七郎 (箱根温泉供給会長)
 コーディネーター : 浜田 真之 (国際温泉研究院)
 パネリスト : 勝俣 浩行 (箱根町副町長)
 : 勝俣 伸 (箱根観光協会理事長・富士屋ホテル社長)
 : 高橋 正美 (箱根ゲストハウス社長)

司会：箱根温泉郷の現況と今後の課題と題してシンポジウムを始めさせていただきます。今回の火山活動で行政の再編成、安全対策、観光客保護に苦勞されております箱根町副町長の勝俣浩行さんは左の方です。

勝俣(浩)：箱根町副町長の勝俣浩行と申します。今日は宜しくお願ひします。

司会：真ん中の方が箱根ゲストハウスの高橋正美さんです。30年にわたり世界各国の訪問客の受け入れをされ、国際交流に非常に努力をされております。同時に国土交通省のVisit Japan大使として活躍をされております。

高橋正美：富士箱根ゲストハウスの高橋正美です。宜しくお願ひします。

司会：昨日も出席頂いたのですが、箱根観光協会理事長で富士屋ホテルの社長ということで、観光の最前線で活躍をされていらっしゃる勝俣伸さんです。

勝俣(伸)：夕べは懇親会に参加させて頂きありがとうございました。宜しくお願ひします。

司会：コーディネーターを務めますのは理事長の浜田でございますけど、先ほども話題になりました2001年の大涌谷の異常があった時に東京工大の小坂名誉教授をお連れして、浜田さんが何回も大涌谷に通われまして、火山ガス対策でお客様の安全をするためガスの監視システムを立ち上げ、そして4カ国語での避難誘導放送を官民一体で対策協議会を立ち上げるのに大変協力をして下さったことを

ちょっと紹介いたします。

浜田：ありがとうございます。今の箱根の状況を参考にして何か教訓が得られないか。行政として苦勞されている勝俣副町長からまず話を伺いたいと思います。

箱根の火山活動と今回の防災対策

勝俣(浩)：それでは私の方から箱根の火山活動と今回の大涌谷周辺の火山活動の防災対応についてはじめに話をさせていただきます。温泉地学研究所の観測結果によりますと今回のような火山活動は大涌谷周辺ではこれまでも何度も観測されているということです。

私も箱根に生まれ育ちまして、大涌谷の火山性の地震はもう小さい頃から経験しておりますし、何年に一度は必ずあると思っておりますし、長年住んでいる町民の方は皆さんそういう風に思っております。1995年以降では、2001年、2006年、それから2008年から2010年にかけて、そして2011年、2013年にも同じような群発地震活動が観測されております。いずれの場合も噴火等の大きな災害に至ったことはありませんでした。箱根の火山活動に伴う地震の特徴として、規模はそれほど大きくはないものの、震源がごく浅いので、震源に近い二ノ平や強羅や仙石原では短時間の強い揺れを感じるものの、震源から離れた、たとえばここ湯本等では揺れをほとんど感じないということが多くあります。

箱根町ではこれまでも気象庁や県と火山防災対策を進めており、平成20年には箱根火山対策連絡会議を設置して、火山防災マップ

の作成や噴火警戒レベルの導入などに取り組んで来ましたが、更にこの機能を強化するため新たに自衛隊などを加えた箱根火山防災協議会を平成26年7月に設置いたしました。その直後の同年9月に御嶽山での悲惨な火山災害が発生しました。

このため箱根町でもスピード感を以て突発的な噴火に備えることとし、平成27年3月に大涌谷周辺での避難計画を作成し、4月には大涌谷周辺の事業者の皆さんと共に現地での避難誘導訓練を行いました。

今回の火山活動はこの避難訓練直後の4月下旬から始まりましたが、幸いにしてこのような避難計画の策定や避難訓練の実施が実際の避難誘導や立ち入り禁止区域の設定、道路の通行止めの設置やロープウェイの運行停止などをスムーズに行えた要因と考えております。

次に今回の大涌谷での火山活動は今年4月の26日から活発な活動が始まりました。

資料2頁に火山活動、防災活動、その他の対応に分けて表示しております。ゴールデンウィーク中の活動開始でしたが、レベル2に引き上げられる5月4日に有力な観光スポットである大涌谷の自然探求路を立ち入り禁止とし、命を守る対応を最優先といたしました。

その5月6日にレベル2、6月30日にはレベル3に引き上げられておまして、その対応が大涌谷を中心とする半径500mほどを警戒区域とし、大涌谷での入り口部での通行止めとロープウェイの運行中止がレベル2の規制でした。その後のレベル3では大涌谷を中心とする半径約1キロまで警戒区域を拡大いたしました。早雲山から姥子までの県道の通行止めの他、早雲峡など別荘エリアが警戒区域となり、避難指示により住民の皆さんに退去していただくということになりました。

この間も観測機関の意見を伺いながら、警察や消防と体制を整えた中で、水道施設、温泉造成施設、電気施設、ロープウェイなどの

最低限のメンテナンスを行うことにし、十分な安全対策を条件に供給事業者の立ち入りを許可してまいりました。これは町として安全対策に照らしたぎりぎりの判断として許可いたしました。

その他に大涌谷園地への立ち入り禁止に伴い、営業ができなくなった土産物店などに対する救済はもとより、警戒区域から離れているにもかかわらず、町内各地で客足が激減するなど、観光業に与える影響は計り知れないものがあり、町はその対応として国の関連省庁や神奈川県への支援要請などに奔走したものでございます。

今回の火山活動では6月末に小規模な噴火が確認されています。大涌谷では観測史上初めて噴火口が形成されました。その噴火の規模は噴出量で較べると、今回の大涌谷が100トン以下であると言われていたのに対し、御嶽山では数十万トンとされているように規模の小さい噴火であったとされています。その火山活動は沈静化に向かい、9月11日にはレベル2に引き下げられ、先週の金曜日11月20日にはレベル1となっています。

噴火警戒レベルは1に下げられたですが、今回の火山活動によりまして大涌谷に新たな火口や噴気孔ができ、そこからは火山性ガスが噴出しているため、現在も大涌谷の園地周辺ではこれまでよりも高い濃度の火山性ガスが観測されています。このためガスの濃度が下がり、園地内の安全性が確認されるまで当面の間は大涌谷への立ち入り規制を解除できないという状況です。

箱根町内ではほとんどの旅館・ホテル・飲食店・土産物店・美術館・公共・交通機関などが既に営業通りの営業や運行を行っておりますけれども、大涌谷周辺の観光施設やロープウェイなどでは今後火山性ガスに対する安全対策を図りながら、段階的な営業再開を目指していくこととなります。

現在既に大涌谷園地周辺のガス濃度の測定を実施しています。当面はデータ収集に努

め、蓄積された観測データを基にガス対策の専門部会の意見を伺いながら、大涌谷園地の再開に向けた安全基準・安全対策を確立し、観光客の皆さんを迎え入れる時期を見極めていきたいと考えています。

資料の3頁目は箱根山の噴火を想定した避難計画でございます。私からは以上です。

浜田：ありがとうございます。火山がある温泉地はどこもこういうものを作っておくことが、大事なのだろうと臨場感をもって聞いておりました。

勝俣（浩）：箱根は幸い火山防災対策協議会がこの大涌谷の地震活動の活発化する前に既にできていましたし、避難計画などもできていましたので、早めの対応をすることができました。ただレベル3までの計画はすでにできていたのですが、4、5についてはこの8月に作る事ができまして、これからも早めの対応をしていかなければならないと思っています。

外国人観光客はどうだったか

浜田：非常に良い教訓でありがとうございます。次に、高橋さんの方からはインバウンドとか観光客とか今回の箱根の火山活動に関連してどうなったかに言及頂けますか。

高橋：ウチの宿泊客は80%が外国人観光客です。その外国人に与えた影響でございますけど、警戒レベルが2に引き上げられた直後はキャンセルが続出しました。しかし6月には7～8割方回復しました。ウチは日本人客のお客様は2割ほど扱っているわけですが、日本人客はまったく来なくなりまして、その分、外国人客を受け入れることができたわけです。箱根を回遊していらっしゃるお客さんの様子を見ていますと、歩いている方は外国人ばかりというような様子が印象に残っています。

町は3.11の時の教訓を活かされ、観光客に過度の不安を与えないように国や県とも連携を取られ、特に海外向けの情報発信に慎重に努めて頂いたものですから、外国人客に限

って言えば、火山の影響は最小限に食い止められたのではないかと私は感じています。

ただ外国人客というのは日本人客とはちょっと事情が違って、日本での滞在日数が限られています。折角日本に来たのだから、富士山を一目見て帰りたいとか、温泉に入りたいとか、そういう気持ちがやっぱり日本人よりも上回っています。心配していたけれど箱根に来てみたら、別に何の問題もなかったよということをSNSやTwitterを使って海外へ発信している方が多かった。見てのとおり何の問題もないよとどんどん世界に伝わって行く中で安心感が伝わって、結果として来客の戻りが早くなったのではないかと私たちは感じています。

浜田：ありがとうございます。時代が変わって、TwitterだSNSだというのは見たままの情報そのまま世界に流れるものですね。日本と海外で温度差が違ったというのは面白い事実ですね。

次は箱根の由緒ある最も有名なホテルの一つである富士屋ホテルの社長で箱根の観光協会の勝俣伸理事長からお願いします。

火山活動が箱根観光に及ぼした影響

勝俣（伸）：先ずこのシンポジウムにお招きを頂きまして感謝しております。財団法人観光協会として5月から先日のレベル1までの経過をご報告させていただきます。

箱根の概要ですが、面積92.8km²、人口が約1万3500人、年間の観光客数は2千万人、うち宿泊総数は470万人、日本を代表する観光地の一つです。一日約5万5000名の観光客が箱根を訪れています。この5万5000名のお客様、住人、観光従業者の生命安全をどういう風を守るかということで、行政が大変な苦勞されている最中でございます。

今レベル1になりましたけれど、今回の現場となります大涌谷エリアの小さいエリアで起こった噴火ですけれど、内外のお客様は箱根全体が噴火しているのではないかとという印象を持つ。これをどういう風に払拭したら誘

客に繋がっていくかということを観光協会と致しましても日々苦心しています。

神奈川県温泉地学研究所、いろんな研究機関の正確なデータを発表し、それを皆さんが広報することが大事なのだらうと思っています。5月6日に警戒レベルが2に引き上げられてすぐに気象庁が観光事業者の各団体を集めて発表がございました。我々もその会合に参加して、町から出す正確な発表をもってマスコミに対応していこうと、各単発でのマスコミによるインタビューはお断りした状況です。

先ず警戒レベルが2になった5月6日時点では、大変好調なゴールデンウィークでした。最後にこの発表があったものですから、どうやって今来ているお客様を5月8日に無事にお返しするかが優先されました。

5月の実績で言いますと、前年比で宿泊業が78.6%、飲食業が64%、物産業が約65%、博物館・美術館を含めて観光施設業が78%、交通業が85%でした。6月に入りまして、宿泊業が63%、飲食業が61%、物産業が59%、観光施設業が63%、交通業が75%、だいぶ下がってきました。6月30日に警戒レベルが3に上がった7月ですが、例年7月、8月はいよいよシーズンといえる時期に入っていく訳ですが、7月の宿泊業の実績が何と65%、飲食業が59%、物産業が56%、観光施設業が57%、交通業が55%、5月に比べて20%も落ちました。ロープウェイとか観光船の影響が大変大きいという数字が出ています。

年間で一番忙しい8月ですけれど、宿泊業の実績が74%、飲食業が66%、物産業が60%、観光施設業が64%、交通業が82.5%になります。9月になりますと宿泊業が79%、飲食業が78%、物産業が63%、観光施設業が69%、交通業が75%ということです。10月の数字は出ておりませんが、9月よりも上がっております。特にレベル1になり、箱根湯本周辺は通常の箱根の賑わいを見せるようになっていきます。

しかし現場でいろいろ見てみますが、団体客がまだ戻ってきていないようです。個人客とそれから先ほど高橋さんからお話がありましたインバウンドが大変好調です。

10月ですが、海外からのお客様が昨対で言いますと38%くらい伸びておりまして、国内のお客様のご案内は83.6%、この数値は9月現在より10%ずつ上がってきている感じで、だいぶ戻ってきたという状況が窺えます。全般はそんなところですよ。

浜田：ありがとうございます。行政の方、観光に携わっている方、それも観光協会理事長の全体的なお話と、ホテルを運営されて外国人が8割も客を占めるという方から、微視的な視点と巨視的な視点と両方お話をさせていただきました。振り返ってみて、これはこうすべきであったのではなからうかと思える点があれば、勝保副町長からお話を伺いたいと思います。

情報発信のあり方を考える

勝保(浩)：行政として先ず住民の生命財産を守ること、観光客の方の生命を守ること、これの対応がしっかりできたと考えております。ただ観光面の対応につきましては、実際危険なのは大涌谷周辺のごく一部であるにもかかわらず、箱根全体が危険であるように取られてしまいましたし、温泉も確かに一部は供給できないという事態もございましたけれど、箱根全体の温泉が止まってしまいそうな、または止まってしまったというように誤解されてしまったということがありますので、その辺のところをこれからどのように発信していくべきなのかなと痛切に感じました。

町としてはより正確な情報を発信してきたつもりですけれども、もう少し分かりやすい方法がなかったのかとこれから模索していかなければならないと感じています。

浜田：そういう風評被害対策のノウハウはできようかと考えますが、その場合、個人個人に対してはどうしたら良いのか。高橋さんに

はその辺りの知恵があるかと思うのですが、いかがでしょうか。

高橋：私どもはこの火山活動の事態を受けて、すぐに頭に浮かんだのが、3.11のことでした。あの時はウチは3ヶ月くらいまで予約が埋まっていた状態だったのですが、キャンセルが世界中から立て続けに入って、毎週毎週あつという間にほとんどがキャンセルになってしまったのです。その時と比べて今回の火山活動は雲泥の差がありました。放射能汚染に対する恐怖心は世界的なもので、外国人客の反応というのはあつという間に潮が引いちゃったようで8割方お客さんが来なくなりました。そういうことを思い起こしますと、火山の活動は副町長が仰ったように、非常に限定された地域のものです。

でも外国の新聞、マスコミにも記事が載っていきまして、それを持って、ウチに泊まりに来られた外国人のお客さんが何人もいらっしゃるのです。確かに情報が世界に出て行ったことは間違いありません。スマホやタブレットを持って、日本に入ってくる。以前は本国を出る前に予約をして日本に来たのですが、今はそうじゃない。予約なしで日本に来ちゃう。歩きながら次の宿泊先を探すという、個人レベルではそういう動きが主流になっています。

団体客とは違って個人旅行客はその点では自己責任で来られるので、それなりの情報を慎重に発信していただく。海外に向けての日本政府、観光局が発信されていたわけですが、そういうのをしっかりと見て、バランスを取る。ちょっとマイナスがあると全部駄目というのではなくて、来てみてその時その時の判断で自分は旅をして回るのだ、そういう風に考える個人客が実はこれからは更に増えるという見通しがありますので、今後そういう個人旅行客達の旅の仕方をしっかりと理解した上で、情報および交通機関も考えていく必要があるのではないかと感じています。

浜田：スマホを利用した旅行という新しい行

動様式が外国人観光客の旅のあり方を変えてしまっているということですね。スマホに対して上手に発信して、ここは危なくない、ここは駄目なんだよとちゃんと理解できれば、外国人観光客には戻りはTwitterやSNSを通じて、早いかもしれない。その場合は外国人観光客に対して正しい情報を海外発信していくか重要になる。団体客に対してはこういうことをやるとなれば、そこは観光協会の出番があるように思うのですが、いかがでしょうか。

勝俣(伸)：副町長の勝俣さんも私も箱根で生まれ育ち、箱根のことを60年くらい見ている者なのですが、今回箱根は地元がこういう状況でありまして、一番先に思ったのは、今まで我々が見ている大涌谷の噴煙だとか、地震の体感だとか、観天望気の部分がございまして、本当にお客様、施設従業者に正確な情報を発信するにはデータが大事だと痛感いたしました。正確な情報が相互の安心安全に繋がっていくと思っています。

風評というのは被害ばかりではなくて、利益もあるわけでございます。風評というのは人間の本来持っている正当な危険回避行動なのです。特に日本人の場合、団体でバナーといなくなっちゃいます。マスコミの方々も協同しながら伝えていくことが大事なんじゃないかと痛切に感じました。とにかくやはり不安ですよ、こういう状況が起きると。あちこちで地震が起きたり、天災が起きたり。不安とそして自粛があると思うのです。それから日本人には遠慮っていうのがある。その誤解を解いていく、繰り返しが大事かと思っています。

浜田：個人的な意見ですが、箱根にとっては温泉地学研究所があったことは幸いだったと思っています。日本全国火山のあるところを見回していくと、そういうものが大学なり研究機関であるかという、必ずしもそうはなっていないですね。

たとえば鹿児島県はあれほど火山がありま

すけれど、大学に火山学の専門家の先生がいなくなっている。火山を常時見張ってくれる体制が整っていない。

箱根のような形でデータを集めうるシステムに日本全体としては変えていかなければいけない。箱根のような2千万の人がくるような大観光地であれば、ある程度経済的な支援ができると思いますが、最低限何をすれば良いか、何か草の根レベルでできるようなことって御意見とか何かありませんでしょうか。

一番草の根レベルに近いのは高橋さんだと分かってはいるのですが。町の方からも聞いておきたいので、副町長、いかがでしょうか。

草の根レベルでできる連携

勝俣(浩)：温泉地学研究所がありまして、そこで長年箱根を見守り続けて、蓄積されたデータがある。これが今回の対応に当たりましては大変役立ちましたし、行政も我々も心強く思っております。箱根は本当に恵まれているとつくづく感じています。

草の根でどのような対応ができるかということですけど、私は生まれてからずっと箱根にいます。大文字山、明星ヶ岳の麓の宮城野というところに住んでいます。早雲山を正面に見て、その向かって右側の山の中腹から大涌谷の噴煙が見えます。今までなかなかそちらの方向を見ることはなかったのですが、この4月以降朝起きると大涌谷の方向を見る、今日は煙がどのように上がっている上がっていない、音が聞こえる聞こえない、そういうようなことを朝夕にしています。

私を含めて住民の方も、普段の自然の動きを注意しておくことによっていざという時、自分自身で危険を感じたりすることができると思いますので、そういう程度のことが大事なのかなと今回つくづく感じました。

浜田：それは箱根町の町民の方々一人一人がそういう意識を持っていただければ、多分草の根でも防災意識が上がるって言うことでしょうか。

勝俣(浩)：私はそのように思っています。

浜田：高橋さん、海外の方に情報を与えるに際して、何か工夫はありますか。見たものを単に見たと言ってくれば良いのですが。

高橋：今回の火山の影響ではこういう問題意識を持たなかったみたいですけど、3.11の時に地震が起こった直後にチェックアウトしたお客さんがいたのですが、バスも走っていましたので、何の心配もせずに、さよならありがとうございました。その方はバスで小田原駅まで行ったんです。ところが駅に行った途端、人が溢れている、つまりJRが走っていないんです。その方は最終的に小田原駅の近くのビジネスホテルにもう一泊しなければならなかった。

何が反省点かと言うと、そういう情報が私たち個々の事業体に届いていなかった。勿論町は一生懸命送っていただいたりしましたけれど、実はバスが動いているという限りはいつもと同じようにそれで良いんだなと思ってしまいます。実はその先で止まっちゃったのですね。そこまで私たちは認識できなかった。そんな事例があります。

外国人対応というのは個々の事業体でやるには限度があります。町が国や県と連携しながら、上手に海外への情報発信をしていただいたと思っていますが、今後の具体的な対応を考える場合のキーワードは、<連携>という言葉になると私は思っています。観光協会も行政も、そして県・国と、そしていわゆる地域ぐるみでと言いますか、客に対して不安感を少しでも和らげる、適切な困ることのないようなそういう配慮をしていくためには、新たな連携が必要になるものと私は思っています。

今回のこの火山活動のことを教訓にして私たち、もう感心するくらい観光協会も行政も、民間でやっている組合等も、真剣に話し合いをしている。そういう具合になってきていますので、これは今後のそれぞれの地域の参考になるのではないかと思っています。

浜田：我々は普通に情報収集をしていると、

空間的な範囲は意外に狭いものだから、小田原まではOKだから後は行くだらうと考えてしまうことは何の不思議もないことですが、海外から来る方々のために、その先の少なくとも飛行場くらいまでの情報は持っていないと行けないということですね。

高橋：一つ言い忘れたのですが、官公庁が災害が起こった時にスマホやタブレットでそのアプリを開くことによって、日本全国の被害状況とか、旅行、交通機関の情報が収集できるいわゆるポータルサイトというものを立ち上げました。それをそれぞれの地域、あるいは旅館さん、ホテルさんで取り寄せられて、泊まりに来た個人レベルで草の根レベルでどんどん発信していくことによって安心感が更に高まるのではないかと言うことです。

浜田：東北大震災というのは未曾有の災害だっただけに、日本としてもその後に災害対策が進歩したということですね。

観光協会理事長の勝俣さんの場合は、行政と自分たちの民間という立場と団体で大勢来る観光客のちょうどその接点に立っておられる。その場合、観光協会としてできることの提案があればお聞きしたいのですが。

観光協会の立ち位置と役割

勝俣(伸)：観光協会として日頃のネットワーク作りが大事ではないかという気がしています。特に天災と人災というのは繰り返し起こるわけでありまして、今回の大涌谷の事象を見るまでもなく、私どもは東日本大震災という未曾有の大震災を経験しました。ビジネス・コンティニューイティープラン(Business Continuity Plan)という経済の言葉があります。このBCPというのは、どういう風に攻めてどういう風に守るかということですが、それぞれの旅館・ホテル、観光事業者がこういう危機感を持った独自のBCPを作っておくことが大事だと私はいつも思っています。

箱根というのは5ヶ町村が昭和31年に合併した非常に地域文化の違うところです。こ

れを全部行政が網羅するのは難しい。観光協会としてはそれぞれの地区の観光協会を立ち上げ、この辺の避難場所はこういうところだよとか、備蓄はこのくらいあるよとか、それぞれのエリアでそこに来られたお客様に各観光協会が情報提供できるようなシステムを構築するというをやっております。

災害には弾力性というか、強くしなやかな観光で対処しなきゃいけないと思っているんですね。弾力性というのは抵抗力と産業の回復力だと私は見ております。起きた時にどういう風に回復していくか、その回復するにはどのくらいのネットワークをどういう風に活かしていくかが大事だと思っています。

火山の情報は温泉地学研究所が提供されておりますけれど、その後の回復をどうしていくかは自衛隊の協力もいただいています。箱根を越えた静岡県側は自衛隊の基地の集積地で、全国の自衛隊の訓練学校である富士学校、駒門駐屯地があります。箱根に何かあったら、私どもは長尾峠、また乙女峠を通過して、すぐに災害復旧に行くからと。滝ヶ原には1万7500食の備蓄の食料がある。こういう話をもっとお客さんにアピールして、ここに行ったらすぐに逃げられるとか、そういうマップ作りも大事なのかと思っています。

昔から東海道五十三次の要衝ですが、自衛隊の方に話を聞きますと箱根には二子山の火口から7～8km離れたところに防衛省、米軍、民間航空の航空レーダーがずらりとある。もし噴火によってそのレーダーが使えなくなると、陸の通路、空の空路も全部変更せざるを得なくなる、大変重要なところというお話を聞いて、正しく日頃からも大切さが分かってくるような気がいたしました。

浜田：ありがとうございます。今うかがった話を要約すると、観光業であっても、打撃からの立ち直りという時に、継続のための計画を予め用意しておくことが大切だということ、それからやはり地元のあらゆる機関との連携を効率的にやっておくと言うことが大切

だと教訓的に理解しました。

さてこの辺でまともに入れてみたいのですが、今後箱根はどうなって行くのだろうか、希望的・悲観的どちらでも良いのですが、コメント頂けますでしょうか。

箱根の今後について

勝俣(浩)：箱根は火山の恵みを受けて、ここまで発展した観光地です。今回火山の恐ろしさを強烈に感じたわけですが、これからの箱根はやはり火山と共に生きていかねばなりません。この火山の恵みを町民だけではなく観光客の方と共に大切に、皆さんに提供していくそういう使命があると、箱根町民すべて思っております。今回の経験を糧として、皆さんのお知恵も拝借しながら、火山の防災対策を進め、内外の観光客の皆様安心して来ていただける観光地作りをしていかねばならないと考えています。

浜田：日本という国土を考えると、地震あり、台風あり、火山ありで、何ができるかと言ったら、自然災害と共存する国土作りしかないだろうと私も常々思っている者です。高橋さん、お願いします。

高橋：火山というものには確かに危険な面もあると同時に天与の恵みでもございます。私たちは温泉があるのが当たり前と地元でそう思っていたところがあるのですが、原点に立ち返って、天が与えた恵みを人間の生活に活かすのか、どんな活かし方があるのか。

昭和3年に宮内庁が大涌谷一帯の土地を、それまでは御料地だったのですが、民間に払い下げることになりました。その時に日本の資本主義の父と言われる渋沢栄一翁が宮内庁に書簡を出しています。その払い下げの申請書に添えた書簡が残っておりまして、短いですが読ませていただきます。

「大涌谷開放の内規を漏れ承り欣快に耐えません。しかし今度のことは仙石原のみを目的とするものではありません。私の関係している土地は何の影響も受けないかも知れませんが、私は縦令自分の土地に一滴の温泉が来な

くても、地方一般の利益を増進することになるならば真に結構であると喜んでおります」

私たちは、こういう連携と言いますか、自分のことだけを考えるのではなくて、地域全般あるいはもっと広域そして国、日本という国を考える。そういうところに立ち返って温泉を見直してみることが大事ではないかと思っているところでございます。

浜田：さすが明治に岩崎弥太郎から、日本の富を独占しようと誘われた時に断った渋沢栄一だけのことはありますね。

私はベルツが宮内庁に出した提案書を読んだことがあります。まったくドイツ式の温泉地を箱根で作ろうとしていたと読めるのですが、あれが実現していたら、箱根にとってプラスになったろうか、マイナスになったろうか、日本式の温泉を発展させただけで今後の観光や温泉観光にとって良いのかという問題と、西洋的な温泉地を目指すことも果たしてそれが良いことが悪いことか含めてですね、その問題提起を将来的に考えたらどうか。

勝俣(伸)：観光政策の中で温泉は大事でございまして、箱根を訪れるお客様の目的は温泉と食にあると思っています。(ドイツの)バーデン・バーデンも見てきました。あそこではお風呂に入りながらのビジネスのコミュニケーションというのが非常にありますね。限られた旅館滞在の中で夕食時間に迫られて6時に食事に行かなければならない、そういう旅館ホテルのシステムを変えていかないと。ゆったり温泉で治療していくとか治療をする。賛成です。

浜田：外からの要素を投げ込んでみると、箱根も変わる面があるのかなと思ながらも、温泉療養を考えたときに、箱根に温泉医がいるのかと不安になります。

以前に強羅で民活の動きがあり、温泉医がいないところにたまに温泉医が東京から来られて体温や脈拍を測っても、温泉医のいる温泉地にはならない。だから箱根もこれだけ良

い温泉を持っていながら、温泉療養的な面としては古来からの伝統上のものが消えてしまっていると同時に、西洋医学から来た温泉療養の発想も根付いていないように見える。ですから箱根は日本を代表する大温泉地ではあっても、温泉の活用の多様性という点からは、ちょっと物足りない面があるような気がしてならないのです。どなたでも反論していただけませんか。

勝俣(浩)：芦之湯温泉で日本の温泉の良さを取り入れた温泉保養地、それも地元のお医者さんに入っていた取り組みをつい最近始めたところですよ。お医者さんだけではなく、温泉の資格を地域の方に取っていただいて、違った箱根の温泉も楽しんでいただけるように今取り組んでいるところです。

浜田：芦之湯温泉が国民保養温泉地の指定を受けたと聞いて、この点を心配していたのですが、お話を聞いて安心しました。

他に何かこうなったら、こうあるべきだというべき論で宜しいのですが、それを最後に一言お願いできますでしょうか。

人の資質の向上を

高橋：先ほども話に出ましたインバウンドはこれからどんどん発展していきます。外国人の来訪というのは、各地域において「地方創生」の国策に沿った形で積極的に受け入れていくことは地域経済の発展に結びつくものであると思うわけです。今温泉を医療・療養に活かすという話ですけど、私は温泉をもっと広く外国人観光客に対する誘客にもっと活かすという視点から申し上げたいのです。

温泉文化は日本独特の文化でございまして、外国人からすると分かりにくい。私たちにとっては当たり前のことが外国人にとっては分かりにくいということが多々あるのですね。旅館に泊まる際にお部屋に入って、そこから大衆浴場まで行くのにどうしたら良いか分からない。浴衣に着替えて、貴重品を金庫に入れて、そして部屋の鍵を持って、そして部屋の鍵を閉めて出る、我々にとっては常識

的なことが外国人にとっては分からない。

日本の常識は彼等の非常識であり、逆もまた真なり。ウチは実家を増改築しただけの建物ですから、サービス面は大したことはできないのですが、ホスピタリティーの面を充実させようと、立教大学の前田先生の方から、ホスピタリティーがどういうものを御指導いただいて今に至っているものです。外国人の本質を良く理解されないと、どうしてもギャップが出てしまいます。するとトラブルが起こります。

そういう場合にどう対処するかをノウハウとして共有するところまでまだ行っていないので、今は個々のホテルや旅館さんが苦労なさってやっているといるところだと思うんです。今まで数の論理ばかり先行しちゃっていたんですけど、これからはおもてなしの質を高める考え方に転じて行く必要がある。最終的に究極の観光資源は人だと私は思っております。地域も観光協会もいろいろ苦労をなさって、知恵を出して、地域を面として、おもてなしの質を高める。個々の旅館の立場に立てば、人の資質の向上を考えていくようにした方が宜しいのではないかと私は思っております。

地元がまず勉強していく

浜田：勝俣社長も多分基本的には賛成ではないかと思うのですが、一言仰っていただいて、その後で会場から意見をいただこうと考えています。

勝俣(伸)：観光協会として回復に向けた誘客政策をどうするかを考えていますし、来年度の予算にもかかってまいります。温泉にしても火山にしても我々地元民が勉強しなければいけない、これがまず第一であろうと。

今年こういう状況になって神奈川県温泉地学研究所の万年先生にお願いして、地元の観光事業者とエージェントさんに勉強会を呼びかけ、多くの方が集まって、私自身初めて火山を、それから温泉について学んだわけなんですけど、定期的にこういうものを開催して理解を深めていくことが大事だと思います。

そうした基本を捉えながら、これからどう
いう風に箱根をしていくかという中で大切にな
っていくのはやはり姉妹都市の提携ですとか、
各地で今来られた温泉地の皆さんとの民
活も結構ですが、温泉サミットであるとか、
そういうものをしょっちゅうやりますし、箱
根ということで先ほど高橋さんからも出た
SNSの影響はものすごいものですから、海
外のお客様から、実情を見て発信していただ
く。日本国内においては全国レベルのイベ
ントを何とかスポンサーをお願いして続けて
いくことが大事だなと。

そういう意味で8月の苦しいときにゴルフ
トーナメントが箱根仙石原の大箱根で開催
されました。そのコースから大涌谷がオン
エアされた。全国で箱根ってこういう状況
なんだよと。1月2日に箱根駅伝がござい
ますが、レベル4になってもやるという心
強い支援をいただきました。1月にはまた
箱根をお楽しみいただけると。

これから既存の年間行事プラスアルファ
の施策に知恵を出し合っていこうと思いま
す。
浜田：会場からこれが聞きたいという方
があれば挙手をお願いします。

甘露寺：今日のお三方のご意見、素晴
らしい。それぞれ立場は違うのですが、僕
らが聞いていると参考になりました。もう
一つ僕が感じたのは、大災害なんだけ
ど、その対応っていうのも上手い。ある
意味でバランスが取れている。これは3.11
の災害とは違っているので、非常に基本
的なもののベースになるのではないかと
いう感じがいたします。大変今日は有意
義でした。

飯出：温泉ライターの飯出と申しま
す。芦之湯温泉の松坂屋が今閉められて
いますよね、それがどうなるかが凄
い関心事なんです。町の方とか、ある
いは箱根で事業されているお二方がど
のような形でそれを捉えているのかを
是非お聞きしたいと思っているのです
けど。

勝俣(浩)：芦之湯温泉には松坂屋さん
とき

のくにやさんという二つの大きな旅館
があって、温泉地としての良い風情を形
成してこられた温泉場だと私も思ってい
ます。残念ながら松坂屋さんが閉めてし
まいましたけれど、あの風情を残してい
ただけるなら、どなたか引き継いでい
ただければ良いのかなとは思いま
す。

西村：温泉ライターの西村と申しま
す。8月に台湾の人を強羅の宿に招いて泊
まって貰ったのですが、中で火事があ
ったらしいんですけど、中で火事があ
ったらしいんですけど、サイレンが鳴
ったというので火山が噴火したのでは
ないかと心配されてラインで連絡が来
たりしたのですが、外国人の方に噴火
があった時には必ずこういうお伝えの
仕方をします、と宿泊者への説明の仕
方とかいうのをされているのかどう
か。その辺りのことをお伺いできれば
と思います。

勝俣(浩)：避難計画も作っていますが、
数カ国語で対応できるような準備をし
ていますし、今実際に避難計画より細
かいマニュアル作りをしている最中
です。その中で外国の方にどのような
情報伝達をしていったら良いのかも
課題として挙げておりますので、外
国の方が来られて心配なさらないよ
うな対応を必ずしていきたいと思っ
ています。

大山：先ほど勝俣副町長さんの方
から、箱根には温泉地学研究所があ
り、恵まれているというようなお話
がありました。温泉地学研究所ができた
元々は当時の箱根町の町長と湯河原
町の町長の努力によってできたとい
うことがあります。国にすべてを任
せるということ自体が無理ではないか
なということがあります。地元は地
元で対応していくことが必要な
じゃないかなということが一つです。

もう一つ高橋さんにお聞きしたい
のですが、今多くの外国人の方が来
られて、日本の文化と外国の文化と
一つの衝突があると思うんですね。
とかく日本人はおもてなしという
言葉に基づいて外国の文化に右倣
えのようなことをする、それは果
たして良いことなのか。

外国に行くということはやはり異国の文化に触れるということだと思っんですね。同じものだったら別に行く必要はない。これから日本の文化のアイデンティティの主体性というのか、そういうことも含めた形でどうやって対応していくかということについて聞きたいと思うのですが。

勝俣(浩)：研究費を付けたらどうですかということですか。どうしたものか研究費を付けることができるのか、ちょっと分かりません。ただ私どもと温泉地学研究所では非常に連携が取れております。県の防災担当とも非常に良い連携が取れておりますので、今回の対応も非常にスムーズに行うことができました。研究費をとということではなく、上手い連携をこれからも取っていくことが大切だという風に考えております。

司会：以上をもちましてシンポジウムを終了させていただきます。ありがとうございました。

書評①

山村順次著：『47都道府県・温泉百科』

丸善出版 311頁 2015年12月
定価 3,800円(税別)

本書は、温泉地の自然・歴史・文化、そして温泉資源の活用の現状を科学的に記した希少な温泉地誌書であり、本編2部、資料編の付録で構成されている。

まず、日本の温泉地を一般の読者に理解してもらうために、「第Ⅰ部 温泉と温泉地」では温泉の定義と湧出、温泉の泉質と効用、温泉地の発達、温泉地の現状と課題、という4項目について、主題図・絵図・統計表を挿入して系統的に解説している。続く「第Ⅱ部 都道府県別・温泉地とその特色」では、全国47都道府県を「北海道」、「東北地方」、・・・「九州・沖縄」のように10地方に区分して、①年間延べ宿泊客数上位100温泉地のうち資料の整っている94温泉地、②国民保養温泉地92地区(①に該当する温泉地を除く)、③その他特色ある116温泉地、合計300余の温泉地・温泉郷を選定して地誌的に記述している。

第Ⅱ部の内容は、最初に当該都道府県の「地域の特性」と「温泉地の特性」を概説し、選定した「主な温泉地」について紹介する構成になっている。「地域の特性」は、当該都道府県の位置、地形、気候、歴史、産業、温泉について記述し、最後に旧国名、県花、県鳥を示すことで、地域資源の観光活用が読者に理解できるように配慮している。

そして、次の「温泉地の特色」で当該都道府県の温泉地数、源泉数、湧出量を明記して全国の位置づけを把握し、温泉地形成の背景・経緯を表現している。これらの知識を得た読者は、当該都道府県の「主な温泉地」へと導かれる。「主な温泉地」の名称の後には、当該温泉地の泉質が明記されている。また、既述の94温泉地については年間延べ宿泊客数と全国の順位が示され、国民保養温泉地に

指定されている温泉地は、それが記されている。

温泉地名は大きめのゴシック文字で表記しているのを見やすく、しかもすべての温泉地名にふりがなが付けられている。このため読者は正確に温泉地名を呼称することができる。

内容は、まず当該都道府県内の位置を示し、温泉地の地名の由来と歴史の概説、温泉地の発展と温泉施設や観光名所、伝統行事やイベント、伝統産業と工芸品・特産品、温泉地ゆかりの歴史上の人物や著名な文人墨客など、要領よく解説している。

また、温泉地の活性化の取り組みを紹介するとともに、著者の提言も加えて論述している温泉地もある。たとえば、山形県の銀山温泉の景観づくりをあげて、地元住民が自ら積極的に取り組むことの重要性を主張している(87頁)。そして、最後に「交通」の項で、最寄りのJR鉄道駅から路線バスでの所要時間を明記することで、温泉地へのアクセス性を読者に伝えている。

さらに、情景写真28枚、温泉集落絵図2枚、主題図13枚、統計表9枚など、関連資料を収録した34頁におよぶ「付録」を加えることで、本書の記述内容を科学的に実証できる構成に仕上げている。

なお、温泉地の位置を示す地図は、都道府県ごとに最初の頁に小さく挿入されているが、地方ごとに1頁を割いて、鉄道や高速道路、都市や河川・山地などを記入することで、温泉地の場所が確認しやすくなるものとする。

本書は、温泉旅行の案内書として、さらに温泉・旅行関係者や観光関連の教育・研究機関などの図書として好個の著書である。

(池永正人)

書評②

石川理夫著：『温泉の平和と戦争 東西温泉文化の深層』

彩流社 240頁 2015年11月
定価 2,000円(税別)

平和領域、憩いの場、避難所、聖域などを意味するドイツ語「アジール」が本著を流れるキーワードだ。著者は、洋の東西の温泉の歴史、文化を、膨大な資料をひも解きながら丹念にたどっていく。

古代ヨーロッパを支配したケルト人にとって、地中から湧き出る泉水は恐れ多いものであり、異界に通じるものとして神聖な存在だった。また温泉には、病気を改善させたり治癒させる力があることも知っていて、崇拜(信仰)の対象だった。温泉地は、この時代から神宿る聖地であり、巡礼が行われていたという。

さらに、戦争の最中でも乱暴狼藉(ろうぜき)をして秩序を乱すことを禁じたアジールとしての温泉地が存在したことを解き明かす。ことにヨーロッパでは、戦争当事国同士の間によって、中立性を保証し、傷病兵の手当てを担った温泉保養地が、赤十字発足の精神にもつながっているという事実には驚かされる。

各章の末尾に並んでいる数多くの参考文献が、気が遠くなるような分析作業を想像させる。だが、学術書・専門書ではなく、とても読みやすい一般書に仕上がっている。「知らなかったこと」のオンパレードであり、一気に読み終えた。

オーストリアのハプスブルク家とプロイセン王国が戦った七年戦争の真っ最中に、戦争当事国同士が「温泉地中立化協定」を交わしている。双方の指揮官による保護状・通行免状を持参すれば、指定された温泉保養地で温泉療養が受けられた。画期的な国際協定である。

神聖ローマ帝国を占領したナポレオン軍の

司令官も、現ドイツ北西部の三つの温泉地に対して、「安全を完全に保証する」という布告を出している。

一方、日本においてもアジールとしての温泉地が存在した。織田信長の命で加賀の一向一揆を攻めていた柴田勝家が、占領した山中温泉に対して、「(自らの)軍勢は、乱暴狼藉や占拠、放火、暮らしに必要な竹木の伐採をしてはならない。違反の輩(やから)あれば、速やかに罰する」という趣旨の禁制(きんぜい)を出しているのだ。

小田原攻めをした豊臣秀吉も、底倉温泉などがある箱根山中の底倉村に対して、湯入りの宿をとって、無理に押し入り、狼藉の輩あるまじき候一という掟書(おきてがき)を与えている。「心身を癒す温泉場、湯治場としての存在価値を自ら認めた上で、その安寧、平和維持を約束したといえるだろう」と著者は分析している。

だが日清戦争以来、日本の温泉地は「お国のため」と戦争遂行体制に組み込まれた歴史も持っている。傷病兵の転地療養所となったり、陸軍病院の分院が置かれたりしたのだ。太平洋戦争では、学童疎開の場ともなった。そこは空襲からの避難所であったかもしれないが、遠く離れた父母や家族を思う辛い異郷の地でもあったのである。

本著から、弱者に寄り添ってきた温泉地が浮かび上がってくる。「温泉の平和と戦争」というタイトルが斬新であるとともに、温泉が持つ力と懐の深さ、温泉の価値、温泉地の存在意義といった核心に迫る新たなジャンルを開いた一冊といえよう。

(飯島裕一)

学会記事

●日本温泉地域学会第27回研究発表大会・総会

2016(平成28)年6月5日(日)・6日(月)の両日、日本温泉地域学会第27回研究発表大会・総会を長野県下伊那郡下條(しもじょう)村の下條温泉にて開催します。

温泉資源の豊かな長野県にあっても下伊那地方は温泉に恵まれているわけではない地域でしたが、阿智村の昼神温泉を草分けとして、下條村でも掘削によってアルカリ性単純硫黄温泉が湧出し、公共日帰り温泉施設や宿泊施設等で温泉を地域住民の健康増進、観光客誘致に役立てています。同じように温泉開発利用に取り組んでいる下伊那郡の近隣町村とともに、広域合併をせずに自立を志向する町村がどのように温泉を利活用しているか、その事例、課題を共有していきたいと思えます。

また、今大会では理事会、総会も開催しますので、参加のほどよろしくお願ひします。

日本温泉地域学会第27回研究発表大会・総会スケジュール

開催温泉地：長野県下伊那郡下條村下條温泉

開催日：2016(平成28)年6月5日(日)・6日(月)

発表会場：下條村コスモホール「小ホール」TEL.0260-27-1050

宿泊施設：下條温泉「月下美人」TEL.0260-27-1008

懇親会場：下條温泉「月下美人」

視察会集合：6月5日(日)13時 JR 飯田線飯田駅＝高速バス飯田駅

受付：6月5日(日)17:00～下條温泉「月下美人」

6月6日(月) 8:50～下條村コスモホール

参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、その他1,000円(資料代)

懇親会費：5,000円(学生3,000円)。学会指定宿を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれます

宿泊費：学会指定宿を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋2～3名利用基本で1人当たり料金1万2,000円(消費税+入湯税込)です。なお、1名1室希望の場合は、宿泊料金2万1,000円(消費税+入湯税込)です。

参加申込：参加者は下記参加形態によって該当金額を郵便振替で学会事務局振替口座宛に5月9日(月)(必着)までに払い込んでください。

交通案内：集合場所のJR飯田駅＝中央高速バス飯田駅に視察会出発時間までに到着する公共交通機関(バス・鉄道)の時刻は下記のとおりです。

【東日本エリアの会員】新宿西口BT 08時00分発高速バス飯田駅12時16分着

【西日本エリアの会員】名古屋駅東口名鉄名古屋駅BC 11時00分発高速バス飯田駅12時40分着

【鉄道利用の会員】JR豊橋駅10時08分発特急ワイドビュー伊那路、飯田駅12時40分着

帰りはシンポジウム終了後、宿のマイクロバスで飯田駅まで送ります。東日本方面では飯田駅16時04分発高速バス新宿西口20時15分着に、西日本方面では飯田駅15時34分発高速バス名鉄BC17時35分着に間に合います。

研究発表大会・総会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を5月9日(月)必着で前納してください。払い込みによって学会参加申し込みとします。なお、本年度年会費(賛助会員:3万円、一般会員:4,000円、学生会員2,000円)未納の方は、以下の金額に年会費をプラスして送金してください。大会・総会に参加されない会員も、同封の郵便振替用紙で本年度年会費を納入ください。

学会指定宿泊+学会参加 : 12,000 + 2,000 = 14,000円(学生:13,000円)

懇親会参加+学会参加 : 5,000 + 2,000 = 7,000円(学生:4,000円)

視察会・学会参加のみ : 2,000円(学生:1,000円)

郵便振替口座番号: 00190-6-462149

加入者名 : 日本温泉地域学会

日程

6月5日(日) 視察会、懇親会

13:00 飯田駅前をバス出発。マイカーの会員はバスの後を付いてきて下さい

13:00~16:50 視察会:下條温泉コスモスの湯~南アルプス遠望のソバ花畑~果樹園見学~国重文の大山田神社~標高777mにある入登山神社~吉岡城址公園~南・中央アルプス一望の極楽峠~隣の阿南町阿南温泉「かじかの湯」

17:00 月下美人で懇親会・宿泊の受付

18:30 懇親会(月下美人)

なお、宿では恒例の「ミニミニコンサート」と、晴天であれば星空観察会が催される予定です。

6月6日(月) 研究発表大会・理事会・総会(会場:コスモホール小ホール)

8:50 受付

9:10~10:10 研究発表

10:10~10:20 休憩

10:20~11:40 研究発表

11:40~12:35 昼休み 理事会開催

12:35~13:05 総会

13:15~14:50 基調講演とシンポジウム(無料公開)

研究発表大会・総会プログラム

6月6日(月)

自由論題 発表時間:20分(発表15分、質疑5分)

座長:中山昭則(別府大学)

9:10~9:30 辻のぞみ(名古屋短期大学):「外国人向け日本旅行ガイドブックにおける温泉に関する記述の考察」

9:30~9:50 西村りえ(温泉ライター):「台湾の温泉と湯守観音~北投温泉、谷関温泉の開発と温泉思想の受け継がれ方」

9:50~10:10 浜田眞之(国際温泉研究院):「インドネシアの温泉資源状況と利用開発の展望」

10:10~10:20 休憩

座長：布山裕一（流通経済大学）

- 10：20～10：40 石川理夫（温泉評論家）：「江戸時代の温泉番付にみる温泉地の受容と変遷」
- 10：40～11：00 梨本修造（高山村村議）：「信州高山村の公共温泉施設の活用実態と課題」
- 11：00～11：20 山田 等（聖徳大学）：「バリアフリーと温泉地域・旅館」
- 11：20～11：40 喬 炎（長野県看護大学）：「松代温泉水の浸浴によるドライスキンの改善効果」
- 11：40～12：35 昼休み 理事会開催
- 12：35～13：05 総会

基調講演とシンポジウム（公開）

司会：徳永昭行（長野市開発公社）

- 13：15～13：35 基調講演 伊藤喜平（下條村村長）：「自立を守る村の取り組みと展望」
- 13：40～14：50 シンポジウム「自立を志向する信州下伊那の町村における温泉の意義と課題」
- コーディネーター：浜田眞之（国際温泉研究院代表）
- パネリスト：兎島博司（下條村観光協会会長）
- ：勝野一成（阿南町町長）
- ：原 文典（長野県観光協会活性化研究会元委員・
昼神温泉「尾張あさひ苑」）

- 日本温泉地域学会第26回研究発表大会・総会は、2015（平成27）年11月23日（月・祝日）・23日（火）の両日、神奈川県箱根町箱根湯本温泉にて開催され、62名の会員をはじめ講演会・シンポジウムには地元箱根町を中心に多くの参加を得ました。

箱根では大涌谷における活発な火山活動に伴う警戒レベルが9月11日にレベル2に、そして大会直前の11月20日にはレベル1に下がり、連休には観光客の戻りが顕著になるなど地元にとってほっとさせる状況の中で開催されました。視察会では、箱根での火山活動の監視と研究を続けている神奈川県温泉地学研究所を祝日にもかかわらず見学させていただき、また湯ノ花沢温泉における町の温泉造成施設見学、このたび新しく国民保養温泉地に指定された名湯・芦之湯温泉での入浴体験もありました。懇親会では箱根町の山口昇士町長、箱根温泉旅館ホテル協同組合の鈴木茂男理事長、箱根町観光協会の勝俣伸理事長からあいさつをいただきました。箱根大会の開催準備に尽力された辻内和七郎実行委員長にはあらためて御礼申し上げます。

- 2015（平成27）年9月28日から30日まで群馬県草津温泉で草津町の後援により開催された第12回草津温泉観光士養成講座には、これまで最大規模の62名の受講者がありました。合格者には「温泉観光士」の証書が授与されました。

続いて、2016（平成28）年2月18日（木）から20日まで、3回目となる熱海温泉観光士養成講座（「温シェルジェ&温泉観光士」養成講座）が熱海市との共催により開催されました。会場の関係から定員を超える受講希望者は残念ながらお断りせざるをえない状況で、こちら63名の受講者が熱心に2日半に及ぶ講座を受講しました。合格者には「温泉観光士」ならびにNPO法人エイミック認定「温シェルジェ」の証書が授与されました。熱海での養成講座開催はNHK静岡放送局、静岡新聞、熱海新聞、伊豆毎日新聞などで大きく報道されました。きめこまかい準備、広報活動、会場での対応、講師陣との懇親会の設定まで講座のスムーズな開催運営を担ってくださったエイミックの皆様へ感謝申し上げます。

なお、第13回の草津温泉観光士養成講座も本年9月には開催を予定しています。日程等については草津町との調整で決まり次第、第一報を学会ホームページに載せますのでご覧ください。

- 今号から学会誌に「温泉裁判例研究」という新規ジャンルを設けました。広く温泉(地)にかかわる裁判事例を検証・考察した論稿を掲載していきます。
- 次号の学会誌『温泉地域研究』第27号(平成28年9月25日刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず投稿規程・執筆要領(学会ホームページに掲載)に従い、これまでの学会誌を参考にして、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に原稿送付状とともに本文原稿(ワードで作成)ならびに図版(本文に割付または別途添付)を送付してください。原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。なお、第27号への原稿送付締切りは**7月15日(金)必着**です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたのから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。
- 例年11月中旬前後に開催する秋季の研究発表大会については、まだ開催地が決まっていますが(決まり次第、学会ホームページにて第一報を掲載)、研究発表を予定されている会員は、次号第27号の学会記事掲載に間に合うよう8月20日(金)までに事務局まで発表タイトルと簡潔な要旨を添えて申し込んでください。研究発表申込みも常時受付けています。
- 学会ホームページでは学会ニュースをたえず最新のものに更新しています。会員はふだんから学会HPを閲覧するようにお願いします。

Journal of Studies on Spa Region

No.26
2016.3

contents

Articles

- A Study of Established Processes of “a Summer Resort Era for Foreigners” in Unzen
Hot Spring Using English Literature Toshinao OKAYAMA (1)
- Yuna of Arima Onsen Drawn in Ukiyo-e – The Research about Changing their Costume
and the Contents of their Jobs – Yuki TARUI (13)

Research Notes

- Comparative Study of Fungicidal Power of Acidic Hot Springs and Suitable Condition
for Hot Spring Cure Kaoru MATSUMOTO (25)
- Tourism Development with Hot Spring Facilities at Lampang Prefecture, Northern Thailand
..... Tatsuo URA, Takaaki KOBORI, Anawut CHOOSUP, Pantira SIGTAIPOB (31)

Case Studies

- A Case which 23% of the Hot Spring Water Supplying Business Profit Shall be Paid
as a Use Fee by the User without “Hot Spring Picking Concession”--Right to Draw
Water from the Source of Hot Spring-- Akira MURATA (39)
- A Case which the Court Ruled that a Person Drilling for Hot Spring, Managing
and Utilizing it Based on an Agreement with a Land Owner Had Acquired the
Right to it and May Excise the Right to Eliminate Obstruction against a Third Party
..... Masashi ICHIKAWA (47)

Symposium

- Present Situation and Issues of Hakone Hot Spring Area (53)

Book Reviews

- Junji YAMAMURA 『Spa Guide for the 47 Prefectures of Japan』 Masato IKENAGA (64)
- Michio ISHIKAWA 『Peace of Hot Spring and War』 Yuuichi IJIMA (65)

- Notes and News (66)